

平成30年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価に関する報告書
(平成29年度事業対象)



平成31年1月

都城市教育委員会

【目次】

○ H30 年度教育に関する事務の点検評価実施要領	・ ・ ・ ・ ・ P 1
1 教育委員会の活動状況	
（1）教育委員会の会議の運営等	・ ・ ・ ・ ・ P 7
（2）教育委員会の会議の運営等に対する自己点検、評価	・ ・ ・ ・ ・ P 107
（3）その他、教育委員の活動	・ ・ ・ ・ ・ P 109
（4）その他、教育委員の活動に対する自己点検、評価	・ ・ ・ ・ ・ P 122
2 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	・ ・ ・ ・ ・ P 124
3 自己点検、評価に対するまとめ、外部評価委員からの提言	・ ・ ・ P 142
※ 都城市教育委員会外部評価委員設置規程	・ ・ ・ ・ ・ P 145

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領について

1 自己点検・評価の考え方

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第 26 条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することになっています。同時に、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

都城市教育委員会では、平成 29 年度、本市の教育の発展のために様々な事務事業に取り組んでまいりました。その事務事業の政策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、今後の的確な政策立案と市民への説明責任を果たす上で、重要なことです。このような観点から、法第 26 条の規定に基づき、具体的な事務事業の内容の点検・評価を行い、公表します。

2 具体的な点検・評価の方法

項 目	点検・評価方法
1 教育委員会の活動状況 (1)教育委員会の会議の運営等 (2)その他教育委員の活動	平成 29 年度の教育委員会の会議の運営等及びその他教育委員の活動状況実績に対する全体的な点検・評価を行う。
2 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	都城市総合計画の後期実施計画期間(平成 25 年度から平成 29 年度まで)の主要事業計画において採択され、かつ、平成 29 年度当初予算に計上された事務事業及び平成 28 年度予算で 29 年度に繰越された事務事業に対する実績、評価及び課題の検証を行い、その達成度に基づき、5 段階評価とします。 評価 5 達成度 100% 評価 4 達成度概ね 80% 評価 3 達成度概ね 60% 評価 2 達成度概ね 40% 評価 1 達成度 20%未満

3 外部評価の方法

「都城市教育委員会外部評価委員設置規程」に基づき、外部評価委員 2 名を委嘱し、上記の点検・評価の結果について意見を求めます。上記のうち、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、担当課から成果指標の達成度等の聴き取りを行います。

4 公表

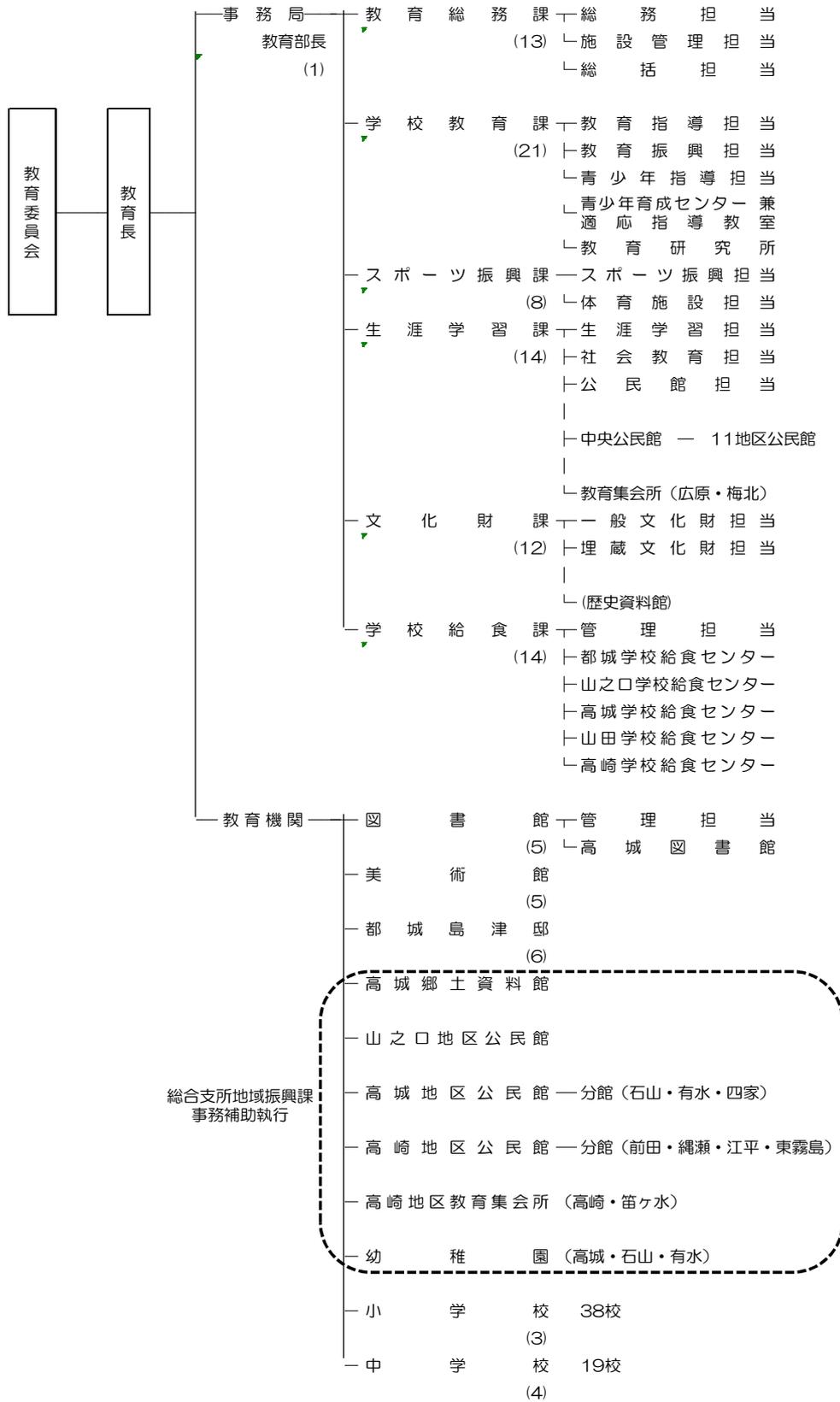
外部評価委員による評価後に、「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（平成 29 年度対象）」としてまとめ、市議会議員全員に配付するとともに、市のホームページで公表します。

5 平成 29 年度都城市教育委員会委員

職 名	氏 名	
委員長	小 西 宏 子	こにし ひろこ
委員長職務代理者	赤 松 國 吉	あかまつ くによし
委員	中 原 正 暢	なかはら まさのぶ
委員	濱 田 英 介	はまだ えいすけ
教育長	黒 木 哲 徳	くろぎ てつのもり

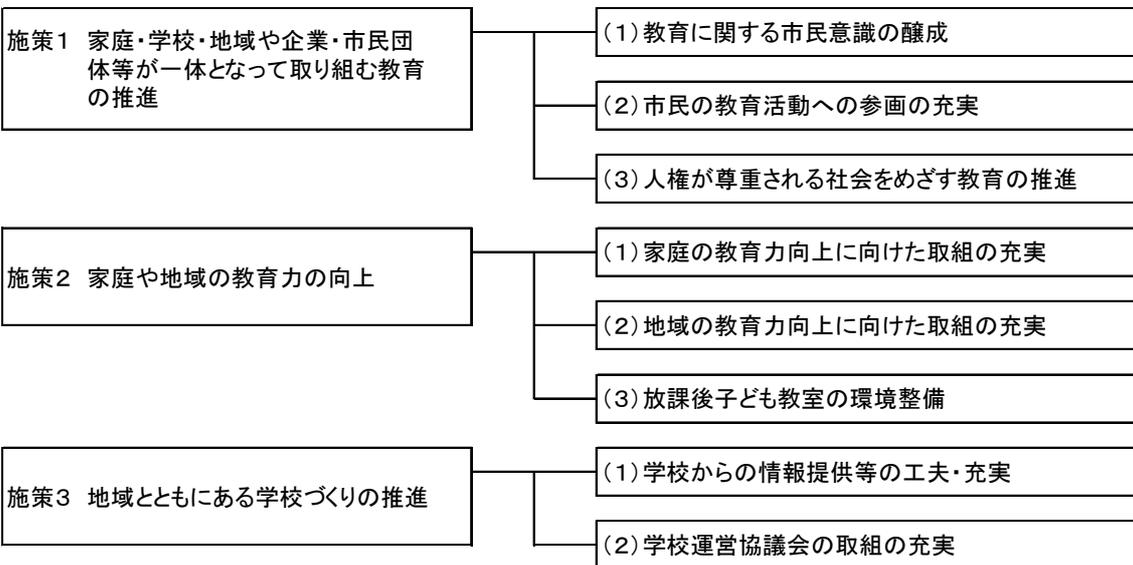
6 都城市教育委員会組織図

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

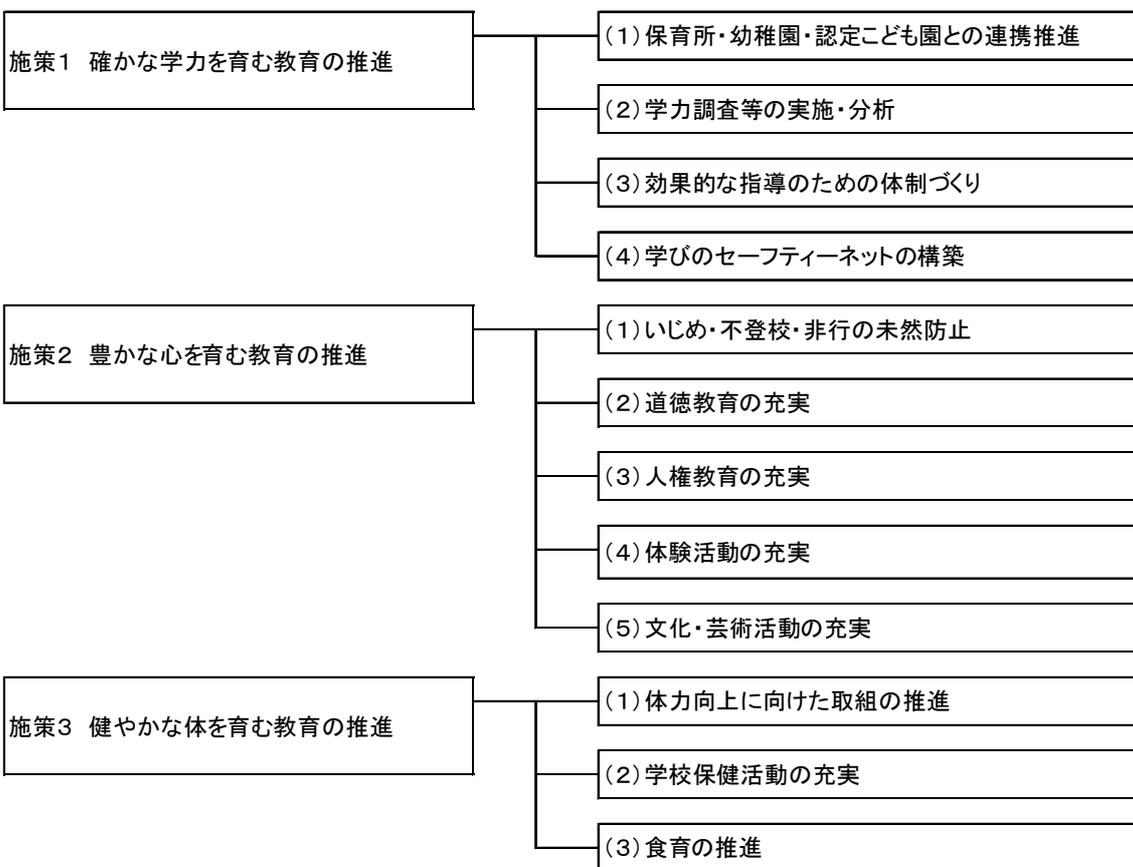


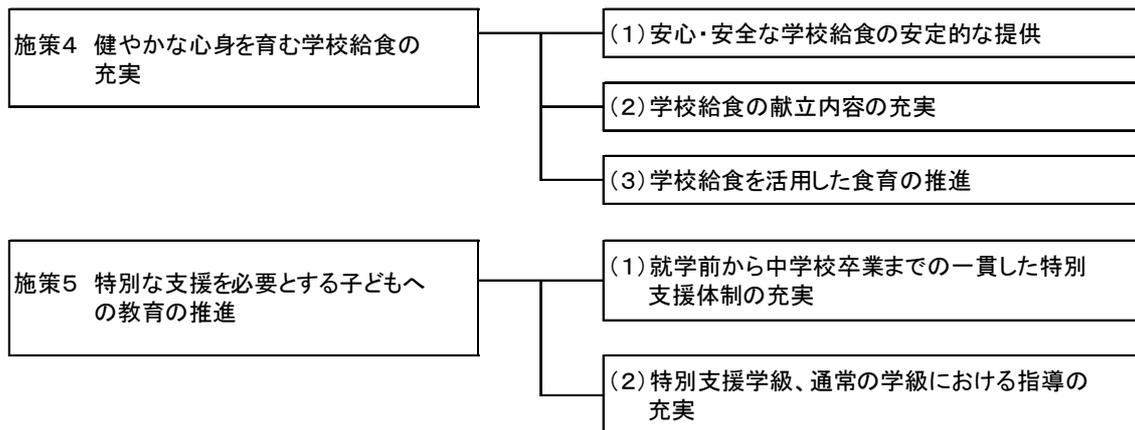
7 施策の基本目標・体系

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

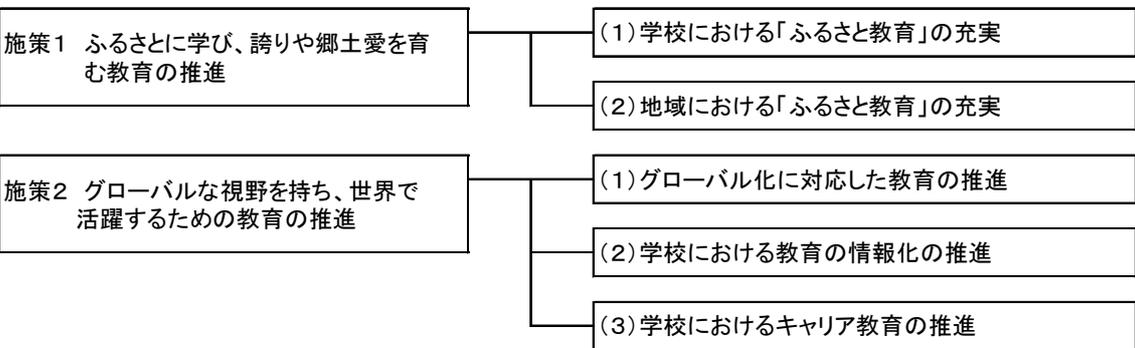


基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

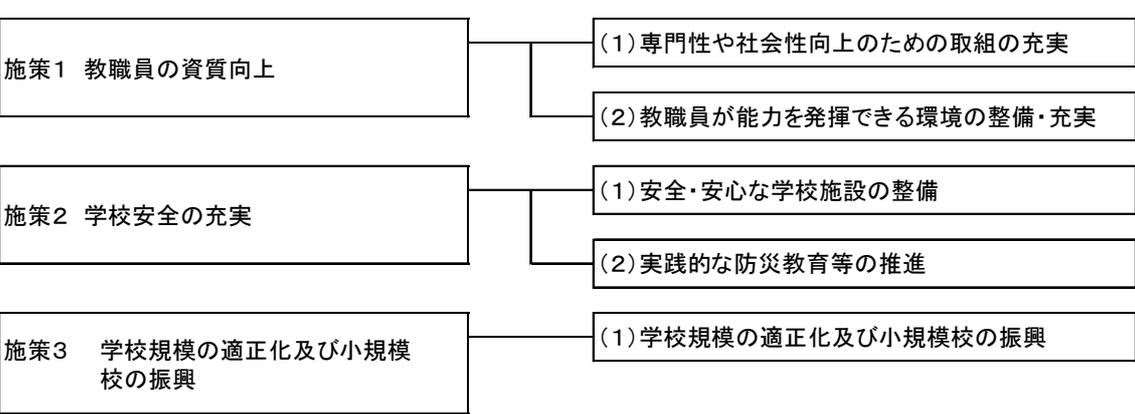




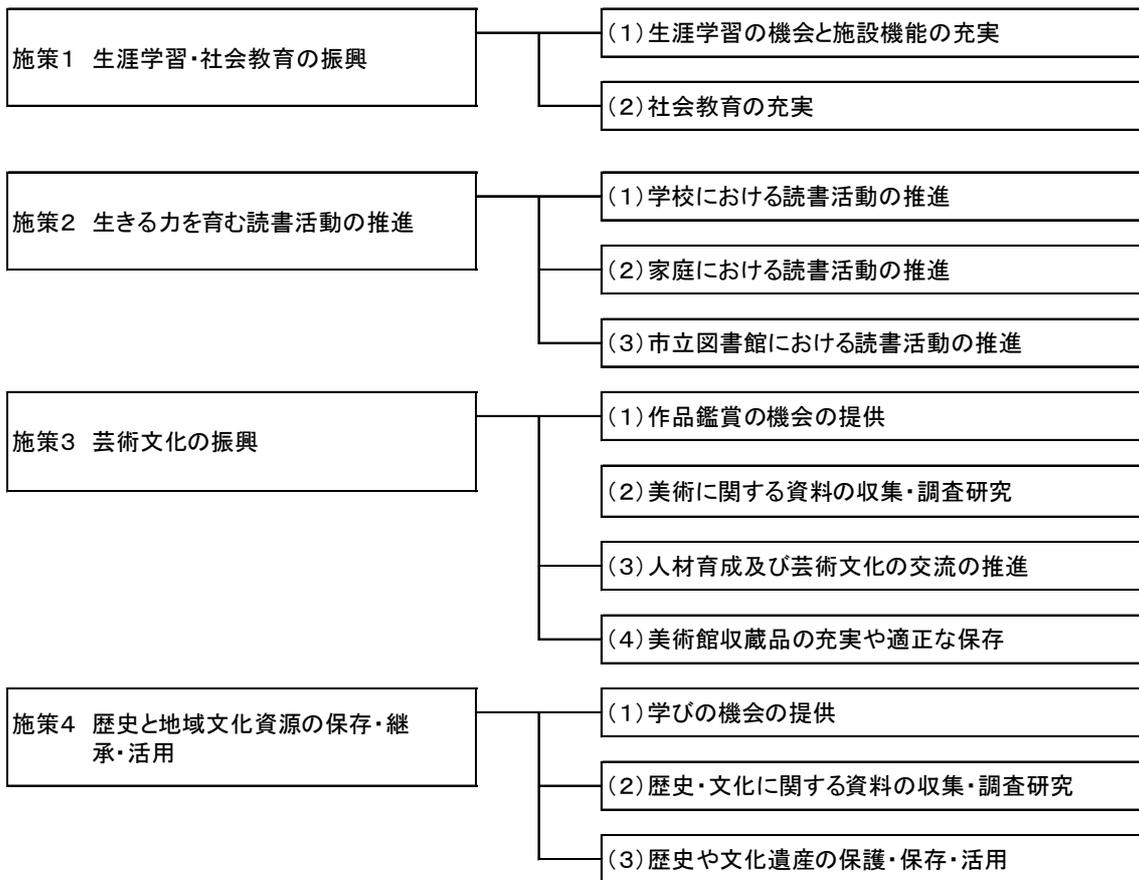
基本目標3 ふるさを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進



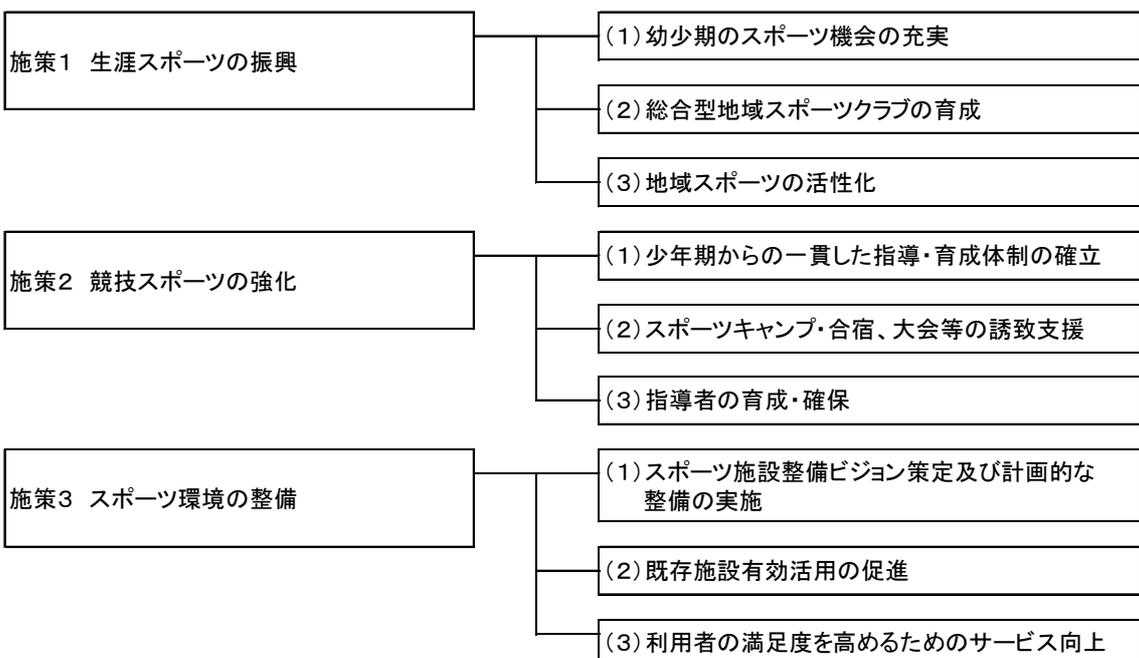
基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実



基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進



基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進



1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の会議の運営等

都城市教育委員会における会議は、毎月 1 回の定例会のほか、必要がある場合に臨時会を開催し、教育委員会の決定を要する議案について審議を行っています。併せて、重要事項について事務局及び教育機関が報告等を行っています。

事前に教育委員に会議資料を配付し、各委員が十分に内容を把握したうえで、委員会での審議、検討を行いました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定に基づき、教育委員会を事前に市のホームページで公表しました。さらに、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、定例会及び臨時会の会議録を市のホームページ上で公表を行いました。平成 29 年度の教育委員会会議の開催状況は、次のとおりです。

○教育委員（教育長を含む） ●教育委員会事務局

4 月 5 日 (水)	南別館 3 階委員会室	報告 30 件	議案 2 件	傍聴人 0 人
教育長報告及び付議案件				
<p>1 教育長報告</p> <p>ふるさと育成協議会というのが作られたのはご存じのことかと思うのですが、ふるさと育成協議会というものはどういふ協議かといいますと、色々家庭の事情で進学ができない子どもたちを企業が受け入れて、高等学校へ通わせながら育ていくという仕組みでございます。実は、ふるさと育成協議会の先代会長からの意向がございまして、そのことについて報告をさせていただきます。</p> <p>平成 28 年度の中学校卒業生、今年度 3 月ですけれども、泉ヶ丘高等学校普通科定時に進学した山之口中学校の生徒 2 名を協議会会員として受け入れたということでございます。生徒の環境は、かなり困難であるということなのですが、受け入れる企業が 2 社ございまして、そこに一人ずつ就職をして、夜間の泉ヶ丘高校の定時に通いながら、その企業に勤めるという形になります。会社のほうは、給与 1 号財形という形で貯蓄して、16 歳になったら原付の免許を取得させ、それから 18 歳になったら自動車の免許を取得するための原資に充てたいと言っておられます。ということ、これからこういう仕組みで貧困格差の中で、受け入れていただいているという、大変ありがたいと思っております。</p> <p>以上が、今年度そのような形で都城市もスタートしましたので、またこの仕組みが子どもたちの育成に大きな役割を果たしてほしいと思っております。</p>	<p>教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見</p> <p>○小西委員長 毎年度 2 名ですか。</p> <p>○黒木教育長 同協議会が山之口中学校の担任の先生に説明をして、そして、保護者等に説明をして進めてくれたということがきっかけで、この 2 名が高校へ進学したということでございます。こういう制度そのものが完全に PR されているわけではないので、中学校側からの紹介ということが大きいかと思います。</p> <p>先代会長さんが山之口にある企業の社長さんなので、山之口中学校の担任からの説明ということでございまして、2 名なのか、3 名なのかという人数については承っておりません。今年度は 2 名受け入れて、2 つの会社が手を挙げたということです。</p>			

2 付議案件

報告第 1 号 専決処分した事務について (平成 28 年度都城市教育委員会名義後援について)

報告第 2 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (定期人事異動について)

報告第 3 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (学校歯科医の委嘱について)

報告第 4 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (都城市教育相談員の委嘱について)

報告第 5 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (平成 29 年度学校事務の効率化に関する共同実施主任並びにサブリーダーの発令について)

報告第 6 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (都城市小中学校共同実施支援室の指定について)

報告第 7 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (都城市小中学校共同実施支援室長並びに副室長の指定について)

報告第 8 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (平成 29 年度事務主任の発令について)

報告第 9 号 都城市立小・中学校におけるフッ化物洗口事業について (案)

報告第 10 号 平成 29 年度都城市小中一貫学力向上指定研究事業の要項の制定について

報告第 11 号 平成 29 年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校の指定について

報告第 12 号 平成 29 年度都城学校教育ビジョン指定研究学校の指定について

報告第 13 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (小規模特認校制度を利用した入学)

報告第 14 号 平成 29 年度都城市中学校教員支援事業実施要項の制定について

報告第 15 号 指定管理者制度導入施設における管理運営方針 (案) について

報告第 16 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (都城市スポーツ推進委員の委嘱について)

報告第 17 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (放課後子ども教室コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について)

報告第 18 号 平成 29 年度都城市子どもフェスティバル開催要項の制定について

報告第 19 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (都城市特別職に属する非常勤職員の任命について)

報告第 20 号 平成 29 年度都城市よか・余暇・学習ネットワーク事業費補助金交付

【報告第 9 号】

○赤松委員

学校での事項の中で、校長が職員に対して職務命令等で実施の「等」は何を指すのですか。

●学校教育課長

職務命令もしくは、イメージにあるのは養護教諭とか、そういうものを担う方々に対して、あなたの業務ですよということ、任せてしまうということがないよということでございます。

○赤松委員

この「等」はきっちり何を意味しているのだということ、これが明確になっていたほうがいいと思います。これ以外にしなければ外していいのかと私は思います。

洗口液の作成について、関係機関内で協議するというこの関係機関はどこが入っていますか。

●学校教育課長

「等」でございますが、委員のおっしゃるとおり、ここは職務命令で実施されると訂正をかけたと思います。

関係機関は、学校の状況を踏まえてということでございますので、もちろん、学校も含めますが、薬剤師会、歯科医師会、そして、保健所とかそういうところが入ってくると思います。

○小西委員長

モデル校を指定して、保護者の 3 分の 2 以上が希望した場合に実施するとありますが、モデル校を指定する時に、またそこで保護者の 3 分の 2 ということを図られるわけなのですか。

●学校教育課長

3 分の 2 賛同を得なかった場合は、そこはモデル校になりません。モデル校ではありますけれども、そこは実施しないということになります。

○赤松委員

子どもが家庭で持ってきたものを口にするとか、そういうのとは性格が違っているので、希望者であっても、学校で実施することについては、慎重に行うべきだと思います。きめ細かく、準備、検証して、今後の仕事が進んでいくことを期待しています。

【報告第 15 号】

○中原委員

高崎総合公園、こだけ非公募により都城盆地地域振興株式会社を特定とすると
 いうのは、いわゆる三セクの経営統合に関する係上ということですか。

●スポーツ振興課長
 温泉を管理する候補者が今後統合するというお話があり、この会社を一体的な管
 理運営をするということで、非公募ということで特定をさせていただきたいと考
 えております。

○赤松委員
 地元の方が今まで働いたのが働けなくなるといふことにつながるなどといったこ
 とはないのでしょうか。

●スポーツ振興課長
 非公募については、従来雇用されているところの運営体で雇用されていると思
 うので、特段変化はないと思いますが、公募により受託するとした場合には、雇用
 はなくなる懸念はございます。

○赤松委員
 運営に関する評価というのとはどこかがされているのですか。

●スポーツ振興課長
 管理運営状況を当課の担当で状況を確認しています。

○小西委員長
 利用料金制を採用するとうたうたうたうたうたうたうたうたうたうたうたうた
 ●スポーツ振興課長
 利用料金制は、使用料を運営の一部として充てて運営する方式です。委託はする
 が、使用料等はすべて市費に入れていただく使用料金制という形の2つの方式があ
 ります。

【報告第17号】
 ○赤松委員
 教室コーディネーターと子ども教室の教育活動推進員とサポーターと3つのお仕
 事があるということですが、これの違いについてお聞かせください。

●生涯学習課長
 コーディネーターとは、中心となる存在でございまして、重要な役割を担いま
 す。特に、教育活動サポーターや地区公民館との打ち合わせやスタッフ会議を積極的
 に行い、スタッフ間の連携を十分を図っている方でございます。教育活動推進員につ
 きましては、西岳地区放課後子ども教室に配置しております。学校の教育活動の支
 援や放課後等における学校支援、体験、交流活動等のプログラムを中心に実施いた

要項の制定について
 平成29年度企画展「絵本都城の歴史」の世界」開催要項の制定につ
 いて
 平成29年度春季体験学習「いざ！春の陣〜武将になって城跡探検〜」
 の開催要項の制定について
 平成29年度都市立美術館行事予定について
 都城島津邸五月人形展開催要項の制定について
 「島津 de 端午2017」開催要項の制定について
 臨時代理した事務の報告及び承認について（幼稚園園長・副園長の任
 命及び発令について）
 都城市高城郷土資料館「こどもの日企画―北郷忠相公鑑兜の着用体験」
 の開催要項の制定について
 市保育料の改正について
 臨時代理した事務の報告及び承認について（都市学校運営協議会規
 則の一部改正について）
 都城市学校分収林積立基金補助金交付要綱の一部改正について
 平成29年度都市就学援助費の支給限度額について
 都城市立図書館システム選定委員会設置要項について

します。それから、教育活動サポーターにつきましましては、子どもたちが安全で安心して活動に参加できるように見守るといふこととさせていただきます。

【報告第18号】
 ○小西委員長
 実行委員会は大体何人ぐらいで構成されているのですか。
 ●生涯学習課長
 去年は子ども実行委員会は22名でございます。大人実行委員会が12名、それから、南九州ボランティアの方が46名で、80名をスタッフとしました。

【報告第28号】
 ○濱田委員
 新しい保育料の変更は期限付きとかそういうことではないのですね。
 ●高城教育地域振興課長
 期限というものはなくて、国の基準とか、そういうものの改定があれば、また見直しをされていくと思います。

お手元にございます生徒指導現状についてという一枚の資料でございますけれども、表になっているものでございます。これは、昨年度の3月までの集計ということで、昨年度1年間の様子がここにされて表にしてございます。とり一番目は非行等問題行動でございます、合計52件ということでございます。とりわけ、万引きをはじめ、夜の徘徊、家出等でございます。一昨年に比べると若干減少しております。

不登校傾向につきましては、不登校が増えつつある現状にございまして、そこにありますように、3月は209ということで、足し算ではなくて通算でございます。3月に209名いたということでございます。ただ、残念ながら、増え続けているというところで、新規の不登校生が今、75名増えてきております。

3番目、いじめ件数につきましては、アンケート等で学校側が調べたものでございまして、軽微なもの等も含めて、認知、子どもたちがいじめと感じておりますので、それだけの件数になっているわけでございます。そのうち、市内中学校で起き

5月定例教育委員会	5月10日(水)南別館4階研修室
報告15件 議案4件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
<p>○小西委員長 この嘆願書の中の理由の3番目なわけですけれども、学校での声かけを行い、その内容を帳面に記載して私との情報交換を行ったが、十分な報告がなされなかったことというのが、声かけというのは、他の先生方に全部、このことを理解していただいたという意味の声かけなのでしょうか。</p> <p>○黒木教育長 そういういじめをしないようにということではないかと思いますが、声かけというのは子どもに対して声をかける、被害があった子どもに対して見守るといふ意味での声かけもあると思います。今日の一日がどうであったかというところは、毎日、担任が帳面に記載してお母さんに届けてあるのです。ところが、いじめられているかどうかは一言も書いていないというのが、お母さんの言い分だったようです。</p>	<p>教育長報告及び付議案件</p> <p>1 教育長報告 お手元にございます生徒指導現状についてという一枚の資料でございますけれども、表になっているものでございます。これは、昨年度の3月までの集計ということで、昨年度1年間の様子がここにされて表にしてございます。とり一番目は非行等問題行動でございます、合計52件ということでございます。とりわけ、万引きをはじめ、夜の徘徊、家出等でございます。一昨年に比べると若干減少しております。</p> <p>不登校傾向につきましては、不登校が増えつつある現状にございまして、そこにありますように、3月は209ということで、足し算ではなくて通算でございます。3月に209名いたということでございます。ただ、残念ながら、増え続けているというところで、新規の不登校生が今、75名増えてきております。</p> <p>3番目、いじめ件数につきましては、アンケート等で学校側が調べたものでございまして、軽微なもの等も含めて、認知、子どもたちがいじめと感じておりますので、それだけの件数になっているわけでございます。そのうち、市内中学校で起き</p>

た、新聞で報道された問題が1件ございます。これはまた後で補足させていただきます。深刻なところまでいっているもの、解決しているものもあるものですが、現在解決に当たっているというものもございます。そういう状況で、未解消が小学校91件、中学校2件ということでございます。3月の状況ですので、4月、5月に入ってから改善していると思います。

4番目の交通事故に関しては、特に自転車による交通事故が増えておりまして、そこにありますように、49件のうち29件が自転車による事故で、19件が飛び出しということでございます。引き続き、交通安全を各学校にお願いをしているところでございます。

不審者、声かけ事案というのが年間通して35件ございました。一昨年に比べると減っているのですけれども、実際、実害があった事案はございませんが、ただ、後で報告しますけれども、4月、5月がここにならないですけれども、不審者、声かけが増えています。

裏を見ていただきますと、グラフがございませぬけれども、不登校の状況でございます。学年別の不登校を見ますと、学年が上がるに従って不登校が起こる状況が見受けられます。男子に比べて女子の児童・生徒の不登校が多い傾向にあるところで

す。不審者の補足を、4月、5月の集計が届いておりませぬけれども、こちらで把握している部分についてだけ申し上げますと、実は、4月だけで7件、声かけ、不審者事案がございませぬ。また詳しいことは上がってくると思いますが、一応申し上げておきますと、4月7日、15時頃、蕨原町の住宅街で、小学校3年生と5年生の兄弟の男の子が、男から「ちよつと来い」と声をかけられた。年代は40代だそうです。それで家に駆け込んで、実害は全然出ていないのですけれども、こういう声かけ事案です。2番目は、4月13日、16時半頃、都城西駅の北側の高架下でございますが、明道小学校の子供たちが12名ぐらいい遊んでいたところに、外国人に声をかけられて、マジックを見せられた。そこで写真を撮られたということだけしかないので、3番目の事案としては、4月15日、17時頃ですけれども、富吉の農村公園付近で、小学五年生の女の子が遊んだ後に自転車で一人で帰宅しようとしたところ、男性が自宅近くまで追いかけてきた。帽子を深くかぶっていたので、年齢等はちよつとわかりません。それから、4月17日、13時10分頃、家庭訪問期間中だったらしいのですけれども、国道10号の寿司市場付近、小学3年生の男子が下校中に、未成年の男性2人から手招きをされて、追いかけられたということで、近くの知っている女性の人の家に駆けこんで、警察に通報して、その2人は補導されたらしいです。男子に被害はなかったのですが、一人は茶髪だったという話です。

未成年ですから、無職少年かもしれないです。それから5番目が4月17日の3時20分頃で、谷頭の市営住宅の近くで、小学4年生の女子が下校中に、物影に隠れていた男性に追いかけて、マスクをしていたので顔はわからないということです。次は、4月18日、13時35分頃、乙房交差点付近で、小6男子、小3女子、小1女子の3人の仲良しグループなのですけれども、見知らぬ男から「アイスをあげるからついて来い」と、声をかけられた。中年男性だったということです。迷彩服のズボンをはいていて、下駄をはいていたということです。最後に、5月1日、17時頃、都城工業高校前のコスモスという量販店の後ろだったということです。中学生男子が20代の男性二人からスマートフォンで写真を撮られたということです。すぐ逃げたので。そういう声かけ、不審者情報が届いております。4月だけで、春なのかしれませんが、増えている状況です。

東小学校のある教室に、クーラーを入れるということになりました。実は、クーラーを入れて温度管理をしなければいけない病気の子どもさんが一人いらっしゃるといふことで、対応をすることになりました。親からの申し出もあり、医師からの申し出もあり、クーラーをつけるということになりました。まだついていないのですが、つけるという方向で今、検討しているところです。

フッ化物洗口実施を先日出しましたけれども、こういう形で実施しますということだったのですけれども、実は、実施に対して質問状が届いています。賛否両論があるようなものを学校が取り上げてやるのはいかがなものかということと、保護者にアンケートを出して、そのアンケートの中の資料には、これは非常に害があるということが書いていないことが指摘されておりまして、ただ、賛否両論あるということも書いてあるのですけれども、害があるということが書いていないということ、今後やるに当たっては、三者なり、教職員と歯科医師と保護者の協議のもとでやってくれということでした。それから、どこが責任を持つのかということについての責任の所在についての質問でした。

2 付議案件

- 報告第31号 専決処分した事務について（平成29年度都城市教育委員会名義後援について）
- 報告第32号 専決処分した事務の報告及び承認について（平成28年度情報公開・自己情報公開件数について）
- 報告第33号 専決処分した事務について（平成29年度臨時・嘱託職員等の配置について）
- 報告第34号 専決処分した事務の報告と承認について（学校教師の委嘱について）

【報告第39号】

○濱田委員

前回のビジョン等がもとになっていて入札契約を行うということですか。

●スポーツ振興課長

前回のビジョンでは、拠点ごと、それから、競技別ごとにある程度の整備指針を出して作っております。10年間の流れを踏まえまして、管理するスポーツ振興課で今後予想される10年間の整備計画の部分の基本仕様書ということで、こういった整

備の方向を検討した仕様書をもとに、全体的なレイアウトですとか、費用ですとか、そういったものを何パターンか検討しながら、最終的な10か年計画を策定するという流れで考えておりますので、仕様書については総合政策課と現在協議して、策定中ということで、その仕様書をもとに発注する予定でございます。

【報告第42号】
 ○濱田委員
 選定委員の方々の技術がわかる方というのは情報政策課の職員の方ですか。
 ●図書館長
 コンピュータの機器類を入れますので、コンピュータの機器の動きの安定の度合いとか、処理速度とか、かなりコンピュータの専門的な知識がないとわかりません。それを見たいために情報政策課を入れていきます。日常的にコンピュータを扱っているのは図書館職員ですので、その部分では、図書館職員と図書館長という構成です。

【議案第4号】
 ○中原委員
 補欠という表記の方がいらっしゃるのですが、新規とか、再任とか、継続というのはわかるのですが、補欠という部分はどのような意味合いなのでしょう。
 ●学校教育課長
 2年の任期のうちの1年をこの方にお願ひするという形で補欠という形になりました。新規になりますと、そこから2年間という意味合いが含まれます。

【議案第5号】
 ○濱田委員
 備考に無鑑査と書いてあるのですが、どういう意味なのでしょう。
 ●美術館長
 市美展は本年度で64回目を迎えるのですが、60回展で要綱の改正をしました。その前までは、特選を2回以上、大賞を1回取られた方を無鑑査ということで、審査対象からははずす。市美展とか、宮日美展とか、県美展でも同じようなシステムがあるのですけれども、大賞を何回以上受賞したら無鑑査になるというシステムがあり、うちのほうもそういうシステムをとっております。

報告第35号 専決処分した事務の報告と承認について（都城市いじめ対策専門員の委嘱について）
 報告第36号 臨時代理した事務の報告と承認について（平成29年度都城市教育研究所研究所員の委嘱について）
 報告第37号 平成29年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校におけるコアティ一チャーの選任について
 報告第38号 専決処分した事務について（平成29年度都城市スポーツ少年団結団式の教育委員会共催について）
 報告第39号 都城市スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託についての基本方針（案）について
 報告第40号 臨時代理した事務の報告と承認について（教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について）
 報告第41号 平成29年度都城市成人式開催要項の制定について
 報告第42号 都城市立図書館システム更新業務委託について
 報告第43号 平成29年度都城島津伝承館企画展「暮らしの中の祈りと祭り―都城島津邸収蔵史料にみる人々と神々の交わり―」開催要項の制定について
 報告第44号 後藤家伝来史料調査事業の完了について
 報告第45号 専決処分した事務について（都城島津邸「さつき展」の共催について）
 議案第3号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領について
 議案第4号 平成29年度都城市就学指導委員会及び専門委員承認について
 議案第5号 平成29年度第64回都城市美術展運営実行委員会委員の委嘱について
 議案第6号 平成29年度都城島津伝承館企画展の観覧料の設定について

6月定例教育委員会	5月31日(水)南別館3階委員会室	報告11件 議案7件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件		教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
1 教育長報告	<p>今日は、二件ほどご報告をさせていただきます。一件は、いつものとおり生徒指導の状況についてということで、資料があるかと思いますが、6月定例教育委員会資料、生徒指導の現況についてをご覧ください。今日配ってあるものです。</p> <p>これは5月末現在のものですので、前回と変わっていない可能性がございます。まず、「1」の非行問題等につきましては、そこにありますように、小学校1件、中学校1件でございます。いたずら電話と申しますのは、ある小学校の子どもが、自宅から110番へ電話をして、家の近くが火事だと通報したといういたずらでございました。パトカーが駆けつけてきて、保護者とともに警察へ謝罪をしたということでございます。</p> <p>それから、万引きについては報告したかと思うのですが、これは、中学生3人がコンビニで万引きをしたということで、警察に連絡されて、本人と保護者への指導となっているところがございます。</p> <p>不登校ですけれども、4月時点で、前に話したと思いますが、4月段階の新規の不登校が小学校3件、うち1名を対象としております。</p> <p>それから、次にいじめでございませぬけれども、4月の報告でございませぬけれども、アンケート調査が小学校が133件、中学校が10件がいじめの認知件数として報告されております。そのうち、すでに解消したものは131件、残りの件数については各学校で対応しているということでございます。大きな問題になっていることはございませんが、実は、昨年度から続いていましたことがありまして、一旦は解消したのですが、4月になって、また学校側と相談をして、いわゆる中学校の2年生の部活内でのいじめということで、やはり、本人が学校に行けないということで、その子は別の学校へ転校したいということで、今、仮通学中であります。その1件が大きいものとしてございます。</p> <p>あとは交通事故、実は交通事故が非常に増えておりまして、子供たちの交通事故ですが、小学校で6件、中学校6件で、小中で12件、この交通事故の7件が実は自転車です。しかも事故に伴う入院が3件ございまして、自転車の指導をちゃんとしてもらわなければいけないと、各学校に指導をお願いしているところがございます。</p> <p>不審者、声かけ事案につきましても、小学校7件、中学校2件、計9件。ほとんどは声かけであったり、写真を撮られたりということがあったのですけれども、1件だけ被害がありまして、5月19日、高城小学校なのですけれども、5年生の女子</p>	(意見なし)	

<p>児童が登校中に見知らぬ男性にあいさつをしたところが、男性が女子児童のところ にきて、何べんも触ったという事案が発生しました。警察からは、そういうときは 複数で登校するように指導してくださいと言われたらしいのですけれども、最近はい 保護者もあてにならないという、千葉県のようなことがあるので怖いなと思ってい るのですけれども、この件はその後、対応するように各学校に伝えております。</p> <p>以上が生徒指導の現状についてでございます。また後で一括してご説明させてい たきます。</p> <p>次は、不祥事の件でございます。皆さんよくご存知のとおり、5月19日に新聞 等でも出たので内容をご存知かと思うのですが、5月19日の午後に市が発表 したわけですが。教職員の懲戒処分、懲戒免職なのですけれども、都城市立西小学 校男性教諭を懲戒処分いたしました。内容としますと、酒気帯び安全運転義務違 反で、平成29年4月27日に運転免許取り消し、2年間の処分が決定したということ でございます。市民の方々をはじめ、保護者、子供たちには大変な信用を失墜する事 件だと、ここでお詫び申し上げます。</p> <p>懲戒処分にした件でございますが、5月19日の午前中に辞令を教育委員会で交付 いたしました。まず、9時から担当小学校の校長に対して訓告、それが終了後、南教 育事務所所長から懲戒免職の辞令が本人に執行されました。午後から記者会見がご ざいました。</p> <p>その後、都城市に帰ってきて、5時から臨時市校長会を開催して、教育長が訓 示をさせていただきました。一連の流れでございます。5月26日に都城市立小中学 校コンプライアンス校長研修会を行い、訓示をいたしました。ここでは、県の専門 官2人に来ていただきました。不祥事発生の原因とその防止についてということで、 飲酒運転だけではないのですけれども、コンプライアンス全体についての研修を行 ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>	<p>【報告第49号】 ○黒木教育長 家庭の日に入れてあるスポーツがありますね。何か理由を聞きましたか。 ●スポーツ振興課長 大会等運営上、施設の空き状況等があったということで、スポーツ少年団本部長 あてに申請がございまして、許可をした次第でございます。 ○黒木教育長</p>
<p>児童が見知らぬ男性にあいさつをしたところが、男性が女子児童のところ にきて、何べんも触ったという事案が発生しました。警察からは、そういうときは 複数で登校するように指導してくださいと言われたらしいのですけれども、最近はい 保護者もあてにならないという、千葉県のようなことがあるので怖いなと思ってい るのですけれども、この件はその後、対応するように各学校に伝えております。</p> <p>以上が生徒指導の現状についてでございます。また後で一括してご説明させてい たきます。</p> <p>次は、不祥事の件でございます。皆さんよくご存知のとおり、5月19日に新聞 等でも出たので内容をご存知かと思うのですが、5月19日の午後に市が発表 したわけですが。教職員の懲戒処分、懲戒免職なのですけれども、都城市立西小学 校男性教諭を懲戒処分いたしました。内容としますと、酒気帯び安全運転義務違 反で、平成29年4月27日に運転免許取り消し、2年間の処分が決定したということ でございます。市民の方々をはじめ、保護者、子供たちには大変な信用を失墜する事 件だと、ここでお詫び申し上げます。</p> <p>懲戒処分にした件でございますが、5月19日の午前中に辞令を教育委員会で交付 いたしました。まず、9時から担当小学校の校長に対して訓告、それが終了後、南教 育事務所所長から懲戒免職の辞令が本人に執行されました。午後から記者会見がご ざいました。</p> <p>その後、都城市に帰ってきて、5時から臨時市校長会を開催して、教育長が訓 示をさせていただきました。一連の流れでございます。5月26日に都城市立小中学 校コンプライアンス校長研修会を行い、訓示をいたしました。ここでは、県の専門 官2人に来ていただきました。不祥事発生の原因とその防止についてということで、 飲酒運転だけではないのですけれども、コンプライアンス全体についての研修を行 ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>	<p>2 付議案件 報告第46号 専決処分した事務について(平成28年度都城市教育委員会名義後援・ 共催について) 報告第47号 臨時代理した事務の報告と承認について(学校薬剤師の交代について) 報告第48号 臨時代理した事務の報告と承認について(特別支援教育支援員(学習 支援)の配置人数について) 報告第49号 専決処分した事務について(平成29年度第53回宮崎県スポーツ少年 団中央大会都城市・北諸県郡ブロック大会の教育委員会共催について)</p>

スポーツ少年団は家庭の日にはスポーツをやらないうこととでちやんとそのよ
うに約束ができてやってやっていることなので、これはやはり考えてもらわなければいけ
ない。

【報告第 51 号】
○濱田委員
大島島田遺跡は雨の時はどうされますか。駐車場は大丈夫なのですか。
●文化財課長
雨に対応するため、テント等は準備しておりますので、式典及開園セレモニー
はやりたいと思います。駐車場については、公園内にある駐車場と近隣にある駐車
場等を借りることになっております。

【報告第 53 号】
○小西委員長
例年ですと定員ですが、適正な人が集まっているという状況でしょうか。
●文化財課長
申込期間が 18 日から 28 日までになっているのですが、3 日ぐらいでほぼ詰まっ
てしまいます。

【報告第 55 号】
○小西委員長
フリーパス券については、ご本人だけのフリーパスですか。どなたかが使い回し
とか、要するに、入館者が増えればいいという観点から見れば、どなたがいまして
くださってもいいと思いますが、どういう状況ですか。
●美術館長
基本は購入されたご本人ということで、使い回しは想定しておりませんが、
窓口で判別できないこともあります。免許証提示とか、本人確認はしております。
○中原委員
サテライト会場というのは、分散して展示するというイメージよろしいですか。
●美術館長
作家さんの中には、屋外展示を得意とされている方もいらっしゃいますので、オ
ーナさんと作家さんの意向が合えば、屋外展示もしたいということで、今調整を
しております。

て)
報告第 50 号 臨時代理した事務の報告と承認について (放課後子ども教室教育活動
推進員及び教育活動サポーターの委嘱について)
報告第 51 号 大島島田遺跡歴史公園開園記念式典について
報告第 52 号 平成 29 年度キッズボンパク「いざ！夏の陣〜武将になって城跡探検
〜」開催要項の制定について
報告第 53 号 平成 29 年度夏季体験学習会開催要項の制定について
報告第 54 号 平成 29 年度第 64 回都市美術展開催要項の制定について
報告第 55 号 平成 29 年度特別展 メッセージ 2017「南九州の現代作家たち」展開催
要項の制定について
報告第 56 号 都城市立図書館システム更新業務委託について
議案第 7 号 平成 29 年度 6 月補正について
議案第 8 号 都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について
議案第 9 号 平成 29 年度都市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第 10 号 都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱について
議案第 11 号 平成 29 年度特別展 メッセージ 2017「南九州の現代作家たち」展、観
覧料について
議案第 12 号 平成 29 年度都城島津伝承館企画展観覧料の変更について
議案第 13 号 平成 29 年度教科用図書北諸県採択地区協議会規約について

【議案第9号】

○小西委員長

審議会の第5条についてなのですが、学校給食センターの運営に関する重要な事項を調査、審議するためという重要な事項というのは、具体的にはどのようなものが問題としてあるのですか。

●学校給食センター所長

通常は特段大きな議案はないということで、答申はしてないところですが、昨年から年間の運営予定とかについて説明会を行っているところですが、6月2日の金曜日に運営審議会を行う予定です。

○濱田委員

衛生管理とか、事故とかそういうことが議題になるわけですか。

●学校給食センター所長

今年の報告事項ですが、平成28年度の事業報告、学校給食費未納状況について、地産地消と六次産業化推進の取り組み、平成29年度の事業計画についてです。

【議案第10号】

○濱田委員

人権啓発とは、同和問題ということで、それを扱っているのですか。

●生涯学習課長

同和の部分も入っております。同和を含めた全体的な人権問題でございます。

【議案第12号】

○小西委員長

ホテルに泊まれた方に特典というのはいいアイデアかなと思うのですが、組合側との話し合いというのは、料金については無料というのはプラスになる内容なのかでしょうか。

●都城島津邸館長

都城市ホテル協会が、7ホテルございます。都城市旅館組合加盟店は9店あるところがございますが、今回は、宿泊者を対象として、観覧料を無料にするということとお話をさせていただきまして、それが特典ということになっております。

7月定例教育委員会

7月5日(水)南別館3階委員会室

報告10件 議案6件

傍聴人 0人

教育長報告及び付議案件

教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見

1 教育長報告

お手元に生徒の指導の現状についてという資料がございますか。これは、校長会での説明資料を流用させていただいておられますけれども、生徒指導状況ということでございます。

最初は、非行問題行動等についてということと、これまでの23日現在までの状況でございます。ただこれは4月からのことも入っておりますので、報告件数4件というところでございます。既に、いたずら電話、万引き、一時家出は既に報告していると思うのですが、一番最後の案件ですが、お母さんとお子さんの関係が悪くて、一時、児童相談所預かりということになりました。本人は不登校傾向で、今、週一、二回程度、別室登校している状況でございます。学校側もきちんと対応しており、その後、それ以上にトラブっているということではございません。

2番目のいじめの件数は認知件数です。今そこにありますように一部対応をきちんとやっていたところがございます。

3番目の不登校傾向も、昨年に比べれば中学校は若干増えたり、同じ状況が続いているということで、参考のところにありますように、平成26年、27年、28年と見ていきますと、毎年増えているという状況でございます。

4番目ですけれども、交通事故が実は非常に増えているといいますが、報告件数18件、昨年度同時期に比べると増えているわけです。昨年度が11件だったのですけれども、18件のうち9件が自転車での事故、特に自転車を利用した飛び出し等についての事故が増えているところでございます。指導の強化を各学校にお願いをしているところでございます。

大きい2番ですけれども、不審者、声かけ事案については、その後はないのですが、これも既に報告してしまっていて、実害のあった事案は5月に前の教育委員会定例会で報告いたしました。高城高校の付近で、女の子があいさつをしたら胸を触られたという事案でございます。5年生だけが遠足ではなくて、学校登校しているときに起きたということです。

3のところでは、色々な問題に対応するためにソーシャルワーカーを活用しております。小学校対応を松尾さん、中学校対応を大田原さんをお願いして、不登校の児童・生徒の相談等に対応していただいているところでございます。

以上が、生徒の指導状況の現状でございます。

担当の馬原先生が研修に行っておりまして、詳しいことを質問されてもちょっと私もこれ以上答えきれないものがあります。もし何がありましたらこの次にしていただければと思います。

それからもう1件は、先ほど配りました資料、昨日の校長会で配った資料でござ

○赤松委員

児童・生徒の交通事故のことを教育長が大変心配しておられますが、私も児童・生徒の交通事故がないことが一番良いことだと思います。しかし、個々の事故発生数を見ても、都城市の事故発生数が多いのか少ないのか判断できません。可能であれば、児童・生徒数に対する事故発生数の割合や、近隣の市や町の事故発生数と比較することも必要ではないでしょうか。

いまして、まず4つのお願いについてということを重ねてお願いしました。加えて、特に夏休みに向けて、交通事故、水難事故、熱中症対策のお願いをいたしました。

それから、次のページを開けていただきますと、これは日本教育新聞の6月12日に載っていた記事でございます。今日の宮日にも載っていましたが、中学校での教育支援員の配置という記事です。池田市政の人間力あふれる子どもの育成のために、市長も一生懸命に教育に力を入れようとなさっている状況なので、しっかりと取り組んでくださいと申し上げました。

支援員は、今日の宮日新聞等を読むと、各学校は非常に感謝をされているみたいですね。ご存知のように、南九州大学の学生10名が水曜日と金曜日の午前中だけ来校して、5校のみですけれども、事務的な支援をやっています。週に2日では足りないという声があるらしいのですけれども、児玉課長の新聞のコメントによりますと、しっかりと成果を確認して、他校にも配置するかどうかを考えるとされています。これによって、教材研究の時間が増えたということとか、子どもたちに向き合う時間が増えたということで、現場は感謝されているということでございます。南九州大学の学生が10名行っているのですけれども、これは大学でセレクトした学生を送っているということでございます。10名の学生の大学の時間割等との関係を見ながら、事前の教育もきちんと受けた学生の派遣なので、学校側も感謝されているところなんです。これを拡大することになると、それだけの質の学生を確保できるかどうかという問題もあるのですけれども、あとは曜日が大学の授業との関連があるので、午前中授業がないとき行かなければいけないということがありますので、そこはなかなか難しいところがあるかもしれません。

いづれにせよそういうお話を校長会でさせていただきます。

次に学力テストに思うということ、同じ新聞に宮崎県公立小学校の校長先生が、学力テストについてお書きになっていました。大変ですということなのですが、授業力向上、授業力改善をしたいと話されています。校長先生にとってもなかなか頭が痛いかなと考えているところなんです。そういう記事のちように二段目に、ある職員が、「日頃の評価問題や、授業での教材等からかけ離れた問題であり、全国学力問題自体が異質である」という評価をされていたので、違った見方もありますよという話をさせてください。A、Bという二種類の問題があるのですけれども、B問題のねらいは、むしろこれから必要な学力という意味の問題です。そういう意味では、そういう観点を先生方にも持っていただく必要があるかなと。これまでの何か問題が与えられてその問題を解いて答えを出すというだけではなくて、その結果から逆に何ができるといえるかなと話をさせていただきます。これがB問題の中にあるわけで、もう少し違った見方としてほしいな話をさ

せていただいたところ。確かに指摘のような問題点もあることはあるのですが、もう少し広く見ていただく必要があるかと思つたところです。

それから、今の校長先生の最後の文章の、新たな施策が次々と通知され、押しつけられるということに対しての一つの考え方として、議会の議員さんも色々なことを考へて一生懸命応援していただいているので、学校も色々取り組んでいきますよと、議会で採択された意見書を紹介させていただきました。

一つは子どものための、35人学級の学級定数の問題、改善をすることが一つ。二つ目は、小泉改革で聖域なき政治改革ということで、教育の国庫負担を3分の1にしたことについてです。国から3分の1しか予算が来なくて、そのために、地方自治体間の格差が起きているという問題です。教育に力を入れようという自治体で、お金があるところは教育に対してちゃんとした手当をするけれども、お金がない自治体では、あとの3分の2を手だてできないために、非常勤にしようとか、臨時にしようとか、色々な教材教具等の予算等を減らしてしまい、教育格差が生まれてきているという問題です。議会で教育費の国庫負担を2分の1のもとに戻せという意見書を毎年出してもらうことは重要なことだと思います。このように議員さんも応援して下さっているので、頑張りますよという話をさせていただきます。

その次は、一番頭の痛い学力という問題なのですが、これは宮崎学力状況調査で、小学校5年生と中学校2年生ですが、横の線は宮崎の平均です。太い線が横に引いてあるのは平均ですから、小学校5年生は、残念ながら頭が出ていない。一番右側が今年、平成29年のものです。今年の5年生は、社会と理科は平均のところにいるのですが、算数と国語が水面下にいますということです。

これまでもずっと、平成23年から5年生をずっと追求していくと、平成25年に初めにちよつとだけ水面に出てきたのですが、また水面下に沈みまして、都市の場合は残念ながら、全国学力調査もそうですけれども、宮崎学力調査も、実は常に平均以下なのです。中学校も全国学力調査もともに宮崎県の中でも平均以下なのです。こういう状況が続いて、これを改善しないといけないのですが、そのために中学校では学級定数改善が必要だと思います。まずは、小学校で今回から算数科少人数指導ということで、大きい学校の3年生、4年生に算数の少人数指導を入れました。中学校は、先ほどのような支援員をまず入れさせていたいただいているのです。中学校の場合は、ご存知のように、中学1年生は35人学級なのです。ところが、中学2年、3年になると40人学級に戻ってしまうのです。本来は、中2も中3も35人学級になっていなければならないので、中2でまた40人に戻してしまうのです。そういう意味で、教材研究とか、授業に向き合う時間を作るということで、今回は

支援員という形で、改善させていただいたということです。非常に感謝されていることは大変うれしいことです。

さらに、今回提案したのは、中学校で縦持ちの検討をしてくださいたいということをお願いしました。縦持ちとはどういうことかといいますと、例えば、数学の先生が1年生だけを受け持つと、全部1年生を持つ。もう一人の先生が2年生を全部持つ、3年生を全部持つと、要するに別々の先生が1年だけをまとめて持つ、2年だけをまとめて持つ、3年だけをまとめて持つとしていますので、担当学年のみの授業の準備だけすればいいわけです。だから、Aクラスで授業をしたら、Bクラスは同じようなことをやればいいわけですから、負担は確かにならないわけです。だけれども、自分が教えたことが2年生にどうつながっているか、3年生の状況がどうなのかは同時にわからないわけです。そうではなくて、1年生から3年生までを同時に担当してもらおうというのが縦持ちといえます。そうすると、自分で1年で教えたとき、2年で指導してみるところがわかっているというのがあるから、1年生でも少し力を入れて指導しなければいけない。3年生でここがわかっているから、2年生、1年生の時にここをちゃんとやらなければいけないことで、縦持ちをすればある意味授業が変わっていく。先生の意識が変わっていくということがあるから、できたら縦持ちをしてほしいと。ただし、先生にとってみれば負担が増えるのです。1年生の授業の準備しなければいけないのに、2年生の授業の準備もしないといけないし、3年生の授業の準備もしないといけないので、負担にはなるのです。だけれども、それをやっても変わらないと、なかなか授業が変わらないかなと思うのです。実際、福井県は全部縦持ちでやっていたらっしゃる。そうすると、先生同士のコミュニケーションも絶対しないといけないわけなくなるわけです。つまり、1年A組を持っている先生と1年B組を持っている先生と1年C組を持っている先生が違うので、先生同士でどういう試験問題を作るとか、どういうことをしましようというのをお互い話し合わなければならぬ。だから、先生同士の間コミュニケーションが育っていくということ、同僚性、いわゆる学校の中でのコミュニケーションが教科を通じてできるといことが生まれるということで、縦持ちの検討をしてくださいたいことをお願いしております。強制はできないので、各中学校に投げかけました。

今、中学校に小中連携のためにコアティーチャーを教育委員会が設置して、研究してもらっています。先日、先生方に東京の三鷹市の学校を訪問していただいて、ここでも全部、縦持ちで授業をやっているということで、都城の今の状況を変えていこうとすると、縦持ちを推奨していかざるを得ないのかと思っているところがございます。これで学力が上がるかどうかは別ですけども、そういうことをお願いしたところがございます。

残念ながら、都城は数十年前ぐらいまでは県の中でも学力が高かったという時代があるらしいですけれども、ここ十年は、学力テストが始まった頃はちよっと高かったのですが、その後はずっと水面下です。地域性もあるのかなと思います。のんびりしたところで結構いいところで、すごく恵まれている地域だと思います。ただ、お勉強はてげてげていいがという話になってくると困るので、学校運営協議会を通して、地域における学びの共同体を作ってくださいと言っています。保護者だけではなくて、地域で学ぶという雰囲気をつくってもらおう。学習は大切なことなんだよという意識を持ってもらうことが大切だと思います。これは外のしかけ、外堀はそれで埋めましょうということ、縦持ちであるとか、小中連携は内堀を埋めるという意味で、2つのしかけを今、走らせているわけです。学校運営協議会には、学校にまず関わってもらい、学校を理解してもらおうと同時に、地域で子どもたちを見てもらって、支えてもらって、勉強は大切だよとか、文化的なことにも大いに推めながら、学校を中心に地域も変わるための役割も担って欲しいと期待をしているわけです。学校運営協議会の役割の充実と、学校の中を変えていくことの2つが必要であり、今、進めているところです。

ということで、ちよっと長くなりましたけれども、今回の学校の校長へのお話としては、こんなに詳しくしたわけではございませんが、この資料はそういうつもりで作っております。

2 付議案件

- 報告第 57 号 専決処分した事務について(平成 29 年度都城市教育委員会名義後援・共催について)
- 報告第 58 号 臨時代理した事務の報告と承認について(平成 29 年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について)
- 報告第 59 号 臨時代理した事務の報告と承認について(都城市少年輔導委員の委嘱について)
- 報告第 60 号 臨時代理した事務の報告と承認について(都城市学校規模等適正審議委員会の委嘱について)
- 報告第 61 号 臨時代理した事務の報告及び承認について(都城市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について)
- 報告第 62 号 欠番
- 報告第 63 号 平成 29 年度人権啓発標語募集要項の制定について
- 報告第 64 号 臨時代理した事務の報告及び承認について(都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱及び任命について)
- 報告第 65 号 平成 29 年度巡回企画展「遺跡から読み解く島津荘のはじまり」開催

残念ながら、都城は数十年前ぐらいまでは県の中でも学力が高かったという時代があるらしいですけれども、ここ十年は、学力テストが始まった頃はちよっと高かったのですが、その後はずっと水面下です。地域性もあるのかなと思います。のんびりしたところで結構いいところで、すごく恵まれている地域だと思います。ただ、お勉強はてげてげていいがという話になってくると困るので、学校運営協議会を通して、地域における学びの共同体を作ってくださいと言っています。保護者だけではなくて、地域で学ぶという雰囲気をつくってもらおう。学習は大切なことなんだよという意識を持ってもらうことが大切だと思います。これは外のしかけ、外堀はそれで埋めましょうということ、縦持ちであるとか、小中連携は内堀を埋めるという意味で、2つのしかけを今、走らせているわけです。学校運営協議会には、学校にまず関わってもらい、学校を理解してもらおうと同時に、地域で子どもたちを見てもらって、支えてもらって、勉強は大切だよとか、文化的なことにも大いに推めながら、学校を中心に地域も変わるための役割も担って欲しいと期待をしているわけです。学校運営協議会の役割の充実と、学校の中を変えていくことの2つが必要であり、今、進めているところです。

【報告第 57 号】

○赤松委員

不承認の 4 条 8 項とはどういう規程なのか。

●教育総務課長

1 項が、市または教育委員会の基本的な行政方針に合致しないもの。2 項が営利目的とするもの。3 項が金品の寄附、もしくは援助、事業への参加を強要するもの。4 項が特定の思想、もしくは心情の普及または宣伝を目的とするもの。5 項は、特定の地域、団体等、一部のものを対象とするもの。6 項が、行事等の実施上にあたり、運営上問題があるもの。7 項が、名義後援するにあたり、教育委員会に経費の負担を求めるもの。8 項がこの 1 から 7 項以外で適当でないものになります。今回はこの第 8 項にあたるということ、不承認といたしました。

【報告第 61 号】

○小西委員長

運営委員会の設置のないところというのは、今からできるのでしょうか。

<p>要項の制定について 平成 29 年度第 22 回都城市小学生読書感想文コンクール募集要項について 都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱について 都城市人権啓発推進協議会設置要綱の一部改正について 都城市高城学校給食センター調理・配送業務委託について 平成 29 年度都城島津伝承館特別展観覧料の設定について 都城市高崎たちばな学び館条例及び都城市公民館条例の一部を改正する条例 指定管理者制度導入施設における管理運営方針の変更(案)について</p>	<p>●スポーツ振興課長 運営を任せている地区体育協会の意向によって、設置の有無は変わってきます。おおむねないというところについては、地区体育協会を中心として利用者団体の関係調整、日程、利用者会議等をうまく運営していただいているということで、私もは理解しているところです。</p> <p>【報告第 63 号】 ○黒木教育長 2,000 点もある作品を選ぶには、どこを選ぶのですか。</p> <p>●生涯学習課長 教育委員会で課長と副課長と教育指導員の 6 名で一回ふるいにかけて、それから点数の高いものを再度選定する形になっております。</p> <p>○赤松委員 優秀作品に選ばれることも大切なことですが、子供達に考える時間を与えて、親子で考えてもいいし、そういうことを小さい頃からずっと続けて行うことが大事なことだと思います。</p> <p>●生涯学習課長 人権について親子で考える時間というのは、最初、小学生でこういう標語ができるのかなというところもあるのですけれども、親子で考えたりする時間を大切にしながらやっていきたいと思っております。</p>
<p>【報告第 65 号】 ○黒木教育長 一 万城扇状地とは昔から言っているのですか。どこまで指すのか範囲がわからない</p> <p>●文化財課長 広原、早水、三股方面からずっと扇状地になっていますので、南九州大学がある地点の標高は、都島の歴史公園の資料館が建っているところと標高が同じなので、それが大淀川に向かってずっと下がってきています。早水神社あたりが湧水地になっていて、水が湧いています。</p> <p>○小西委員長 移動の展示の時は、図書館の展示とか、交流プラザで拝見することがあるのですが、今回、規模としては同じくらいのものなのですか。</p> <p>●文化財課長 毎年、2 つの展示ケースを使って、展示をさせていただいております。</p>	<p>●文化財課長 移動の展示の時は、図書館の展示とか、交流プラザで拝見することがあるのですが、今回、規模としては同じくらいのものなのですか。</p> <p>●文化財課長 毎年、2 つの展示ケースを使って、展示をさせていただいております。</p>

【報告第66号】
 ○赤松委員
 学校の選考に当たって、別添の読書感想文コンクール選考基準がある旨のことが書いてあるのですが、この読書感想文選考基準というのは、具体的にどんなことが書いているのでしょうか。
 ●図書館長
 各学校に毎年同じ様式で、選考の基準というのをお配りしております。9 つほどの項目があります。例えば、あらすじの簡単な紹介ができていますか。本との出会いやきっかけについて書かれているか。感動、発見、気づき、教えられたことが書かれているか。自分や周りの人を生き方の振り返りがあるのかどうか。結構、項目があります。題名と文の構想がちゃんと合っているかどうか。書きだしが印象的かどうか。そしてそれが最終的にまとめられているかどうか。文章表現はどうか。つまり、各学年の発達程度にあった文章表現になっているかということです。
 ○赤松委員
 例年どれだけの応募数の中から上がってきているのですか。
 ●図書館長
 昨年度は市内の小学生 9,471 名、これは全生徒数なのですけれども、その 71%の皆さんが参加しました。

7月臨時教育委員会
 7月18日(火)南別館3階委員会室
 教育長報告及び付議案件

1 教育長報告
 おはようございます。
 本日は早朝から臨時教育委員会ということで、教科書の選定ということで、今日はお集まりいただいたところでございます。
 今回の場合は特定の教科 道徳という、小学校で使われます道徳の教科書、戦後初めてということでございます。これを選定していただくということでございます。
 第1回の採択地区協議会が6月7日に開かれまして、翌8日に第1回の専門委員会が開催されました。専門委員7名、管内の小学校の教職員7名を専門委員に選定させていただきました。1ヶ月近く研究をしていた結果を受けて、第2回の専門委員会が6月29日と30日、そして、第2回の採択地区協議会、いわゆる都城市、三股町両方含めてでございますので、そこでの地区協議会が開かれまして、そして、

7月臨時教育委員会	7月18日(火)南別館3階委員会室	報告0件 議案1件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件		教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
1 教育長報告		(意見なし)	

今日ご提案をする教科書の選定がなされたということでございます。専門委員になつていただいた先生方には、1ヶ月近く校務のかたわら研究していただきまして、三股町、そして都城市の子どもたちにとって一番いい教科書の選定を受けて、私たちが選定協議会で協議をさせていただきましたとして、一件に絞ったというところがございます。三股町は三股町で、都城市は都城市でそれを受けて決定をさせていただくわけですが、本日は都城市の小学生約1万人が使う道徳の教科書を選定してもらおうとになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ご存知のように、教科書選定はかなりデリケートな問題でありまして、完全守秘義務になっておりまして、実は9月1日に県から発表がございます。それまではぜひ守秘義務をお守りいただきますようお願い申し上げます。と同時に、9月1日、お名前等が出ると思いますが、それ以降に教科書会社でありますとか、メディアでありますとか、色々なところからアクセスしてくる可能性があります。そのときも「教育委員会のほうにお尋ねください」ということで、内容についても、選定の経緯についても守秘義務でお願いしたい。そういうことがございましたら、ぜひ、教育委員会のほうへお尋ねくださいとお返事をさせていただきましたければと考えておりますので、その点をよろしくお願ひします。

今日は、少し時間がかかるかもしれませんが、選定のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

2 付議案件

議案第20号 平成30年度使用小学校用教科用図書採択について

【議案第20号】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開

8月定例教育委員会	7月28日(金)南別館3階委員会室	報告11件 議案2件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件		教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
<p>1 教育長報告</p> <p>それでは、生徒指導の現状についてということで、皆さんのお手元に一枚の資料が配つてあるかと思つたので、それに基づいてご説明させていただきます。</p> <p>まず、非行の問題行動が、6月中、小学校1件、中学校4件でございます。小学校1件は万引きということで、コンビニに立ち寄り飲み物を万引きして、店員に咎められたという件です。中学校4件は、生徒間暴力ということで、生徒そのものによつと問題があつて、児童相談所につないで生徒指導を行つています。</p> <p>家出が2件ほどございました。家出、外泊と書いてありますけれども、一つは家</p>		<p>○小西委員長 指導されている先生方は足りているのですか。</p> <p>○黒木教育長 学校から要求をしていただいている分については、配置している状況でございます。</p>	

出をして、外泊を繰り返している中学生がいると聞いています。他校生徒とのつながりがあるが、男の子ですけれども、外泊を繰り返しているということがあります。もう1件は、家庭的な問題があった家出というよりは母親と子供全部がどこかへ行ってしまっているという状況でございます。これは家庭の問題ということでございます。これが、6月中に起きた非行の問題であります。

それから、不登校、4月から6月ですけれども、小学校10名、中学校88名ということでありますが、30日以上の欠席については61名ということで、中学生の傾向としては2年、3年になると不登校気味の子どもが多くなってきているという状況があります。家庭環境とか、保護者の教育力に問題を抱えている不登校が多く、それ以外の不登校の原因もあるのですけれども、それは病気であったりでございます。適応教室とか、そういうことも色々SSWに付ないでお願いをしているところがございますけれども、家庭的に問題がある場合は大変難しいところです。

3番目のいじめでございます。これは③で、4月からのいじめの認知件数661件、中学校が32件、ある意味、小学校でも中学校でも、アンケートですので、認知件数がいつもよりも多いわけでございます。実際はちよつとしたことでもいじめと書いてきているところがあります。括弧の中の数字は、小学校661件のうち443件、中学校32件のうち21件は既に解消しているということでございます。非常に深刻ないじめに至っている事案は、報告されておられません。ただ、いじめに関しては、解消という定義が少し変わってきて、3か月様子を見るということでございます。3ヶ月何もなくれば解消という定義になってきているので、今度は報告の仕方も少し変えていく必要があるかもしれません。3か月後までの統計をとって報告する形に。

4番目、交通事故でございますけれども、前にも申しましたように増えておりまして、6月中は、小学校5件、中学校2件という、その中でも自転車での事故が7件のうち5件は自転車の事故です。自転車で二人乗りをして、転倒して運ばれたとか、自転車で道路横断中に車にはねられたりとか、急に右折したところ、反対側から車が出てきて事故を起こしたりとか、自転車と車の接触事故がそのうちの4件。あと、下校時に自転車の接触事故が2件ありました。夏休みに入る前に指導はしておりますけれども、今日も別件で校長会があったのですけれども、それをお願いをしたところでは。

その他、夏休み中のこととしては、水難事故防止があります。そのパトロールは生徒指導主事を中心にパトロールをしていく。夏祭り等の巡回指導等も行っているところです。

不審者、声かけ事案でございますが、6月は1件だけでございましたけれども、この1件は、西小学校区の男の子2名で、下校中に鉄の棒を持ったような男から追い

かけられ、逃げたという事案でございます。40歳くらいの男性だったということで、それ以降の不審者が、夏休みが始まる前に増えていまして、7月に処理したものをみてみますと、同じような不審者がいて、しかし、不審者自体は違うのですけれども、傾向が似ているのです。学校の登校途中、車の中から子供の写真を撮るようなものとか、通り過ぎて行って戻ってくる。つまり子どもたちが歩いて行っているところを通り過ぎるのだけれども、Uターンして戻ってきて声をかけるというそういう事案が複数あります。もう一つの傾向は、普通、女の子が狙われているのです。最近では男の子でも狙われている。男の子に声をかけるという事案が結構増えてきています。これは傾向的には今まではあまりなかったのですけれども、ちょっとそのへんが少し変わってきたかなという気がいたします。学校に対しては、男の子であろうと、女の子であろうと気をつけなさいという指導の仕方をしないといけないのかなと考えております。

ご存知のように、つい2、3日前、愛知県の小学校の臨時教師が男の子にわいせつ行為をして捕まった事件がありました。あれは29歳の非常勤講師でした。その非常勤講師は男の子にいたずらをしている。男の子を対象にしたわいせつ事案が近年の傾向として全体的にあるのかなという気がいたしました。ですから、不審者、声かけ事案もそういう観点から少し気をつけていただくことが必要なことと、今までは割に自家用車に乗ってて声をかけるというのが多いのですけれども、今は、軽トラに乗っていたりとか、自動車の種類も変わってきている。ちょっと不安定な社会が出現しつつあるのかと気になりました。

以上が生徒指導状況の報告でございます。

それからもう1点は、先ほど終わったのですけれども、オーストラリアに行く20名の子どもたちの壮行会を午前中行いました。

3点目としては、資料はないのですけれども、調べてもらったのを報告しておきますと、外国籍の子どもたちが、平成29年の2月28日現在、小・中合わせて32名おります。日本語指導員を配置しなければいけないので、児童・生徒の状況調査が必要になります。生活指導上の対応もありまして、イスラム系の方が半分ぐらいいますので、給食とかがおお弁当になります。また、女の子は学校に行かなくていいという申し出もありました。また詳しいことは、この次に報告させていただきます。そういう状況であることをご報告しておきます。

2 付議案件

報告第67号 専決処分した事務について(平成29年度都城市教育委員会名義後援・共催について)

報告第68号 臨時代理した事務の報告及び承認について(都城市学校におけるフッ

【報告第69号】

○赤松委員

今現在、結核という病気で、小中学生で罹患している報告が上がってきているのでし

<p>報告第 69 号</p> <p>報告第 70 号</p> <p>報告第 71 号</p> <p>報告第 72 号</p> <p>報告第 73 号</p> <p>報告第 74 号</p> <p>報告第 75 号</p> <p>報告第 76 号</p> <p>報告第 77 号</p> <p>議案第 20 号</p> <p>議案第 21 号</p>	<p>化物洗口のあり方検討会委員の委嘱について</p> <p>臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市結核対策委員会委員の委嘱について）</p> <p>都城市全国大会等参加補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>平成 29 年度都城市社会教育行政計画及び平成 29 年度公民館経営案について</p> <p>平成 29 年度都城歴史資料館第 2 回企画展「昭和を見てきた道具展～回想 童心に返るひととき～」開催要項の制定について</p> <p>都城歴史資料館の臨時休館について</p> <p>平成 29 年度都城定住自立圏構想協議会『夢と感動をひろげる「おはなしキャラバン巡回公演」』の実施について</p> <p>「平成 29 年度 図書館まつり」開催要項について</p> <p>平成 29 年度都城島津伝承館特別展「幕末維新の動乱と都城一西郷隆盛と都城島津家一」開催要項の制定について</p> <p>都城市高城郷土資料館の入館料免除について</p> <p>指定しようとする文化財の諮問について</p> <p>平成 29 年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱並びに任命について</p>	<p>ようか。</p> <p>●学校教育課長</p> <p>罹患者という形ではございますが、罹患の可能性があるお子さん方が今年、学校での健診の時に、7 名上がってきております。ちょうど今日、保健所から返事がきまして、7 名のうち 4 名が検査を一旦受けてくださいという申し出がまいりました。</p> <p>○赤松委員</p> <p>現実にはいらいっしやるのですね。これは慎重に対応していかなければいけないことなのでですね。</p> <p>○小西委員長</p> <p>結核については、人権擁護委員の時に、結核審査会の委員をさせていただいたのですが、潜在的に患者さんがいて、まさか今頃結核という感じで、発見されたときは非常に重篤で、強制的に入院ということです。結核はかかってしまうと結構ひどい状況ですね。</p> <p>【報告第 70 号】</p> <p>○小西委員長</p> <p>改正した内容の理由なのですが、これはずっと前にさかのぼってこのような理由が上がってきていたのですか。それを今回改正なさったのか、公平性を欠いていたというのは、ずっと前から言われてきたものなのですか。</p> <p>●スポーツ振興課長</p> <p>今回の交付申請にあたり、条文に照らし合わせて、確認させていただいたのですが、でも、そのときに、少林寺流空手道の連盟が、日本体育協会の参加団体に入っていないということがわかりまして、主催する参加の団体が交付要項に漏れているということが判明いたしました。今回、しつかりそういう不備と少年団に入っている子供たちがすべて 94 団体があるのですけれども、その内の 4 団体競技で登録しているものから、そこ子供たちが上部の大会に行くときには、条文上は出せないということになるものから、その不備を改善したいという部分でございます。</p> <p>【報告第 72 号】</p> <p>○小西委員長</p> <p>高城郷土資料館の入館料免除のところ、子育て支援カードというものが出てきたのですが、資料館ではこれの使用頻度といいますか、これで来られる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>●文化財課長</p> <p>正確な数字をここに持ち合わせていませんけれども、結構、提示される方がいら</p>
---	---	--

っしやいます。

○小西委員長

資料館のほうではそれについての周知とかは特別にはなされていませんか。

●文化財課長

ホームページでは掲載していますし、4館でイベント情報のチラシを作っておりますけれども、その中に表記しているかと思いますが。あと、入り口の部分に提示いたただければと無料になりますということ。この企画展のポスターとかチラシを作る場合には、そのように一言入れております。

○濱田委員

ここに集まっている色々な道具類は、どこかに保管しておいて、毎年、展示されているということでしょうか。

●文化財課長

カンガエールプラザというところがありまして、そこにほとんど所蔵しております。毎年、テーマを少しずつ変えながらやっておりますので、同じものが出てきたりはしますけれども、今年はおもちゃに焦点を当てようということで、メインにもちやを展示するような形になっております。農機具を中心に展示したときもあります

【報告第75号】

○中原委員

カウンタダウンイベントの大人のための図書館ツアーファイナルですが、これは大人限定ですか。

●図書館長

大人限定でおります。というのが、お子さんの場合は、大人の方と基本連れただつてきていただきたいと思いますが、閉架書庫はほとんど大人の本ですので、大人限定で例年やっております。現在の図書館でのファイナルという意味でしょうかありません新しい図書館でも閉架書庫ツアーとかやっていくと思っておりますので、また新しい図書館のイベントとして検討させていただきたいと思っております。

○中原委員

逆に最後だから、親子でどうぞとか、親子がふれあうというか。

●図書館長

持ち帰って協議をしたいと思えます。

【報告第77号】

○濱田委員

年度によって小学生が、全くなかったり、平成27年度が44名であったりといった違いはありますか。また、これは有料と無料と分けてあるのは何ですか。

●高城地域振興課副課長

無料については、子育て支援カードの家庭の日というのがありまして、平成27年から小学生以下の入館者については、小学生以下の家族同伴で入館した場合には、家族全員無料となっております。平成27年から導入しています。小学生の無料も増えているところがあります。大人が平成27年が38名、小学生44名となっておりますが、これは、子育て支援カードの家庭の日の影響でございます。

○小西委員長

子育て支援カードについての周知はどのような方法で、皆さんになさっているのでしょうか。

●高城地域振興課畷原主査

子育て支援カードにつきましては、県が取り組んでいる子育て支援の施策の一環です。県を中心に周知、広報等を行っております。都城市におきましては、子ども課が所管しております。子ども課の窓口等に子育て支援カードの配布等のご案内、そして、窓口での利用のご案内をさせていただいております。

○小西委員長

子ども課のほうでこれをどのように周知されているのかわかりませんが、せっかくこういう制度があるのであれば、もう少しこちらの島津邸とか、資料館も含めて、このことはPRすべきかなと思っておりますので、もったいない制度です。

【議案第20号】

○中原委員

発見といいますか、認識されていたのがいつぐらいからなのですか。なぜこの時期に。

●文化財課長

この日待塔があるところには、庚申碑とか、山の神の石碑が集まっていますので、けれども、高城の旧町時代に庚申塔については指定をされています。この日待塔の存在についても確認はしていたのですが、地域の人たちが看板を作っていました、それを作りかえてほしいということで、行ったときに、こちらも大事なので、すよという話をしたら、それだったら指定とかできないのかという話になりまして、しっかり文献等を調べまして、都城には1点しかないということで、これはぜひ指定したほうがいいのではないかと、今回諮問をさせていただきたいと考

えております。

宮崎県内でも私が知っているのは、国富町の木脇小学校の前に同じように山の神とか、庚申塔とかの石塔があるのですけれども、そこに1点あるものしか確認をしておりません。

○中原委員

非常に貴重なものですよね。いずれにせよ早く指定していただきたいです。

○小西委員長

この調書に対する回答とかは大体どのくらい日時がかかるものなのですか。

●文化財課長

貴重なものとか、調書がきっちりできていた場合には第1回だけの答申をいただきますので、早ければ10月とか11月に教育委員会のほうに指定に関する形で議案を上げさせていただきます。

【議案第21号】

○濱田委員

子ども総合プランは、児童クラブと放課後子ども教室とあわせ形で運営しようということですか。

●生涯学習課長

都城市放課後子ども総合プラン行動計画ということで平成28年3月に策定しておりませんが、この中で、計画の目標としまして、放課後児童クラブの目標値、箇所数とか、あと子ども教室の箇所数とかを計算し、こちらの児童クラブと放課後子ども教室を一体型、または連携型を文部科学省でも言っておりますので、そちらについて掲載しております。

○濱田委員

厚生労働省と文部科学省を市が一括して、財源として、運営は市が実際に進めていくということですね。

●生涯学習課長

そうですね。文部科学省は子ども教室、厚生労働省は児童クラブということで、一体型または連携型を置くということで、昨年は、連携型について、モデル的に1か所やっただころでございます。ただ、実施についてはなかなか難しいのですけれども。だけとそうふうふうと一緒にやってくれということを文部科学省がっておりますので。

○赤松委員

(学識経験者について) この内容からすると、子ども教育学科あたりが一番いいかと考えられますが。そちらのほうに相談されて、年度途中で困難というのもちよっとどうか

と思います。

- 生涯学習課長

今年は、年度途中、今回6月ぐらいに委員の方を推薦いただくということになって、6月ぐらいに大学のほうにお願いしたものですから、年度途中は難しいということ、4月の段階でお願いしていれば結構よかったですと思うのですけれども、反省点でございます。

- 赤松委員

これは年何回ぐらい行われるのですか。

- 生涯学習課長

年に2回でございます。

1 教育長報告

それでは、お手元にあります生徒指導の現状についてという9月定例教育委員会資料を見ていただきたいと思います。

まず1点は、毎月のようにご報告申し上げているわけですが、生徒指導の現状ということで、そこにありますように、非行問題ですけれども、報告は11件、昨年度よりは若干減っておりますが、夏休み中に大きな非行は、既に7月分でご報告が済んでいます。自動車店裏の廃車の車に火をつけたというのが1件、7月19日です。それから、家出が2件、家出の子どもは2人も家に帰ったというような状況でございます。自動車販売店の空き地の廃車を燃やした件につきましては、警察が捜査をしている段階でございます。小学生の2人が遊びで火をつけたということで

9月定例教育委員会	9月1日(木)南別館3階委員会室	報告6件 議案4件	傍聴人 0人
<p>教育長報告及び付議案件</p>	<p>教育長報告及び付議案件</p>	<p>教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見</p>	
<p>1 教育長報告</p> <p>それでは、お手元にあります生徒指導の現状についてという9月定例教育委員会資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>まず1点は、毎月のようにご報告申し上げているわけですが、生徒指導の現状ということで、そこにありますように、非行問題ですけれども、報告は11件、昨年度よりは若干減っておりますが、夏休み中に大きな非行は、既に7月分でご報告が済んでいます。自動車店裏の廃車の車に火をつけたというのが1件、7月19日です。それから、家出が2件、家出の子どもは2人も家に帰ったというような状況でございます。自動車販売店の空き地の廃車を燃やした件につきましては、警察が捜査をしている段階でございます。小学生の2人が遊びで火をつけたということで</p>	<p>次に、いじめの認知件数でございますけれども、そこにありますように、小学校922件、中学校40件、詳細は右の段に書いてございます。いじめ防止の基本的な方針が変わりまして、先般申し上げたのですけれども、3ヶ月間様子を見なさいということになっております。いじめということがともかく、深刻ないじめから普通のからかい、ちよつかい、すべてそれはいじめとして上げなさいという国のほうが出てきておりまして、そういう意味では、都城は真面目に結構上げてきているのかと、そのように考えているところでございます。いじめに関するアンケートは、7月中には小学校31校、中学校15校がアンケートを実施しておりますし、小学校17校、中学校9校は毎月実施をしているというところでございます。</p> <p>3番目の不登校傾向ですけれども、平成29年7月現在では、小学校14人、中学校</p>	<p>○中原委員 交通事故の件ですけれども、中学校の7件は3年生とか、受験生では。</p> <p>○黒木教育長 3年生は上がってきていないです。1年生、2年生が多いです。</p> <p>○中原委員 部活生とかそういうものですか。</p> <p>○黒木教育長 ほとんどは、学校帰りとかもありまますけれども、あとは土曜日、日曜日というのがあります。</p> <p>○小西委員長 2学期の支援方法のBというのがあるのですけれども。</p> <p>○黒木教育長 2つに分けて、ローテーションで。それでAとBで。</p> <p>○小西委員長 支援訪問もAなのですけれども。</p> <p>○黒木教育長 支援訪問に行かれましたよね。Bも行くのでしたか。私もそのところつかんでいませんが。</p> <p>○小西委員長 普通の従来の学校訪問が支援訪問という名前に変わったと聞いたのですけれども。B</p>	

が増えています。30日以上の欠席はそこにある状況でございますけれども、新規の不登校数は減ってきています。一番下を見ていただきますと、不登校数は少しずつ増えてきているのですけれども、新規のところを見てもええと、新規は減っているという状況でございます。それが不登校傾向でございます。

交通事故が非常に多かったです。25件の報告が上がってきておりますけれども、13件が自転車です。飛び出し、自転車と車と接触、そういう事故が大変多ございます。7月末現在で25件のうちの13件が自転車の事故です。

2番目に入りますけれども、2学期の生徒指導、学校訪問については、支援訪問Bとしてやっているものです。

それから、3番目の魅力ある学校づくり、これは中学校、特に妻ヶ丘中学校を中心として、国立教育政策研究所等の調査事業で、不登校の減少に取り組んでいるところでございます。まだこれは現在進行中でございます。これが成果が出ればいいかなと思っています。

その裏面を見ていただきまして、そこにあります意識調査というところを見ても、3月と7月の比較が下のグラフになっているのですが、両方ともあまり改善はしてなくて、特に、ウとかエが改善されているというところ。ウというのは、授業に主体的に取り組んでいる、授業がよくわかっているというところ。ウとエは、授業に主体的に取り組んでいるかなと思います。オからは、いじめ、暴力等ですけれども、これはそんなに改善させられたというものが結構あります。いじわるされたとか、結構このへんも多いのですけれども。授業ということに関してよくわかるとか、主体的に取り組んでいるかというところは、残念ながらあまり改善をされていないところ。オとエは、引き続き頑張っていくかなと思います。

それでは、掲げている課題が多ございますけれども、引き続き頑張っていくかなと思います。

2 付議案件

報告第78号 専決処分した事務について(平成29年度都城市教育委員会名義後援・共催について)

報告第79号 臨時代理した事務の報告及び承認について(平成29年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について)

報告第80号 第72回南九州駅伝競走大会開催要項の制定について

報告第81号 平成29年度青少年育成・家庭教育講演会開催要項の制定について

報告第82号 都城市高城郷土資料館 企画展「消防団のいま・むかし」の開催について

報告第83号 臨時代理した事務の報告及び承認について(小規模特認校制度を利用

は特別に生徒指導に関する報告で、内容が決定してあるわけなのでか。

○黒木教育長

指導主事が主として行くものだと思います。

【報告第78号】

(名義後援申請の承認、不承認について)

●教育部長

名義後援をしないという第4条のどれを使うかということで、先ほど課長が説明をした特定の思想もしくは信条、また宣伝を目的とすると認められるということよりは、むしろ(8)を適応したらいかがでしょうか。

○小西委員長

確かに、(4)の特定の思想もしくは信条というものを理由にすると、総体的といいますが、何か反論があると思うのです。

した転入学(について))

- 議案第 22 号 平成 29 年度 9 月補正予算について
- 議案第 23 号 都城島津伝承館審議会委員の委嘱について
- 議案第 24 号 都城島津邸庭園整備協議会設置要綱の制定について
- 議案第 25 号 都城島津邸庭園整備協議会委員の委嘱について

○黒木教育長

私も思います。まずこれにひっかかるとは思っているのだけれども、それだけが理由ではないと考えていまして、3 点から総合的に考えて判断したというわけです。

○小西委員長

主催者が継続的にを行っている団体というのは、今のは置いてなのですが、これはちょっと難しいかなと思うのです。これには該当するのですけれども、今回は、このことも該当するのではないかと思います。

○黒木教育長

継続して行っているわけではないという。

○小西委員長

これは暫時的な団体であるということも理由にはなと思うのですが、ただ、今回の問題とは別に、名義後援の時に、1 回限りの催しのときにできないかというものがあるのですが、今回の問題はここにあてはめてもいいように思うのですけれども、この名義後援自体がこういうのだと、必ずしも継続した団体でなくともいいのではないかと思います。

●教育部長

継続的な継続が何をもって継続かとかいうことが出てくるからですね。

○小西委員長

ここで先ほどご説明があったように、3 年間棒線だったというようところに結構こだわりますけれども、今回、初めてスタートしたというようなこともあるわけで、すべてのかせになるというのはちょっとどうかかなと思ったりするところなのです。今回の場合はこのようにうたったのであるので、このところも理由にはなるかと思えます、逆に。今回のお話については。

○黒木教育長

映画の上映会など、シネサロンは都城の会みたいないないものがあるではないですか、あれはちょっとそれをやっていらっしやる会だから、それは別に、今までも後援しているわけです。今回は、特定の自分たちの活動を推進するようなものを上映しようというように近いですよ、どちらかというと。

●教育部長

その映画そのものがその思想を宣伝する映画であるわけですね。

○黒木教育長

そうですね。まったく中立ではないです。映画そのものは監督さん自身が意図を持っておられる映画ですし、それを上映したいとおっしゃって、当然、それにシンパシーがなければやらないわけで、先ほど教育部長が言われたような形の表現で、もし皆さんがよければなるけど、却下という方向で考えてはどうでしょうか。

【報告第 80 号】

○濱田委員

大会要項 4 ページの三番目、7 番の表彰の高校生の区間最高にジュニア区間賞を授与するはわかるのですが、高校生が区間賞を受賞した場合は、高校生としての 2 番目の記録の選手に授与するという意味がよくわかりません。

●スポーツ振興課長

通常大体一般のチームの方が区間賞をとるのですけれども、高校生の部ということで、その区間の高校生の一番区間の記録がよかった方にジュニア区間賞を設けるのですが、高校生が一般の部も交えて区間賞をとった場合については、ジュニア区間賞については 2 番目の記録の方にお渡しするというような内容でございます。

○小西委員長

昨年が 46 チームで、過去はどのように推移しているのですか、チーム数は。

●スポーツ振興課長

昭和年代については相当数、参加者数も多くあったところでございますが、年々、一般のチームについてはどうしても長距離のクラブ数が減っているにあわせて、参加者数も減少はしておりますが、ここ数年については、50 チーム前後で推移はしているところでございます。

【報告第 81 号】

○小西委員長

開催の日時について、ウィークデイの午前中で、仕事を持っている方たちの参加がでないということもありますけれども、やはり、土日よりもウィークデイのほうがいいということなのですね。

●生涯学習課長

これまで平成 24 年から 26 年までは、1 月に開催していましたが、インフルエンザが多いとかそういう理由で、平成 27 年度からは 11 月に開催しております。家庭教育学級の方もみえますので、昨年は 251 名の方がおみえになったところでございます。

【報告第 82 号】

○赤松委員

すばらしい企画だと思っで見せていただきました。今現在、都城地区には消防団というのは合併以前から引き続けていると思いますが、どのくらいのグループがあって、実際どのくらいの人数がいっしやるのでしょうか。

●高城地域振興課副課長

消防団については、今 1,422 人程度団員がおります。部で 71 部です。

○赤松委員

そこに行けば、都城の消防団のいまとむかしについて勉強ができるのでしょうか。

●高城地域振興課副課長

そうです。

○濱田委員

現在の活動を伝えるということですね。過去の展示ということではなくて。

●高城地域振興課副主幹

現在の活動というか、昭和 43 年以降の写真があるものですから、おじいちゃん、そして、その子どもさんが現役代、そして、その子どもさんがいらっしやるといったご家庭であれば、三世代一緒に来ていただいて、おじいちゃんが現役代で活躍していたころの写真等を見て楽しんでいただければと思います。

【議案第 22 号】

(小学校フッ化物洗口事業について)

○赤松委員

学校で実施する時間は、週あたり、月あたり、どの時間に何回行うのかとかいうご説明がこの中になかったもので、どのような形になるのかお聞かせいただきたいと思えます。

●学校教育課長

5 ページの左下に、学校歯科医の指示書の予定です。こういう指示書がとんどくといい予定になりますが、濃度は 1 回あたり 450ppm として、一人当たりの使用量は先ほど言いましたように 10ml、実施回数は週に 1 回となります。

○赤松委員

どの時間にやるのですか。

●学校教育課長

時間帯は、それぞれ学校で考えてはいただくのですが、朝の時間帯が一番適当かなと思っております。といいますのは、前日に薬液を作って、そして、その薬液を持ち出して朝、あまり長く期間を置いておくともたよるしらないので、例えば、今、読書活動をしている時間とかそういうところでやらせていただければと思います。

このフッ化物洗口をした後、水を飲んだりとかすると効果が薄れてしまうらしいです。食べ物を食べたりとか。ですので、それを考えれば、朝の時間が一番効果があがると思うっております。

○黒木教育長

準備から大体何分ぐらいかかるのですか。

●学校教育課長

今、実施されている宮崎市のことと、実際に実施をしていた日南で実施をしていた井手上指導主事から聴取をしたところですが、希釈液を作るのは、みんな集まって、いっぺんに確認しながら作ります。その場所には、必ず管理職がいていただかないといけません。ですから、校長室で作ることが多いそうです。作るのは、2包み入れて水道水を400ml 入れてかき混ぜただけなので、それほど時間はかからないということです。実際に実施する場面では、押しながら渡していった、ずっと静かに待っているらしいです。実際に1分間やって吐き出すまでは大体10分程度。ただそれからが、それを集めて、使った道具を洗わないといけないということです。これをきちんとしないといけないので、先生方はそこから子どもたちがいがいをやっている間に、そういうものをきれいにしてやり、水洗いで結構なのですけれども、洗っていただいて、きちんと干すということをやらなければなりません。ですから、その手間がかかりますということです。それを乾かすトレイも購入物と考えて、逆さにしてポンプも一緒に置いておくという形になります。

○濱田委員

使用器具を洗うのは保健室ですか。そういう特定の場所があるのですか。

●学校教育課長

終わった直後に洗うと思いますので、担任の先生がみんな袋に入れて集めましたときに、確認します。教室の前には必ず水道がありますので、それを洗っていただくという形になると思います。

○赤松委員

口に含ませて、それを出させる。その時30名の子供がいれば、30名全ての子供の様子を教師は見っておかないといけません。しっかり見えておいて、誤飲したのではないかと、そういうことを自分できちんと確認しながら、はい、吐き出してと言って、みんな吐き出したことを確認した上で、はいそれでは次に進みましょうとしなければいけないと思います。子供が口に含んだりする活動を行っている時に、教員が目を見離して、別に洗浄する作業とか、そういうのをするのは極めて危険な行為だと思います。不適切だと思えます。そのあたりを具体的にどうするかという実施マニュアルみたいなものを準備して、セオリーどおりにきちんとやることを、校長を通して指導をすることが大切になるのではないかと思います。人間、慣れてくると、又、ほかのことに忙しかつたりすると、セオリーどおりに行わずに事故とか起きることが考えられます。そこは教育委員会できちんと、そういうマニュアルを作成して、校長を通して必ず基本どおりに行うようにしたほうが、実施する側の説明責任が果たされることになると思います。

○中原委員

大変だと思えます。特に1年生で、児童一人一人の普段の生活スタイルではなくて、ほかのことは普通にできるのだけれども、ぶちぶちが普通の子でもできるかといえば、不得意な子もいるので、1回トレーニングというか、水でやって、この子は苦手そうだなと把握した上でやられるのが一番いいと。この子はちよつと落ち着きがないからというのとは関係ないから、できる、できないの差はあると思うので、そうめんを音を立てる子、できない子というのは見かけではわからないので、それと同じようなことが起こると。特に、低学年、とりわけ1年生、2年生等々は、誰ができるかできないかというのがあって、同じように1分間できるかできないか。

○赤松委員

そのノズルのふた1個分が何ccぐらいなのですか。

●学校教育課長

ワンブツジュ 5ml になります。

○赤松委員

ペットボトルのキャップ1杯が5〜7、8ml あるのかなと。それにちよつと多い量を口に含むと、低学年の子どもには結構、量が多いのかなと思います。実際に水で十分に試して、慣れさせて。

○小西委員長

モデル校の中の選定理由が、既に入学前に経験している生徒さんがいる学校というのがあって、では実際に10校以外にもその生徒さんが実施しているのであれば、それほど考えるほど大変ではないのかなと、逆にそういう印象を持ったのです。そうですが、今、中原委員がおっしゃったように、具体的に、個人差もあって、私はやったことではないのですが、それをするというのは、ある程度、普通のお水とかでやってみる必要があるのかなと改めて思ったのですけれども。

もう一つ、マニュアルどおりにきちんとやるということがルーズにならないようには大事なのですが、今日の日誌というか、報告みたいな、書面で残すというものは決まっているのですか。誤飲者があったとか。

●学校教育課長

すぐ報告を上げていただくようになります。その子の様子、もちろん、それを中和するカルシウム剤を飲ませてもらおうのですけれども、その後の様子をきちんと見てもらつてやらなければならぬと。それもマニュアルのほうに。

○小西委員長

保護者の方は後で何か問題というか、そういうものがなきにしもあらずという感じがあると、記録で残るといふのは大事なのかなと思います。

それともう一つ、10校が決まって、歯科医師会と事前協議で、適切であると判断した学校というのはいさよと沢山上がっていて、それでこの10校が選ばれたと理解してよろしいですか。

●学校教育課長

そのとおりでございます。

今、実際に保育園、幼稚園、こども園で実施しているところは結構多くなってきておりまして、ここで実施されているやり方は、毎日なのです。薄めて毎日やるという形です。やってきているので、その子たちがそのままその地域の小学校に上がると限りはしないのですが、親の職場とか、そういうところでは、20校ぐらいかかわる学校が出てきているのではないかと思います。

○黒木教育長

今後のことにも関わることだけども、職員の多忙感、仕事の問題はどこかで考えとかないといけないと思います。そうすると、例えば、希釈液を作るところまでは外注して、それこそ、豊後高田みたいにしてきてもらって、余りの液は全部業者に持って帰ってもらおうような形の予算措置をしてもらうような方向でもしないと、学校は大変だと思えます。先ほど、器具を洗うとかあるでしょう。そうするとそれは、フッ化物を水道に流すということになると、下水に流すということになると、それも色々な問題が出てくるので、必ずしも洗うのがいいのかどうか、その場で洗うのがいいのかどうか、器具はそのままでもどこかで外注して、どこかでやってもらうのがいいのかどうか。そのへんまでを視野に入れておかないと、かなり先生方からの不満が上がってくると思うのです。だから、教育委員会としては、過重労働という問題、多忙感を一生懸命解消しようという方向性を打ち出しているのにも関わらず、これを入れてきて、多忙感を増しているのではないかと、どのように考えるのだというところを追及されかねないものがあります。まずモデルとしてやって、非常に具合が悪かったら、そこところは訂正して、逆に簡略化していくか、負担がかからないような方法を将来的にきちんと追求していきまますという方向性を示していくことは必要だと思います。

●学校教育課長

今回、10校選んでやることの大きな意義は、もちろん、子どもたちのむし歯を減らすというののも一つあるのですが、この事業自体がどの程度、学校に影響を与えるのかという点も検証していきたいと。やり方を今、教育長がおっしゃったように色々な角度からの検討を加えていかないといけないと思っております。

●教育部長

希釈液を洗わずにどこかに置いておけば、それを持って行ってもらうって、また取ってきてもらうとかいろいろがあれば。

○黒木教育長

豊後高田はそれをやっているということですね。

○小西委員長

先生は、生徒の実態を入念に見ていただくというだけのお仕事にしていただけではないのではないかと。それは先生しかできないことわけです。もう実施する以上、現場をきちんと管理していただくのは先生のお仕事ですので、液を作ったりとか、そういうことをするのはやはり、ほかでいいような気がいたします。

○黒木教育長

液を作るなどの仕事はやるべきではないと私自身思うのだけれども。

○赤松委員

逆に紙パックを学校で洗っていらっしゃるとお聞きしていますけれども、牛乳の紙パックを洗浄することとは、きちっと分けて考えなくてはならないではありませんか。

○黒木教育長

そのため3分の2という条件はつけているのだけれども、ただそれでもやはり。ある意味、保護者の方たちの意識を喚起させる、ちゃんと菌磨きをさせましょう。こういうことをやって、むし菌を減らしましょうということをやらなければいけないことの保護者への訴えをやりながら、考えていただくのがいいのかも知れません。

○中原委員

幼稚園、保育園等でやっているというところと実際に実際行ってみると、ちよっと飲み込んだことがある園児の名前は把握しておいたほうがいいのかなと思います。

●学校教育課長

事前にですね。

○中原委員

つい先日、そういうアンケートがうちの保育園のほうにもありましてあれども、しますか、しませんかと。しませんと回答しましたけれども。やっているところも聞いたこともなかったものですから。園長先生、理事長先生のご判断でやられているのだと思います。そういう材料とかも個人名で情報がもらえるようでしたら。

○黒木教育長

そのための人員をもう一人増やしてくださいと。フッ化洗口のための人員を。

○小西委員長

3分の2以上の保護者の同意のあったモデル校なんですね。このモデル校でも3分の1の方は参加しないという。

●学校教育課長

まだ、これからです。

○黒木教育長

これはモデル校だけれども、これから全部やるかどうかかわからないのです。ここで3分の2の調査をして、3分の2以上なければやらない。まだ決まったわけではないです。

○小西委員長

この10月のところで決まるわけですね。

●学校教育課長

そうです。

○小西委員長

10月の時点で3分の2以上の同意があったモデル校だから、この中から消える可能性もあるわけですね。そうすると、またここに10校補填されるのですか。

●学校教育課長

今年はそういうつもりは全くありません。

○小西委員長

5校になるか、10校になるか、それはわからないわけですね。

○黒木教育長

学年によってやらない学年とやる学年も出ていくということですか。

●学校教育課長

一応、学校全体で3分の2ということにしております。ただ、拒否をされたところはもうしません。それは同じことになるので。

○黒木教育長

1年から6年までアンケートをして、全体が3分の2あればやりますということですね。学年によってこの学年はやって、この学年はやらないとなるとちよっと困るので。

○濱田委員

保護者として3分の1のほうに入っている人たちが、どうしても自分はやらせたくないというような同意書を出さない人がいますか。

●学校教育課長

アンケートの中で、自分の子どもはさせないでくださいというお答えをいただいたところはしません。

○赤松委員

その子だけははしない。ほかの子がやっている中で、その子だけしていないということもあるですね。

●学校教育課長

低学年の場合は、みんな同じことをやりたがるので、水でやらせます。

【議案第23号】

○濱田委員

島津伝承館の審議委員にはそれぞれ専門家の方々が配置されているのですけれども、どのようなことを審議するのか。運営に関してなのか、そこに保管されている資料の価値を見分けるとか、どのへんまでこの方々がされるのか教えてください。

●都城島津邸館長

基本的に都城島津邸の運営についてというのは、前の年のすべてのイベント、それから、企画展、管理運営をご説明申し上げて、足りないところとか、こうしたほうがいいのではないかとか、本宅は重要文化財でもございますので、そちらのほうの維持管理とか、そういうところまで色々お話をさせていただいております。資料の修復につきましても、前年度修復した資料と現在、修復していない資料等の内容をお話ししまして、より重要性のあるものの選別というか、今後、こういうものを早く修復したほうがいいのではないかとか、そういう色々な意見をいただいているところ です。

10月定例教育委員会	10月4日(水)南別館3階委員会室	傍聴人 0人
	教育長報告及び付議案件	教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見
<p>1 教育長報告</p> <p>それでは、お手元にあります生徒指導の現状について報告させていただきます。まず、非行問題でございますけれども、小学校0件、中学校4件ということですが、家出が2件、少年院送致が1件、不法侵入が1件ということでございます。不登校の件でございますけれども、4月から8月で小学校14件、中学校105名というところで、中学校はかなり多うございまして、特に中学校では、2年、3年と学年が上がるに従って、不登校生徒が増えてきているということでございます。生徒指導担当とか、S SWとの連携をすることで、改善に向かっていっている事案もございまして、議会でも原因についての質問がございまして、何が要因であるかというのとはなかなか難しいこととございまして、現状はこういう状況でございます。そんなに極端に増えているわけではございません。新規は減ってきている状況でございます。</p> <p>いじめに関しましては、8月は休み中でございますので、小学校7校、中学校4校がアンケートを実施したということと。その中で、小学校6件、中学校1件、計7件がいじめ認知件数として報告されております。いじめの4月～9月までのトータルのものとしては、小学校128件、中学校41件ということと、カッコ内の数字が</p>	<p>○赤松委員</p> <p>教育長がおっしゃった中学校の1年と3年の女の子については、兄弟関係で1年と3年の子には全く関係ないのですか。</p> <p>○黒木教育長</p> <p>全然関係ないです。連携ありません。</p> <p>○赤松委員</p> <p>両家庭とも、家庭が家庭の機能を果たしていないのではないのでしょうか。</p> <p>○黒木教育長</p> <p>1年生のほうの子どもは、母親が外国人で、やはり、家庭的に色々あるところとございまして。</p> <p>○赤松委員</p> <p>家出するということは、家庭に居場所がないために出ちゃうのしょうから。家庭環境による影響が大きいのだらうと考えられますね。</p> <p>○黒木教育長</p> <p>家庭的な問題があつて、家にじっとしていません。</p>	

解消された件数でございます。前申し上げましたように、いじめの解消の定義が変更しまして、3ヶ月間様子を見て、何も起きていないとあれば解消だとリファインされましたので、解消の数が少し遅れて報告されることになると思います。

4番目の交通事故でございませうけれども、8月中でお休み中でしたので、そんなに沢山なかつたということですよ。2件ということでございます。

不審者、声かけ事案は8月中に3件ございまして、その中の2件が、携帯電話等で写真を撮られるという件数でございまして。写真を撮られることが起きた事案は、8月2日に高崎町で集団登校中に6名の子どもたちに、車が近づいてきて写真を撮られたということですよ。それから、8月4日、山田町でございませうけれども、中学校3年生の女子が、車が近づいて写真を撮られたということで、30代ぐらいの男性だということがわかっております。来月の報告になると思いますが、9月に入って非常に増えてきておまして、7件ございまして。来月の報告で上げさせていただきます。

いわゆる学級崩壊的なことが起きていた学校がございませうけれども、少し落ち着いてきていると、ちよつとほつとほつとしているところですよ。少しづつよくなってきているということをご報告しておきます。

○赤松委員

今、学校と現場が家庭に大きな要因があることによつて、先生たちがその対応に悩まされているのが結構あるようですよ。私も経験上思うのですけれども、私たちはそのよな中で、子どもを健全に育てていくことを考えながらやっていたらいいかなければいけないわけですよ。そういう場合に、現状のスタッフだけで学校は本当に十分なのか。こういう場合に条件をよく整えながら対応できるスタッフを教育委員会に一人常駐させるとか、そういうことを考えていくことが必要な時代になりつつあるのではないかと思ひます。

○黒木教育長

今、おっしゃつたように、貧困の格差の問題もあるし、働き方の問題もあるし、家庭がなかなか機能しないところがあります。そういうところのお子さんをごどうするかというところは、例えば、生活保護などの別の部署とつなぎをしながら、見相ともつなぎをしながら、家庭的な問題も解決しながら、子どもたちのつなぎもきちんとしていくという役割の方との連携が必要なんです。SW等の専門家による対応というやり方を今後していかにざるを得なくなる、ますますそういうことになってきているかなというのには正直感じています。

○赤松委員

各学校では、それぞれ、校長先生が校内で人選して、そういう該当の子どもが存在する場合については学担をだれにするか慎重に配慮しながら、人を選んで決めていくので、すけれども、担当する学担は相当のエネルギーをそれらの対応にさかれる部分がありますので、そこへんも今後考えていかないといいないですね。

○黒木教育長

ざりざりで学校は動いていますので、専門家が必要かなという気はしています。

○小西委員長

特に適応指導教室にSWが連携とありますけれども、現在のこのシステムは充足とどうか、そういうのは具体的にいかがなんでしょうか。

○黒木教育長

現在は2人の方がSWで回つていただいている状況です。適応教室は退職校長の先生方が何名かいらつちやつて、その方たちに対応していただいております。

○小西委員長

今後このような現在あるシステムでは、今、おっしゃつたようなものは対応しきれないということですか。

○黒木教育長

本当は学校に常駐しているか、教育委員会に常駐していて、すつと動けるような形では

いと難しいかなと思います。適応教室も1つしかないので、ここまで連れてこないといけないとか、通ってこなければいけないので、なかなか大変ですよ、都城市は広いから。そういう意味で、今後どうするかというのを、考えていかざるを得ない。不登校の子どもが結構増えているという状況は、別に学校に無理やり行きなさいというわけではないのですけれども、その子どもたちにも居場所がないと非常に困るわけです。広い地域の中で、幾つか拠点の居場所が必要なかなと感じています。

○赤松委員

そういう方がいないと、うまく対応できないことも生じます。結局、誰がとなったら、学校の担任が手を差し伸べるしかありません。担任が結局、時間外の夜まで時間対応を相当するということになります。担任は翌日の授業の教材研究とか、そういうのもある中で、相当エネルギーをそこに消費してしまうのが現在の状況となっております。

○黒木教育長

そういう学校の現実、一般社会の人や行政の予算を扱うところにきちんと理解してもらうことが必要ですね。我々は、こういうことを通して色々なことを考えるのだけけれども、一般市民はわからないですね。学校が悪いから不登校が起きているのだからみたいなことになってしまう。本当は社会的な要因がもすごく大きくあるわけです。家庭的な要因、社会的な要因があって、それがこういうことを引き起こしているということとをきちんと理解しないことには、学校が悪いとか、学校の先生がやってくれないとか、そういう責任の押しつけ方になります。それを解消するためには、専門家をきちんと配置するなり、それ専用の教員の数を増やすなりしていかないと無理だということですよ。

○小西委員長

今回の総合教育会議で説明をいただきますけれども、ここにテーマとして、子どもの貧困対策というのがありますが、こういう中でこれは要望として具体的に要求しない限り、現在のある適応指導教室でSWをもっと拡充するという形になるにしても、何かこういうところでも取り上げないと実現しないのではないかと思います。

○黒木教育長

この総合教育会議で市長に話をすることによって、理解を深め、予算をつけてもらうよう話を要求していく必要があるかなと思います。

○小西委員長

たとえばここに、仮称ですけども、子ども未来応援事業とかありますけれども、非常に抽象的で、今あることの解決に結びつくようなものがほしいのではないかと、必要なのではないかと思うのです。未来に描くビジョンはとも大事だと思えますけれども、同時に、現実にある問題を解決していくことが大事なのかなと思います。自分たちの仕事としては、発信というか、そんな希望を出しますけど。どれだけ効果があるかわかり

ませんけれども。

○黒木教育長

こちらのほうは後でまた議論をさせていただきます。

○小西委員長

不登校を各学校で対応がされていますが、保護者との連携に課題を抱えているという、この保護者との連携とは大体想像できるのですけれども。

○黒木教育長

なかなか保護者と連絡がつかなかったり、行ってもなかなか子どもに会えなかったりと、保護者自身がそういうことに対して、対応していただくことが難しいところがあるということをお聞きしております。

○小西委員長

そしてもう一つ、事例は色々違うと思うのですが、今一方で、学校には必ずしも行かなくてもいいのだよというそういう流れがかなり社会的にあると思います。構ってられないという放任の家庭とはまた別に、無理に子どもを行かせなくてもいいという考えの保護者が、そういう風潮の中で増えているのも現実のような、これはよく内容についてはわかりませんが、そんな思いもしくもないですけれども。

○黒木教育長

一つは、議会の時に事例を出したのですけれども、起立性調節障がいみたいに、朝起きられない子どもが増えているのです。それはちようど、小学校から中学校に行く、いわゆる身体の調節ができなくなって、大人で言えば低血圧症みたいな形になって、朝起きられない。昼からは元気になるのだけれども、朝が起きられないから、結局、学校に行ってもぼーっとしていて、無理やり学校にやっても意味がないということがあるようです。それはむしろ医学の問題で、医者に診せて、それなりの処方してもらったり、対応してもらわれないといけない。実は朝日新聞の教育の欄の記事ですけれども、近年では、大体5%から10%ぐらいいると言われています。そういう子は無理やり学校に行かせられない状況もありますね。

○小西委員長

個々の状況になれば納得がいくのですけれども、やはりそれは不登校という形になってくるわけですね。

○黒木教育長

そこでくっつくってしまうのがいいのかどうか、問題はあります。

○小西委員長

ここまで個を尊重するかという問題になってくると思うのですけれども、難しい問題ですね。

<p>○黒木教育長 本来はこの中をもう少し精査していかなければいけないのかなと、それなりの対応の仕方も変えていかないといけないのかなと思います。段々色々なことが分かってきていて、起立性調節障害がいつも昔からあったらしいのだけども、医学が進歩してきて今やと検査ができるようになって、病気になることがわかかってきたので、不登校という概念をもう少しとらえ直す仕事をどこかでやる必要があるかな思っています。</p> <p>○小西委員長 義務教育というものの枠と矛盾してくるような気もするし、こういう状況がずっとあるのが現実なのでなかなか難しいことです。</p> <p>○黒木教育長 学校がそれを認知していれば、多分、登校扱いになりますよね。だから、言ってみればバイパスも必要な時代になっていることが事実だと思います。</p>	
<p>【報告第 85 号】 ○赤松委員 3、4年生と5、6年生の平成 30 年、31 年、32 年に本格実施ですよね、その時に時数的なものはどうなっていくのかお尋ねします。</p> <p>●学校教育課長 3、4年生につきましては、週あたりの時間が週 27 時間から 8 時間、クラブ活動を入れているところもありますので、28 になる週もあれば 27 になる週もございます。そこから 1 時間増やすのは、時間割上可能であると考えています。問題は、5、6年生でございます。今、5、6年生はほとんどの学校が水曜日、5 時間授業を行っておりますので、29 時間というのがありますので、そういう状況の中で、どうしても 1 時間増やすということの職員研修がありまして、モジュールで朝の時間を 15 分、15 分、15 分使って一週間で 45 分にしないかと、それも考えたのですが、教務主任の先生方は大反対でした。そういうモジュールの時間を使って力になるのかということと、こちらのほうは都市では、どうしてもそれでやりたいという方向で進んでおります。</p> <p>ではどのようにしてあと 1 時間を生み出すかということなのですが、先ほど申しましたように、水曜日の朝の時間からすぐに授業が始まりまして、午前中 5 時間授業を組むか、もしくは、掃除をなくして休みが終わったらずぐに 5 時間目、6 時間目として、あとは 40 分ぐらいしか余裕がないのですけれども、それでやっていくしかないかなと考えているところですので、どうして、どうしても週 30 時間、35 時間を完成させて、やって</p>	<p>2 付議案件</p> <p>報告第 84 号 専決処分した事務について (平成 29 年度都城市教育委員会名義後援・共催について)</p> <p>報告第 85 号 平成 29 年度第 1 回都城市外国語教育実施検討会議について</p> <p>報告第 86 号 工事請負契約の締結について (祝吉地区公民館建設 (建築主体) 工事)</p> <p>報告第 87 号 臨時代理した事務の報告及び承認について (放課後子ども教室教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について)</p> <p>報告第 88 号 平成 29 年度特別展「戊辰・西南 二つの内戦と都城」開催要項の制定について</p> <p>報告第 89 号 都城歴史資料館の臨時休館について</p> <p>報告第 90 号 都城歴史資料館の文化の日 (11 月 3 日) の入館料免除について</p> <p>報告第 91 号 平成 29 年度第 3 回企画展「大島島田遺跡から島津荘へ」開催要項の制定について</p> <p>報告第 92 号 茶道裏千家淡交会宮崎支部茶会 in 都城島津邸開催要項の制定について</p> <p>報告第 93 号 都城島津邸益裁展開催要項の制定について</p> <p>報告第 94 号 平成 29 年度歴史シンポジウム「大島島田遺跡から島津荘へ」開催要項の制定について</p> <p>議案第 26 号 平成 29 年度都城島津伝承館特別展観覧料の変更について</p> <p>議案第 27 号 平成 29 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書 (平成 28 年度対象)</p>

いかなければならないかと思つておられるところでは。

○赤松委員

週の教育課程の時間数が増えると、年間は外国語の勉強が、中学年、高学年は何時間されますか。

●学校教育課長

今現在の年間の時数が1,000を少し越えるぐらいでございます。1,045ぐらいになります。それをもっと超えるわけですから、1,100に近くなっていくと思います。

○赤松委員

物理的に教育課程でやれば、掃除の時間を省かないとできないとか、先生方が週一度研修の時間を省かないとできないとか、そういう現状があるのであれば、研修というのは子どもの教育課程の外になりますから、外して、その時間を子どもの教育にあてざるを得ないようなことになりませぬ。

●学校教育課長

そういう状況が生まれてきます。

○赤松委員

そういう状況にあることは、文部科学大臣も十分理解した上で、教育課程を改善しているのですから、教育課程が非常に過密になってくることについて、現場の先生方の声はどうなのでしょう。

●学校教育課長

やはり、今の5、6年生の授業時数でもういっぱいはいっぱいであるというご意見が非常に多ございます。ですので、あと1時間生み出すことは可能ですが、それをしてしまうと職員の時間がとれなくなってしまいます。会議の時間、研修の時間等も大事でございますので、それを今度はどのように生み出すかということが大きな課題になっていると話をしております。

○黒木教育長

総合的な学習の時間をつぶすという話はないのですね。

●学校教育課長

総合的な学習の時間を一旦つぶして、15時間なり使いますと、どこを削るのか。今まで面々といいものを作り上げようとして、年間計画を立てて来たものどこのどこを組めばいいのだという議論と、今後はそれが終わった後戻さないといいけない。結局は、その2年間の間の子どもたちは総合的な学習の時間は十分に履行されたいという考え方が大幅にあります。それは使いたくないというご意見です。

○黒木教育長

私が聞きたかったのは、文部科学省に対して、総合的な学習の時間を小さくしたりい

いのではないという声が現場からは出てこないのですかということ。35 時間になっているわけでしょう。総合的な学習の時間が入ったときは、皆さん、ものすごく不満だったのですよね。指導方針も何もない学校任せだったのですが、学校の現場ががんばって定着してきたところに、今回新たに英語をやらせという話になってきて、何かをつぶさないことにはやれそうにないわけですね。かといって、土曜日に授業をとということになるのは厳しいですね。総合的な学習の時間しかないのではないかと思うのですが。

●学校教育課長

学校で必死で今まで立ててきて、構築して、外部の方々との交渉もうまくスムーズにしているのに、じゃあ今回はいいりませんか、なかなかならないのです。

○赤松委員

もう一つの大きな課題は、小学校の先生方の英語に対する指導力をどう高めていくかということですね。そのへんについての研修を充実するとか、教育委員会や自治体はどのようなにするのでしょうか。

●学校教育課長

英語科に関する指導ということで、今、ひと通り小学校全員の先生方の研修が終わったところです。これがあるからというわけではなく、先ほど言いました外国語活動指導者研修というものについて、必ず 3 年間で出席してくださいということで、その研修は終わっているのですけれども、まずそれだけではなかなか発音とか、そういうものについては不得手な方はまだいらっしゃいますし、英語で卒業されたわけではないので、そこで一番活用すべきことは、電子黒板等から流れてくる音声、そういうものを活用しながらやっていく。もう一つは、ネイティブなALTを使った形で子どもたちに正しい発音なりを耳に入れていくということがあると思います。都城市では、ALTは今年度 15 名になりまして、ALTの中で、小学校に行ってもらっている先生が 11 名おります。11 名が回ってくるときに、彼等たちも非常に忙しいのですけれども、めいっぱい使ってもらっているところで、空き時間がほとんどない状態になっています。また、先ほど申しました電子黒板等につきましては、すべての学級に配備になっていますので、来年度の予算ですべての学級に電子黒板を入れる。電子黒板になるか、大型テレビになるかわかりませんが、入れる構想で、今、話を進めているところです。

○黒木教育長

小中連携で、中学校の先生にお手伝いをお願いしていかないといけないことになりま

すね。

●学校教育課長

今、おっしゃるとおりでございます。例えば、有水小中学校につきましては、来年度から 35 時間で取り組みたいと言っていますしやいます。これは指定校でもあるのです

が、有水中学校の英語の先生が小学校に乗り入れまして、授業を行っていたかどうかということが可能なので、そこで時間が生み出されるので、ぜひとも35時間でやりたいというご意見をいただいております。

○濱田委員

小学校から早く始めるということは、中学校の英語教育がレベルアップするとかそういうことを考えているのですか。

●学校教育課長

レベルアップといいますか、小学校の段階では、慣れ親しむという形でございます。ただしこれまでは慣れ親しんで、スペルとか、そういうものは見せないような授業を行っております。これからは、5、6年生につきましては、読むということ、話すということが、主な評価になります。3、4年生につきましては、今までどおり慣れ親しむ。そうなりまして、成績をつけるラインがありますと、読めるかということが何を意味しているかということ。話せるかということにつきましては、評価の対象になってくると思われまます。そういう意味ではスキルアップをするというふうには。

○濱田委員

それは、今の小学校6年生のお話ですよ。中学生はより話せるようとかそのようになつてくるのでしょうか。

●学校教育課長

中学校の教育課程も変わる予定にはなっております。そういうことが履修された上でのという形になると思います。

○中原委員

その時間の作り方というのは、大変なことだと思っております。ですけども、一つだけ、関わりがないかもしれないですけども、道徳授業が入ってきた場合にはどうなっていくのですか。

●学校教育課長

もともと今、道徳をやっていますので、そこが差し替わるだけになります。そこは問題ないのですが、委員の言われるように、かなりこれは詰めて考えないと、子どもにも、先生にも負担になるということなので、これから先、検討会議において話を進めていきたいと思えます。

○黒木教育長

教科書ができて、評価が入ってくるので、先生たちは大変なのです。

○小西委員長

これはまだ継続して検討会議というのはなさるわけですね。

●学校教育課長

今日、お示しましたのは、メンバーがこのようなメンバーでございまして、こういう会議を新たに立ち上げましたということの報告になります。

【報告第 86 号】

○黒木教育長

公民館建設の問題ですが、議会などで障がい者用駐車場に屋根をつけて欲しいということがありましたが、それはこの工事予定の中にも盛り込まれているのですか。

●生涯学習課副課長

この工事の設計の中には入っております。

○黒木教育長

それは別途に追加申請になるのですか。

●生涯学習課副課長

再度お願いをしているところなのですけれども、かなり難しい状況であります。

○黒木教育長

どう受け止めているかですよね。議会であれだけ何回も言われているわけだから、やはり、合理的配慮ということからいくと、というのが私の考えとしてはあるのです。私が入算を持っていないから出来ませんが、何らかの方法で善処していく必要があるかなと、意見ですけれども。

●生涯学習課副課長

そう思います。実施設計の段階では入っていたのですけれども。

○黒木教育長

削られたのですね。

●生涯学習課副課長

再度この機を受けてもう一度お願いしているところなのですけれども、難しそうです。前に議会でも出ましたように、MJの絡みもありますのでということです。

○黒木教育長

順番は問題あるかもしれないけれども、新しく作るときは一緒に作り込んでいかないと、逆にだめなのではないかなと思います。そういう理解をせび、本庁のほうにはしてほしいと思います。

●生涯学習課副課長

努力いたします。

○小西委員長

例えば、随分前の話ですけれども、公民館の話がよく出る頃に、老朽化していると、公民館が二階建てだと使用頻度の高い高齢者が二階に上がられるのは不可能ですという

のが、自公連でも、社協でもよく出ていました。これは平屋建てになっていますが、今のお話もこれぐらい大事なことではないかと思うのです。二階に上がれない人がいるから一階平屋にしたというのと、駐車場に屋根があるというのは、同じぐらいの重要度にならなってきたのではないかと思いますので、最後まで頑張っていたのだと思います。

【報告第88号】

○小西委員長

特別展なのですが、二つの内戦と都城は、ちやうど都城島津邸の西郷さんの企画と時期が重なるのです。内容の背景が重なっていますので、広報では、関連も一緒にということはないのですか。

●文化財課長

この二つの内戦と都城の広報につきましては、11月1日号で掲載されます。特別展をやるにあたって、昨年度から島津邸と打ち合わせをしまして、展示するものがかぶらないようにということ、向こうは歴史的に日本を大きく見た資料等を色々なところから借りてきたりやるのですが、うちの場合は、地元にある資料で戊申と西南戦争を描こうということとで計画しております。

○小西委員長

共通のチケットみたいなものが、美術館もちやうど南九州のアートの時期が重なっていて、以前は、割引みたいな、勧誘というのがありましたが、今年はそのようなことはないのですか。

●文化財課長

今回は実施していないところでございます。

○黒木教育長

せっかくテーマ的に共通するものがあるし、3つを一緒にして、プレゼンテーション的なもののポスターを用意されて、例えば、3つを回れば割引がありますとか、そういうのはされたほうがいいのではないですか。

○小西委員長

相乗効果といますか、美術館はちよつと違いますけれども、せっかく時代が、全国的なものと都城のほうがより密接な展示だと思おうのですけれども、せっかく関連しているので、チケットとかそういうものは間に合わないとしても、お互いにもあちらも行ってくださいとかいうような、そういうことがあると、効果的ではないかなと思っておりますけれども。

○黒木教育長

一緒にやるというのがいいかなと、3 か所回れるような形に宣伝とかをされたらどうかと思うのですが、検討してもらえないでしょうか。

●文化財課長

うちのほうは特別に料金が設定しているわけではなくて、通常の料金で入れますので、そのあたり、美術館、島津邸と相談をして、もしやる場合はまた決裁等をとってやりたいと思います。

○黒木教育長

ここにある文化財的なもの、文化と歴史のかおる文教のまちを作るのだから、そういうところをお互いにコラボしながら、それをやはり宣伝していくあり方も追求されたほうがいいのではないかなと思いますので、考えていただけたらと思います。

○赤松委員

こういう企画は、実施年度の1年間を見通してどのような取り組みをするのか、いつ頃決まっていくのですか。

●文化財課長

島津邸、美術館等につきましては、他館からの資料を借りてきたりとかするので、もう1年前以上からやっていますけれども、うちの場合は、自館資料であるので、この二つの内戦と都城につきましてもは去年からやろうということで、先ほど説明しましたように、150年という節目の年になりますので、そういう周年記念的なものは必ずやっていますということで、1年前から準備はしております。

【議案第27号】

○黒木教育長

これまでは濱田先生が評価委員をしていただいておりますね。

○小西委員長

評価していただいていた時と実際の都城の状況をご感想はいかがですか。

○濱田委員

小中学校の実態が実はよくわからないで、文面だけで評価していたという反省点があります。大分、時間とともに改善されたということもありまして、例えば、最後のほうの、教育委員会が管理運営する事務のところ、この表記が非常にわかりやすくなっています。統一されてきて、ここはすごく改善されたのではないかという気がいたしました。

○小西委員長

この報告書というのは、どういう方々が目を通されるのですか。

●教育総務課長

今度議会に提出して、その後、公表いたします。

11月定例教育委員会	11月2日(水)南別館3階委員会室	報告10件 議案3件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件		教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
<p>1 教育長報告</p> <p>それでは、お手元に資料があるかと思うのですが、ご覧いただきたいと思えます。第1番目は、学校の生徒指導状況のこと、2番目は、宮崎は、宮崎で起きた自殺の問題、3番目は、男女混合名簿という3つのことについて少しお話をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、第一番目の生徒指導の状況でございますけれども、9月中のことですけれども、非行等が、小学校1件、中学校1件でございます。これは既に、前回は申し上げたことがあるかと思えますけれども、小学校のものは、倉庫へ石を投げて、ガラスを壊したということでございます。6名の子どもたちがいたことで騒動したということでございます。それから、中学校は、対教師暴力と言いますのは、ある中学校の1人の生徒が、授業中につこそりと携帯を持ち込んでいたのです。それをハンカチか何かで隠していたのを教師が取り上げたときに、その子どもが反抗して、教師の肩を叩いたということでございます。この件につきまして、保護者ともつないで、子どもの方からも、保護者のほうから謝罪をいただいているところで、解決している問題でございます。</p> <p>それから、不登校傾向でございますけれども、そこにありますように、小学校18名、中学校120名で、新たな9月新規の不登校は小学校1名、中学校12名というところで、13名でございます。</p> <p>ただ、中学校では、そこに書いてありますように、学年が上がるとして、進路不登校数が増えているということ。中学生です。3年生になると、進路とか、色々気になることがありまして、適用教室やSSW等で、色々聞き取り等調査をしています。進学をするに向けて保護者からの相談も増えているという状況でございます。</p> <p>いじめでございますけれども、そこにありますように、各小中学校にアンケートをしまして、小学校193件、中学校8件が、いじめの認知件数として報告されているということでございます。特別にいじめのことで、今、トラブルっているということはございません。</p> <p>それから、不審者状況でございますが、9月に不審者が非常に多うございました。</p>	<p>○小西委員長 混合名簿で不都合な点というのはどういうところがあるのでしょうか。</p> <p>○黒木教育長 実は、昨日、一昨日の市町村教育長会議で、日向市の教育長さんが言われたことでは、何か統計をとる時に、男女別に分けないといけない時があるでしょうけれども、この頃は全部、エクセルでやれば、さっと印さえつけとけば、ぴしゃっと直るので、それは大丈夫だと思います。全国平均が80%で、大分県は、小中学校ほぼ100%混合名簿を使っているのだそうです。日向市もほぼ100%ということでした。</p> <p>○小西委員長 例えば今、エクセルですぐ必要な時には分けることができるとおっしゃいましたけれども、性的マイノリティーの方たちの方がこれはかなり大きなものを占めていますので、そうすると、混合の名簿にしても、後ろに、今、前も男性か女性か分からない名前がかかっているのですが、よく見るのは、ランダムに書いてあって、あとに男女というふうに書いてありますが、性別ということに。名簿は男女混合で書いてあっても、学校の名簿以外でも、色々な名簿を見ますと、男女混合で書いてあっても、あいうえお順とか、後ろに男女と書いてありますよね。名前で判別できないから、一応、ずっと名前がリストに書いてあって、男性、女性というのは、普通書いてあるような気がするのですけれども、そうしますと、性同一性の方たちを配慮して混合の名簿を作るという時には、男女別の段もあれば意味がないわけですよね。それはしないのですか。</p> <p>○教育部長 混合名簿上はそれは入れないということですよ。男女分かれているのと一緒になるので、駄目でしょうね。</p> <p>○小西委員長 そして、結局、何かデータをとる時の男女別という時には、ちゃんと、基には入っているわけですね。</p> <p>○教育部長</p>		

小学校7件、中学校2件が発生したわけですが、主なものを少し申し上げておきますと、9月8日に、午後7時頃、安久町安藤病院の近くで、女子中学生が下校途中に、近づいてきた男に「デイスシユを持っていないか」と言われたという事案です。9月25日の午後4時頃にも、山田町で同じ様な事が起きています。対象は小学校の男子児童でした。

それから、9月14日、都城高校付近で小学校の女の子が自転車に乗ったおじいさんに追いかけられたという事案です。

9月22日、下校中の小学校の女の子2人が、大町で自動車に乗せられそうになったという事案が起きました。明けて、23日に、志比田町で、小学校の女の子3人が、下校中に自転車の男に手を引っぱられて、連れていかれそうになったという事案が起きました。

9月27日、午後7時頃、部活動帰りの女子中学生が、20歳から30歳位のバイクの男に、「可愛いね、あのさ」と声をかけられて、しつこく追跡されそうになったのので、回り道をして逃げて帰ったという事案があります。五十市校区です

9月26日、27日、きりしま支援学校付近で、常用バンの50歳前後の男性が、登校中の女子中学生に車から声をかけてくるという事案がありました。今、警察に取り締まりを頼んだということですので詳細は省きますが、9月だけで、非常に多くの事案が上がってまいりまして、9月がかなり多発している状況です。

昨日、一昨日の新聞ではないけれども、とても信じられない事件がありますので、くれぐれも子どもたちの安全、通行、学校帰りの安全並びに地域における安全には気を付けてもらいたいと思います。新しいいじめ防止政策の改定については、いま、指導主事を中心にして議案を作成中でございますので、これもまた改正案が出てくると思います。ご存知のように、いじめが終わったというのは3ヶ月何もなかったということと、聞き取りをしてその子が何も感じていないというのが確認されない限りは、いじめは終わったとしたらという、いわゆる始まりよりも終わりのことをきちんと期限を定めているということでございます。

次の取り扱い注意の資料でございませぬけれども、これは平成28年度の本県の不登校問題行動の調査結果でございませぬ。暴力行為は、宮崎県全体で125件ということですが、全国に比べては低い割合にあります。この中で、昨年は暴力行為は、小学校は1件、中学校は5件が都城市でございませぬ。

それから、いじめ認知件数につきましては、ここにありますように、10,857件というところで、全国の中でも高いほうにありませぬけれども、これは、正直にともかく調べて、少しのことでも報告をしているということの現れかなと受け取っているわ

そこは、男女というよりか、数字であるとかで、表示しないような形になって、データとしてはそういうふうになっていきます。

○小西委員長

今、名前では全然判別できないですよ、男女が。

○赤松委員

学校における混合名簿そのものを見たことではないのですけれども、紙ベースの時代に、学校において教務手帳という、先生方が記録する手帳が一冊、配布されてきました。教務手帳も男女分かれていたわけではなかったのです。それぞれの先生方が左側のページに男子を、右側のページに女子を書いていたのですけれども、そういう教務手帳などといったものももう必要ない時代になってきているのでしよう。学級の子どものデータの整理は全てコンピュータとか、そういうもので整理できる時代ではないでしょうか。エクセルの機能を使ったり、様々なコンピュータソフトの機能を使って、色々な書類を作る能力がきちんと身に付いておられる先生方が多いので、データ上でも男女区別する必要はないということですね。

○黒木教育長

大学なんかも男女同時ですので、高専はどうなのですか。男女分けているのですか。

○濱田委員

分けていませんね。混合ですよ、あいうえお順です。

○黒木教育長

だから、高専とか、大学は全部、あいうえお順で書いてあるだけです。

○赤松委員

帳面みたいなものに整理するという時代の名残があるから、こういう名簿にするかというのがあるのだけれども、データとしてひととくりに考えて、必要に応じて、どういふふうに変換を使うかと考えれば、紙の発想から消えていくのでしようね。

○黒木教育長

日向市に聞いたら、並ぶ時にも男女で全部、名簿上で並んでいられるそうです。

必要があれば、男女と並んで、さっと分かれて並ぶので、普通には男女混合で並んでいるのだけれども、ただ、それを中学生ぐらいいから始めるというのは難しいなというお話をされてきました。つまり、日向市はずっとやっているといるから、並べさせることが出来る。いきなりやるのは難しいかなと言われていました。

○中原委員

式典の時など、入学式とか、卒業式とか、教育委員が出ていて、一緒に並んでいる学校は見えないので。

○黒木教育長

けでございまして、はじめはどの学校でも起り得るとい認識のもとに、対応してきておと思っています。昨年度の場合は、都城市は、小学校1,900件、中学校が192件ということです。

裏面の次ページでございまして、不登校状況です。小学校における不登校児童数というのは、全県下では251人ですが、都城市は21名でございます。中学校における不登校生徒数は、宮崎県内では813件、都城市は115件という、大体10%、ちよっと中学校のほうが多いです。高等学校は資料はございません。自殺の件数は、都城市はゼロ件でございまして。これが昨年の状況でございます。

関連ですが、昨年、宮崎市内だけで、中学生3名が自殺をしているという状況がございました。前後の2つの自殺については、一応いじめはなかったということだそうでございます。昨年8月におきた事案だけ、いじめがあったのではないかというところで、第三者委員会を開催して、調査をした結果、いじめがあったと、第三者委員会が認定をしたということでございます。

こういう事案は、人間関係が非常に見えにくくなっていく中で、なかなか現実にいじめを受けているとか、被害を受けている子どもはなかなか口に出さないのです。それを学校側がどのくらいSOSではなくて、状況とか、しるしをどのくらい読み取っていくかということが必要かなということ、これは都城市の学校等においても、しっかりとその辺を、小さいしるしでも見逃さないようにしないと難しいかなと思っております。いじめが起きないようにすることが大切ですが、その一方で、人間関係の中で起き得ることだと認識をして、起きていかどうかをきちんと確認して、それにどう対処していくかということが一番大切なことであると思っております。

3番目は、もう1枚あると思っております。性で分けられない名簿の活用推進についてという資料がお手元でございます。これは、先日、延岡で市町村教育長会議があって、いわゆる混合名簿の話がそこで出てきたのですが、宮崎県の教育委員会は、10月11日に、実はこういう活用推進についてという資料を配っています。基本的な考え方の2を見てもらえば分かると思うのですが、原則として、学校で使用する名簿は性で分けて、必要のある場合のみ分けるという方針を出しております。議会でも一度質問されたことがあるので、一応、「学校に任せております」ということで、お答えしております。

県の教育委員会としても混合名簿推進という方向になってきていますので、本市としても、そういう方向で校長会に議論してもらおうかと思っております。ございます。

これは10月27日付けの新聞ですが、宮崎市男女共同参画センターパレットで開

都城市は特に男女別だから、日向市は多分、一緒ではないですか。

○教育部長

そこから変わってきますね。

○黒木教育長

ものすごく変わってきますね。

○中原委員

保育園でもそういうのは聞いていないですね。

○黒木教育長

日向市は多分、混合でやっているのではないですかね。

○赤松委員

例えば、身体測定とか、そういう時には、特別にチェックしてやれば、何ら問題ないということでしょうから、通常男子と女子が混じって並んでいても、何も問題はないでしょうね。

○小西委員長

基本的な考え方の時に、LGBTの配慮というところが謳われているので、そういうのはやはり大切なことかなと思うのです。ただ、分けてあったのを混合にするという問題ではないような気がするのですが、次回は必要だと。

○黒木教育長

LGBTの子どもたちには、生徒用の男便所、女便所は行きにくいので、その子に対しては、職員のトイレを使わせる形にしているのだそうです。

私がかつて大学にいた時の学生にもいましたね。女の子なんだけれども、下の名前を呼ばないでくれと。

○赤松委員

生活上は何の支障もなかったもので、そのことを話題にもせず、すつと通っていたのでしようね。

○中原委員

確かに、名前だけでは、特に、最近の子どもは葵くんとかさんがいます。名簿だけでは分からないです。

○黒木教育長

あとで困らないように親もそこを意識してつけているかもしれないですね。

かれた、同センター主催のシンポジウムで、混合名簿のことが話し合われました。そのときの報告として、全国の公立幼稚園や学校の約80%が混合名簿を導入しているということでございます。宮崎県がいかにかに遅れているかということです。宮崎県は、日向市は全部、混合名簿です。これは20年位前から混合名簿だそうでございます。日向市は2校だけ導入されていないところがあって、ほとんど混合名簿にしていただいてるそうで、宮崎市内では、公立小中学校73校のうち4校しか導入していないということでした。国別に見ると、日本、インドが混合名簿でないものが多いのですけれども、ほかの国ではほとんど、混合名簿なのだそうです。日本はそういう意味では遅れているかもしれません。

そういうこともありまして、次回の11月の校長会で、混合名簿の方向で議論をさせていただくということをお願いしようかと思っております。

長くなりまりましたけれども、以上で終わります。

2 付議案件

- 報告第95号 専決処分した事務について(平成29年度都城市教育委員会名義後援・共催について)
- 報告第96号 都城市学校規模等適正審議委員会の答申について
- 報告第97号 都城市小学校フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要項の制定について
- 報告第98号 都城市小学校フッ化物洗口事業実施要項の制定について
- 報告第99号 平成29年度都城市スポーツ賞について
- 報告第100号 平成29年度都城市人権啓発推進大会開催要項の制定について
- 報告第101号 「菊花展」開催要項の制定について
- 報告第102号 「御入部記念イベント」開催要項の制定について
- 報告第103号 「2018 島津 de マルシェ & やきもの展」開催要項の制定について
- 報告第104号 臨時代理した事務の報告及び承認について(都城市小中学校適正配置方針策定検討会設置要項の制定及び委員の任命について)
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 高城町中央公民館図書室規程を廃止する規則
- 議案第30号 都城市教育委員会精励賞表彰要綱の一部改正について

【報告第96号】

○濱田委員

9行目に、また児童・生徒の立場、特に、教育環境の整備、中でも中学校における専門の教職員配置は可能な限りの是正が必要であるとありますが、これは、是正ということとは、今現在、偏りがあるとか、多すぎるのか、少なすぎるのか、その課題というのは何なのでしようか。

●学校教育課長

今、小規模中学校において、すべての教科の先生が揃うということはありません。9教科ありますが、9人が必要になってきます。実際に中にいらっしやる中学校の先生は、4人とか、5人とかいう学校が存在しております。

そこで、県教委もそこを心配されて、ほかの学校と兼務をかけた非常勤の方を今雇っているところがございます。これによって、専門の教科の免許がある方がその学校にも入っていただけたということなのですが、このことについて、非常勤でございますので、この制度が失われる可能性もあります。ですので、そういうようなことにつきまして、可能な限り専門の先生がその学校にも配置するということを念頭に置いて、この答申が現れたと理解しております。

○濱田委員

そうなんです。ということは、足りないということなので。

●学校教育課長

そうです。

○赤松委員

適正配置についての課題をきちんとお持ちになつて、こういう答申を上げていただいたというこはいいことだと思っております。

今後のこの答申を受けて、教育委員会としての方向性、先ほどご説明いただいた新たな制度がスタートするという一環なのかと思つて、聞かせていただいたのです。今後、ここ10年なり、20年なり、先を見通した中で、そこまで見通せないかもしれませんが、教育委員会として、どういう方向性で考えておられるのか。それについて、お聞きしたいと思ひます。

●学校教育課長

今後、策定委員会のスケジュールでございますが、第1回目を先日行ったところでございます。10月31日でございます。その中で、小中学校適正配置方針の検討委員会では、審議会の答申を受けまして、適正配置方針改定の趣旨及びスケジュール等の説明はもう終わっております。その説明の中でも、明けまして今月11日には、適正配置等を行政主導ではなく住民からの要望で実施することを非常に重く考えております。住民から統廃合等の要望があった場合、統廃合の基準の見直しを、そのところで行われたけれども、まだ十分頑張れる学校が出てくるかもしれません。もうぎりぎりではこればかりと存続できないとして、発議してくる場合もあると思ひます。

そこで、発議があった場合の基準をあらかじめ決めておくということです。事前に基準案を作成して、委員の皆様は資料を配布しまして、また、検討を行つていただくという作業を11月に行ひます。

そして、明けまして1月でございます。1月には、都城市の配置方針を決定していくということでございますが、現在、配置方針が生きておりますのが、平成20年7月に報告書が出ておひまして、このときは、四家中学校が廃校になるちよつと前のところでございます。そのことを意味づけけないといけないというので、実はそのときの適正方針の基本的な考え方の中に、こういうことがあります。

したがつて、小学校においては、地域みずからが統合を望まない限り、小中連携や小中学校間の連携など、ソフト面の工夫を試みながら、存続させることにする。しかし、中学校においては、生徒が人格形成に大変重要な思春期という時期にさしかかること。さらに、各教科指導の専門性により、各教科専任の教諭が求められること。更に、高等学校への進学という大きな目標を抱え、控える時期であることを鑑み、著しい小規模化や著しい男女比の隔たりは、適正な教育を阻む原因になると考えたということで、廃止の方針なのです。そこを変えていかなければならないということです。中学校も、答申によりまずと、仕組み、学校のPTAなどの発議によつてこれを閉じたり、統合したりするということなので、この部分を変えていくということ。

もう一つは、基準になつているところが、3学級以上というものを掲げております。

過去の答申の欄では、3 学級以上のときには廃止はしませんということを行っているのですが、今回、3 学級だとしても、中にいる人数、そこを問題視しなければならぬとは思っています。ですので、基準のときには、中学校の場合は短式学級が 3 学級以上ある場合ということで統合していくのですけれども、その中身、例えば、教師一人、児童一人という学校も存在しています。そういう学校について、どのようにやっていくかということも踏まえた上で、今回、基準を作っていくと考えております。

○赤松委員

それでは、これから先、方向性とか、そういったものは、教育委員である私もにも示されながら、望ましい方向へ向かっていくと理解してよろしいですね。

【報告第 97 号】

○小西委員長

設定要項の (3)、この文章をちよつとわかりやすく、検討事項の (3)、事業実施にあたりのところ。

●学校教育課長

関係者との連絡調整及び実施方法に関する事項は、検討する事項を羅列してしまったもので、こういう表現になってしまいました。及びと並びで、つないでしまっているものがございます。

それから、下の行でございますが、事業の休止がなされた場合における継続の有無に関する事項ということとして、わかりづらいでしょうか。

○小西委員長

これは結局、何かがあって一旦休止したものを続けるかどうかということに関してという内容なのか。それは結局、次の報告第 98 号の事業の休止というところの文章と同じなわけですね、内容は、(8) の 2 ですけれども、事業の休止について、継続の有無の検討が必要となる場合、速やかに検討会を開催の上、関係事項について検討する。また、検討会はその結果について、報告なのですが、これと内容は一緒と考えてよろしいですか。

●学校教育課長

その前の第 7 ですが、検討会の開催というところで、一文おいておかないと、検討会を開催してその有無を決めますということなので、検討会の要項も同時に今回は付けさせていただきます。

○小西委員長

継続の有無ということは、何かがあって、これを続けるか、続けないかということを検討するということなのですね。そして、一応休止されても、また、続けるということ

と、もう続けたいということがあるということですね。

●学校教育課長

そのとおりです。

○小西委員長

その事業の休止というところに、それと同じことが書かれているのですけれども。

○黒木教育長

多分この休止は、休止をすると判断するのを、どこがするかを書いておかないと困るので、事業の休止については、そこにあるように、各学校は事業の判断を休止できるものとすると一方は入れているので、それを再開しようと思った場合には、検討会で継続を検討しようという文言になっています。

休止をどこが決めるのかわからないので、その主体は各学校ですということですね。

【報告第 98 号】

○赤松委員

平成 29 年度都城市小学校フッ化物洗口事業実施要項は、平成 29 年度の実施要項であって、これからずっと続いていくという、この取り組みそのものの実施要項ではないと。

●学校教育課長

はい、単年度要項という形で作らせていただいております。

○赤松委員

今回は、モデル校 10 校等に関する記述のみが上げられてきて、結局、モデル校以外、全体的に実施するとなった時のことが全く触れていないですね。一体どうしたのだろうと思ったのでお尋ねしたところですね。今年の年度に限っての実施要項なのだと、今わかったのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。ということは、毎年度実施要項が策定されていくという考え方なのですか。

●学校教育課長

この考え方につきましては、将来にわたっての予算をとっておりませんので、つまり、全校分の予算という形での。です。で、法制と相談をいたしました。単年度でまいりましょうかというような結論でございました。つまり、予算をとった段階での要項が上がるということ、ちよつと大変かもしれませんが、単年度要項という形が望ましいと議論したところですね。

○赤松委員

モデル校という言い方が、それ以外の学校との区別をして考えた時、本来それ以外の学校にも広げていくために、今回に限ってモデル校 10 校設定したというふうになるのか

なと思っていました。従って、一番上がモデル校ですよという表記がなくて構わないのかなと思っただけです。

上のタイトルを見ると、全体の学校に対する実施要項のように思ってしまうのですが、れども、中を読んでいくと、モデル校 10 校についての要項になっていると私は感じたものだから、今、お尋ねしたところでは、単年度でやっていくということですね。

実施についてのマニュアル、これはもう動きだしているのですか。

●学校教育課長

実際に今、明道小学校では、教職員の説明、そして、保護者説明会が終了いたしました。そのときに、実施マニュアルを使わせていただいております。

○赤松委員

読ませていただくと、保護者への説明会は、19 時から 20 時と夜、予定されているところが 8 つぐらい。お昼に予定されているところもあるということで、教育委員会の方とか、あるいは歯科医師とか、薬剤師とか、関係ある方が参加されるのだと思うので、夜まで大変ご苦労だったと思います。読ませていただきました。体調管理とか、寒い時期ですので、そのへんまでご配慮して臨まれているのではないかと思います。

4 ページの真ん中に、フッ化物洗口の実施という欄が大きな枠で書いてあって、フッ化物洗口の練習と書いてございます。このとき必ず確認する事項、学級での実施では児童がぶくぶくうがいができること。水を飲み込まずに吐き出せることが可能であることを確認します。これは、担任が確認するわけですね。このへんの、確認したとき、全員できましたとか、子どもができましたと丸を付けるとか、何かそういうふうなことの記録というものが残されるのかなと思っただけなのですが、そのへんはどうなのかと思っただけです。

それから、子どもから参加させます、希望しませんという保護者からの返事が返ってきますが、文章としては、平成 29 年度のこれこれについて希望します、希望しませんほうが、より保護者の意志が明確にこちらに返ってくると思っただけです。

●学校教育課長

まさしくマニュアル等の改定を繰り返していかねなければならぬと思っております。明道小学校でやったときにも、色々な指摘を受けておりまして、そのところは、最初から完璧なものは難しかったかなと思っております。ありがとうございます。

○赤松委員

5 時間ぐらいかけて結構読んだのですけれども。大変は大変です。

【報告第 99 号】

○濱田委員

高専に特別な粋を作っていたいただきまして、ありがとうございます。

●スポーツ振興課長

高等学校とか、大学とか、微妙な立ち位置がございまして、この点については、内規の中で高専大会については特別に配慮しているところです。

【報告第 102 号】

○小西委員長

御入部記念イベントのお赤飯のふるまいというのが先着 20 名と謳ってありますが、昨年はこの 20 名というのは、沢山の人の中のごく一部だったのか、それとも、適正だったのか、どのような状況だったのでしょうか。

●都城島津邸館長

実際は 100 人分ぐらい作っております。先ほど言いました郷中教育で、一家で門松作りをすと言いましたけれども、その子どもたちと、親の方が付いてこられるものから、保護者の方が何人いらっしやるかわからないので、想定 20 人以上はもちろんあるのですけれども、余計書いていなくなるといけないものですから、少なめに書いているところでございます。

【議案第 29 号】

○中原委員

高城町中央公民館図書室規程なくなることについて、何か不都合な点とか、問題があるということはないですか。

●高城地域振興課長

特にございません。高城図書館というものが存在しておりますので問題ございません。

【議案第 30 号】

○濱田委員

善行と体育と文化の 3 部門のうちの体育は取り除くというところでは、それは、スポーツ賞とか、スポーツ精励賞とか別にあるので、ここではやりませんよということですね。

●学校教育課長

一つは、各競技でもう 1 回表彰があります。競技で表彰されて、そして、その上位の人たちだけ集めて、スポーツ賞というのが、スポーツ振興課がやられているので、もう一つ重ねると 3 つもらうと、一つのことです。

○小西委員長

精励賞について、もう一つお尋ねいたしますが、結局、2本になるわけなので、ね、伝統文化というのは項目としては上げられなくて、善行賞と文化賞と、その文化賞の中に要項に書いてあるように、地域等の伝統文化活動に積極的に参加し、その活動が顕著なもの。そうしますと、今まではこの方たちの表彰はなかつたわけですか、こういう方面の。

●学校教育課長
善行というところに入っていたわけなのですが、善行なのかということをおっしゃると、確かに、いいことではあるのですけれども、そうではなくて、きちんと、継承している子どもたちなのではないかということになりました。

精励賞について、もう一つお尋ねいたしますが、結局、2本になるわけなので、ね、伝統文化というのは項目としては上げられなくて、善行賞と文化賞と、その文化賞の中に要項に書いてあるように、地域等の伝統文化活動に積極的に参加し、その活動が顕著なもの。そうしますと、今まではこの方たちの表彰はなかつたわけですか、こういう方面の。

●学校教育課長
善行というところに入っていたわけなのですが、善行なのかということをおっしゃると、確かに、いいことではあるのですけれども、そうではなくて、きちんと、継承している子どもたちなのではないかということになりました。

12月定例教育委員会	11月28日(火)南別館3階委員会室	報告2件 議案3件	傍聴人 0人
教育長報告及び付議案件			
<p>1 教育長報告</p> <p>いつものとおり、生徒の指導の現状について、一枚のA4の用紙が置いてあると思いますので、それに沿って報告をさせていただきます。</p> <p>まず、非行ですけれども、10月中は3件ほど、問題がありまして、家出事案が2件、暴力行為が1件ということでございます。一度報告をしたかもしれませんが、家出の2件でした。</p>	(意見なし)	教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
<p>2 付議案件</p> <p>報告第105号 専決処分した事務について（平成29年度都城市教育委員会名義後援・共催について）</p> <p>報告第106号 平成29年度人権啓発標語審査結果について</p> <p>議案第31号 文化財の指定について</p> <p>議案第32号 平成29年度12月補正予算（案）について</p> <p>議案第33号 第2次都城市文化振興計画（案）策定に係る教育委員会の意見について</p>	<p>【報告第106号】</p> <p>○小西委員長 精励賞は私たちが手分けして渡す。</p> <p>○濱田委員 それはこの時ですか。</p> <p>○黒木教育長 今回は2月12日の都城教育の日、その日に渡すみたいです。</p> <p>●生涯学習課長 その方向で、今、調整をしております。</p> <p>○赤松委員 最優秀賞の3件は、いずれも同じような、本当にこのようになっていかないといけないと思うような作品が選ばれて、ほかの優秀賞の作品も読んでみて、素晴らしいなと思います。子どもたちがこういうことを考えて、喜びとか、大事なことだなと思います。参加者の作品も増えている、応募総数も増えている、もともと増えていくと嬉しいの</p>		

かなと思います。大事に続けていただきたい取り組みだと思います。

○小西委員長

先ほど、補正予算の中に、生涯学習機会づくり推進事業という項目があったのですが、それは具体的にどのような内容かなと思ってお尋ねします。

●生涯学習課長

この生涯学習機会づくり推進事業と申しますのは、よか・余暇・乗習ネットワーク事業ということで、NPO法人のきらりネット都城が運営していたのですが、市としては補助金を交付して、補助金の中で実際の学習量と一緒にしていたのですが、なかなか運営が難しくなりまして、平成30年度からは法人の運営はできないということで、平成30年度から直営になります。今、そういう準備をしているところなのですけれども、その中で、市民の方にご迷惑をかけないように、お一人3月分の賃金と保険料を計上しております。

○黒木教育長

来年の4月から切り替わるわけ。

●生涯学習課長

そうです。

○小西委員長

民営化が難しくなったというのは、状況というのはどういう状況なのか。

●生涯学習課長

学習者の減ということもございませけれども、実際に収入となる部分が学習者の料金、市の補助金が410万円なのですけれども、その中で、市の部分にしましては、講師料の3分の1の補助金なのです。ですから、学習者が少なくなれば、講師に払う分も少なくなるということで、実際にここ3年間、返還金が生じております。ですから、一番運営するための場所代とか、2人職員がおりますので、2人の賃金が必要になります。今まで蓄えてきた預貯金を食い潰して運営してまいりますので、もうこれ以上は法人として運営ができないということで、相談があったものから、今年色々と部長も含めて協議させていただきました。来年度から直営ということでございます。

○小西委員長

そうしますと、きらりネット都城は法人としては解散になるのですか。

●生涯学習課長

そうなります。

【議案第31号】

○黒木教育長

文化財になったら、その都度、何か建てるのですか。

●文化財課長

指定文化財につきましては、標柱を建てさせてもらったり、説明看板を設置したりしております。

○小西委員長

石の文化財というのは、もうこのまま屋根付きとかそういういったことはないわけなのですね。

●文化財課長

石造物についての指定文化財は沢山ございますけれども、雨よけのための屋根を付けたりしているものは今のところございません。これが道路敷きにありますので、構造物を作るとなるとちよっと道路を管理している維持管理課とか、そちらと協議が必要になってくるかと思えます。

○小西委員長

これも随分な日数が経っているわけですからけれども、石が風化するとか、そういうための保護みたいなものはもうされないで、自然のままに置かれるわけなのですね。

●文化財課長

安久のほうに正応寺という石仏群がありますけれども、そこが天正時代の石造物があるのですけれども、それにつきましては、表面に苔が生えないようにとか、そういう薬剤処理をしたことはございます。

○小西委員長

そうなのですね。わかりました。ありがとうございます。

○濱田委員

これは現在、日待という行事が、現在に何か形として残っているのはあるのですか。

●文化財課長

日待の行事に限らず、月待ちの行事も今、地区でやっているところはもうございませぬ。昭和の中頃ぐらまでは、石碑に対してそこに集まってお祭りをやったりとか、月待ちの掛け軸とかを家に飾って、お祭りをやっていたりしたところはあったみたいなのですけれども、もうちよっとその行事の維持ができないということで、その掛け軸等も市のほうに寄贈いただいたりとかしております。

あと色々な民俗行事があつて、観音講みたいなものもお寺にお返しになったりしているようです。

○濱田委員

亡くなられた方を供養するというものが目的でなされたことなのですか。

●文化財課長

日待ちは、一定の日に人が集まって忌籠りをして、日の出を拝むという行事だったのですけれども、供養のためにこの塔は建てられたみたいなのですけれど、亡くなった人の供養という意味ではないみたいです。

○赤松委員
きちつと説明をつけて、表示もして、大事にしていくことが大切です。そういうものに対しての値打ちに気づかない人たちもいらっしやるので、しっかり表示して、子どもたちも、地域の人たちにも大事にしていくことは大変いいことだと思います。

【議案第32号】
○濱田委員
12ページの体育施設維持管理費 989万9千円、ここには載っていないのですが、前の補正予算は、
●教育部長
体育施設維持管理費というのが2つございまして、スポーツ振興課分が98万9千円で、山之口地域振興課が253万8千円で、合わせて352万7千円となります。

お手元に資料があったと思いますが、今まで風邪で伏してまして、今朝いただいて目を通したわけですが、それに沿ってお話をさせていただきます。

非行問題は、1件は対教師暴力で、もう1件は器物破損でしたが、両方とも謝罪も含め解決済みです。

暴力行為は、先生が注意をしたのに対して、小学生ですけれども、理科の授業中に、歌を唄ったことを注意されたことに対して、教師の腕や口元を叩いたということが起きた事案でございます。実際、保護者との対応は既に終わっております。

器物破損は、小学生なのですけれども、よくやるやつですが、下校中にいたずらをして、空き家のガラスを割ったりとか、車止めのポールを壊したりとか、そういうことをやったりということです。これは保護者に事実を伝え、謝罪が行われております。この2件でございます。

不登校は、ここにありますように、分けて書いてくるようお願いをしましたが、小学校、中学校ですが、新規というのが結構増えておりまして、4月から11月までの傾向なのですが、以前から継続して続いている小学校23名ですが、継続して続い

1 月定期教育委員会	1月5日(金)南別館3階委員会室	報告9件 議案2件	傍聴人 0人
<p>教育部長報告及び付議案件</p> <p>1 教育部長報告</p> <p>お手元に資料があったと思いますが、今まで風邪で伏してまして、今朝いただいて目を通したわけですが、それに沿ってお話をさせていただきます。</p> <p>非行問題は、1件は対教師暴力で、もう1件は器物破損でしたが、両方とも謝罪も含め解決済みです。</p> <p>暴力行為は、先生が注意をしたのに対して、小学生ですけれども、理科の授業中に、歌を唄ったことを注意されたことに対して、教師の腕や口元を叩いたということが起きた事案でございます。実際、保護者との対応は既に終わっております。</p> <p>器物破損は、小学生なのですけれども、よくやるやつですが、下校中にいたずらをして、空き家のガラスを割ったりとか、車止めのポールを壊したりとか、そういうことをやったりということです。これは保護者に事実を伝え、謝罪が行われております。この2件でございます。</p> <p>不登校は、ここにありますように、分けて書いてくるようお願いをしましたが、小学校、中学校ですが、新規というのが結構増えておりまして、4月から11月までの傾向なのですが、以前から継続して続いている小学校23名ですが、継続して続い</p>	<p>教育部長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見</p> <p>○赤松委員 不審者の件で、ちよつと気になりましたのが、何度もちょうこのことをお聞きしているのですが、同一学校の近辺でいつも同じような不審者が出ているという状況はないのですか。</p> <p>○黒木教育部長 今、ここが上がってきているものではないですけれども、ただ、山田なら山田で起きているようなことは、先ほど報告した山田の事案は、1年前か、もう少し前か、一度同じような事案が起きました。多分、そこに住んでいる人だという可能性はないわけではないのですけれども、違いかもしれないです。</p> <p>○赤松委員 多分、同じだと考えられるみたいなのですが、2、3週間前もあった同じ人みたいだとか、そういう情報があれば、それは対処の方法のあり方があるのかと思います。</p> <p>○黒木教育部長 警察のほうへ全部届けていますので、警察がつかんでいられる部分もあるかとは思うので</p>		

ている8名は継続しているのですが、新規に15名という形で起きている。139名に新規に82名ということで、対前年度比で増えているということでございます。そういう意味では、SWがいますとか、適用教室等と連携をとりながら、改善に努めていく必要があるかなと考えているところがございます。

いじめに関しましては、毎月実施しまして、そこにあるような形でございます。甚大な事態に至っているようなものは見受けられませんので、既にいじめた方、いじめられた方とも協議をして、対応が進んでいる状況でございます。深刻ないじめ等は今のところございません。

交通事故は、中学校で、自転車の飛び出しとか、自転車の事故というのがございますので、それが3件です。

不審者ですけれども、これは昨年来、昨年の特に11月、10月とか、後半にかけて不審者が異常に多ございました。小学校で9件ということで、重大な事件は発生していないのですけれども、11月に起きた事案の中には、例えば、中学校の女子生徒が、自転車で下校中にあいさつをしたら、腕を掴まれた。よく都城の子どもたちは「こんにちは」とあいさつをしますよね、それが逆にあって、「こんにちは」とあいさつしたら、腕を掴まれたということで、ふりほどいた時にひっかき傷ができたというような事例で、60歳くらいの男性であったということでございます。

よくあるのは、最近、前もあるのですけれども、これも11月の事案の中では写真撮られるというのが意外とあるのです。白い車が前方に止まって、車の中から写真撮られたという事案です。これは前から起きているのです。さらに11月ですけれども、全身黒い服装の男が下半身を露出して、女子中学生のほうを見ていたという事案が起きました。これは、一万城の近くです。

そういう本当に色々あって、これは部活の練習で校外を走っているときに、70才くらいの高齢者の男性に、「お嬢さん」と言われて肩を掴まれたという事案、小松原地区公民館の近くだそうです。今度は、山田ですけれども、女子中学生が登校中に、「道に迷ったのだけど、車と一緒に乗って案内してくれ」と声をかけられて、断るとスマホで写真を撮られたという事案が起きております。30歳から35歳のちよつと外国人っぽいという印象らしいです。11月は結構沢山、不審者情報というのがありまして、世の中が不安定になっているせいなのか十分注意が必要です。

その他はそこにありますように、学級崩壊までいかないにしても、学級がうまく機能しないところ、ともに、特定の児童が落ち着いて学習に取り組みめない状況があつて、今、指導を行っているところがございます。

それから、7番目の都市いじめ防止基本方針の改定ですけれども、これは、文部科学省、国のほうから言ってきたことを受けて、改定を行うということで、いじめ

す。多分マークしているのだと思います。ただ、実害に遇っていないというのがあるものですから、なかなか警察も対応しにくいところもあるのかも知れません。

○赤松委員

私の経験で、同様の不審者事案が発生し、教職員とかPTAのスタッフでかなり気を付けて、いろいろ探索をしたのですけれども、ある時、生徒指導主事がたまたま確認した車がどうも不審者の車両に間違ってないということで、プレートナンバーをしっかりとモしたのです。ナンバーをすぐに警察に報告することによって、警察が逮捕することができました。そういう事例があるものですから、同じような情報があった場合には、その辺を気を付けようまくいけばそういう場から排除できるようになるかもしれないと思っております。

○黒木教育長

わかりました。子どもたちには、車種とか、番号とか覚えてもらって、警察に報告することが必要ですね。

○赤松委員

同一人物による事案らしいということであれば、特定できることもありうるし、そうでなければ何とも特定しづらいことだろうと思うのです。その辺のところはどうかと思つて、お尋ねしたところでした。

<p>防止対策専門委員会で審議を行っている状況でございます。</p>	<p>2 付議案件</p> <p>報告第 107 号 専決処分した事務について（平成 29 年度都城市教育委員会名義後援・共催について）</p> <p>報告第 108 号 「都城教育の日」推進イベント開催要項の制定について</p> <p>報告第 109 号 都城市立小中学校事務改善委員会設置要綱の制定について</p> <p>報告第 110 号 平成 30 年度都城市立小中学校の入学式の期日について</p> <p>報告第 111 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（特別支援教育支援員（学習支援）の配置人数について）</p> <p>報告第 112 号 平成 29 年度都城市就学指導委員会答申について</p> <p>報告第 113 号 指定管理者制度導入施設における管理運営方針の変更（案）について</p> <p>報告第 114 号 都城市都市公園条例及び都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例について</p> <p>報告第 115 号 平成 29 年度都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定について</p> <p>議案第 34 号 都城市いじめ防止基本方針の改定について</p> <p>議案第 35 号 平成 29 年度都城市立美術館作品収集委員会への諮問について</p>
<p>【報告第 108 号】</p> <p>○小西委員長</p>	<p>教育の日の事業内容なのですが、鷲山先生の略歴のところ、日本の文学者と書いてあるのが、日本の文学者という表記が、国際的な会議だったりなら日本の文学者となるけど、日本の文学者という表記がちょっと違和感があるかなと、どうなのでしょう。慣れないというか、もう一つほかにもあったのです。最後ですか。日本の文学者（ドイツ文学）。ドイツ文学者となったほうが。</p> <p>○黒木教育長</p> <p>日本の研究者としておいて、ドイツ文学並びに社会思想の研究者としたほうがいいかもしれないですね。</p> <p>○濱田委員</p> <p>教育の日推進事業で、説明事項、事業内容の中に、教師の日というのを設けると書いてあるのですが、この日というのは、いつ頃からいつにということとは既に決まっていますでしょうか。</p> <p>●教育総務課長</p> <p>ユネスコのほうで、世界教育の日というのを制定しているのですけれども、こちらが 10 月 5 日なのです。こちらは、今、各国で行っている教師の日とはまた別でありまして、ユネスコの場合は、今、学びの環境の整っていないという国で教師を育成する、派遣するという事業を推し進めるため、ユネスコは世界教育の日。各国では、制定して実施しているのはまちまちです。100 か国以上あるのですけれども、そこはどの国がいつ頃制定して、今、実際どのような形で行っているかというのは、具体的には認識していないところです。</p> <p>○濱田委員</p> <p>日本の場合は、これはいつ頃ということが決めているのですか。</p> <p>○黒木教育長</p> <p>日本は教師の日は作っていないですね。</p> <p>●教育総務課長</p> <p>はい、ないです。</p> <p>○濱田委員</p> <p>まだ今のところの予定ははっきりしていないということですか。</p> <p>●教育総務課長</p> <p>諸資料にあるのですが、教育再生実行会議が昨年 6 月にあったのですが、そこ</p>

でそういう提言は、教師の日を設ける必要があるのではないかという提言はあったというみたいです。

○濱田委員

提言でとまっているという感じですね。

○小西委員長

イメージとしては、閉会行事の中で、これを提案されるという…。

●教育総務課主幹

教職員に感謝の気持ちをあらわすということを教育の日に絡めて行いたいということで、教師の日の取り組みとして、花束贈呈をやりたいということで、教師の日をこの日にしますとか、そういう意味ではないのです。教職員に感謝の気持ちをあらわしたいというものなのですけれども。

○小西委員長

これは、対象が退職された先生方ですか。

●教育総務課主幹

また現職の方です。

○小西委員長

先生に感謝をする日なのですね。

●教育総務課主幹

平成 29 年度に退職予定の方を考えています。

○小西委員長

平成 29 年度に退職される先生方。

●教育総務課主幹

代表でその方に渡すということなのですけれども、本当は、教職員全員のすべての教職員に、感謝の気持ちをあらわしたいというものなのですが、代表として、花束を退職者の方に贈りたいということです。

○黒木教育長

教育の日というのは、色々な特別なイベントはないというふうに最初、聞いていたのですが、例えば、来年も、教師の日というのは何らかの形でこういう感謝の花束を贈呈されるという行事は続けてくださるわけですね。

●教育総務課主幹

次年度以降に、どういう内容のイベントをするかというのは、今のところは未定なのですけれども、教師の日という位置づけでいけば、今後また、同じような形で、次は、平成 30 年度の退職者の方に贈呈することを考えたいと思っております。

○小西委員長

できれば、一年きりではなくて、公平に次も続けていくべきだろうと思います。

○赤松委員

ということは、都城市内に住まれる方全員に周知した上で、この日に代表の方というやり方をされるということですね。

●教育総務課長

そうですね。

○濱田委員

教育の日と教師の日というのは別のものですよね。

教師の日というのは、特に、特定された日があるわけではないわけですね。

●教育総務課長

そうです。

○黒木教育長

まぎらわしいので、教職員に感謝の気持ちをあらわす取り組みを実施としておけばいいかもしれませんね。都城教育の日という請願が議会で採択されたのだけれども、都城教育の日の話が出てきたときに、私思ったのは、日本は残念ながら、教職員が感謝をされるという取り組みが全くなって、それはやはりおかしいのではないかと思って、バッシングばかりされて、教員が感謝をしてもええ日がないのは、まずいので、この教育の日の中でそういう取り組みが必要ではないかと考えたわけです。ただ、何で都城でやるのと言われたら困るから、世界で教師の日というのがありますということです。

だから、紛らわしいようなので教師の日というのは、こういうのがありますよという下の注だけでもいいかもしれないですね。

○濱田委員

教師の日があってもいいですよね。

○黒木教育長

あってもいいのです。

○赤松委員

開催要項にはその部分は全く記述がないので、ちよっとつながらない部分があるなど思います。何か工夫がなされていいのかなと。

●教育部長

閉会行事のところに、花束贈呈だけ入っていますね。

○赤松委員

それだけです。それでは趣旨がわからない。

●教育部長

教師の日というのは、教育長が言われたように、考え方を我々は取り組みたいとして

感謝をあらわすということなので、教師の日という概念は、四角の中に入れていって、考え方の趣旨ですよという形でよろしいでしょうか。

○黒木教育長

そのほうがいいですね。

【報告第109号】

○濱田委員

設置要項の案の第6条の6項、専門部会はというところがありますが、3行目に意志疎通を図るための窓口として、という表現があるのですが、窓口としてが、専門部会が窓口になるということなのででしょうか。改善委員会か、あるいは教育委員会事務局か、事務局という感じがするのですけれども。

●教育総務課長

改善委員会のほうにあるという意味です。

○赤松委員

この文章だと、専門部会が主語になっていますね。

○濱田委員

そんな感じがするのです。専門部会がそういう窓口という機能は本来はないのではないかなと思います。言葉を考えてください。

●教育総務課長

ここは修正いたします。

【議案第35号】

○小西委員長

13番の青花磁器という貴重なものは、従前はどのように保管されていたのですか。

●美術館長

ジュラルミンのケースに入れて、文化財課のキャビネットというか、そこに保管をしていたのですが、収蔵庫でちゃんとした管理をしたほうがいいだろうということで、美術館のほうで預かるという形になりました。

○小西委員長

ほかにもこういう作品がまだあとにも沢山あるのですか。

●美術館長

こういう形で預かるのは今回が初めてです。

○小西委員長

次にこれに準ずるような貴重なものがあつた時は、美術館のほうに。

●美術館長

その時はまた。島津邸の収蔵庫もありますので、どちらからでも、その時によって、こちらの収蔵庫もかなり満杯の状態なので、無制限には預かれないのですが、この壺については、文化的価値が非常に高いのではないかとということで、文化庁のほうからも調査依頼が来たりしているのです。ちゃんとした管理をなささいという指導をいただいているようなので、こちらのほうで預かるという形になっております。

【報告第 112 号】

○赤松委員

就学指導に関するのですが、全入学予定児童は何名いらっしゃるか。

●学校教育課長

約 900 名です。

○赤松委員

900 名の中の 101 名が相談を受けて、約 50 名ちょっとの人が特別支援学級とかに入学される。その方々は割合的にいえば何%ぐらいですか。

●学校教育課長

パーセントはすぐには出てまいりませんが、9 分の 1 程度と認識しているところでございます。そのうちの半分ですので、18 分の 1 ぐらいは特別な支援をしてフォローしてあげるといった形になると思っております。

○赤松委員

その数は、これまで過去の就学指導の状況で、多くなっているとか、少なくなっているとか、そのへんの状況はどうなのか。

●学校教育課長

ほぼ同数でございます。18 名に 1 人ぐらいのペースです。

○濱田委員

2 人というのは、あくまでも保護者からの依頼ですね。申し込みがないけれども問題あるという児童・生徒もいると思うのですけれども、そういうものをすくい上げる、その点は何かされているのですか。

●学校教育課長

委員のおっしゃるとおりでございます。こちら側とすれば、学校に入学させるにあたり、どういってお子さんかということとをきちんとリサーチをしなければならぬと思います。ですので、実を申しますと、認定こども園や幼稚園、保育園の先生方をお願いしましたり、それから、こども課あたりをお願いをして、気になるお子さんにつきましては、相談にかかってくささいというお願いをしているところですので、もちろん

ん、こちら側の網に引っ掛からない方でもご相談があれば、きちんと対応はいたしますが、そういう方々にはお声かけをしております。

【報告第 114 号】

○濱田委員

利用料というのは面積の割合で異なるということになるのですか。

●スポーツ振興課主査

今まで、ミニバレーコート当たり一面幾らとか、バレーコート当たり一面幾らという
ことで設定してある体育館があったり、全面の料金に対して、半分使ったら幾らとか、3
分の1使ったら幾らという設定の体育館がありました。協議した結果、全面の料金に対
して、2分の1だったら幾らとか、3分の1だったら幾らですということを設定するため
に、面積という表現になっているのですけれども、実際、使う幅、2分の1、3分の1で
設定しています。何平方メートルコート幾らとかではありません。

【議案第 34 号】

○小西委員長

校長先生をはじめ、非常に内容が深くなっておりますので、校長先生、それから先生
方も、はじめに対する意識の深さ、広さが要求される内容だろうと思うのですが、本当
にお忙しい中に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういう方の
増員がなければ、素晴らしい内容を活かしていくということは難しいのではないかと、
そんな気がいたしました。

●学校教育課長

おっしゃるとおりだと思います。特に、このことにつきましては、スクールカウンセ
ラー、実際に子どもと話さずとも話さずともできる方々をこの業務にあたっていたか
ないと、学校の先生に言えないというお子さんの中にはいらっしゃいます。です
ので、部外者に
なりませぬけれども、何でも話せるという方々のプロのテクニクと申しますか、話さ
せるテクニクと申します。というのが必要だと思っております。

●学校教育課指導主事

スクールカウンセラーは大体どの中学校にもほぼ配置されておりますので、毎日と
いうことではないのですけれども、曜日ごとにローテーションで回っていらっしゃる状
況です。

●学校教育課長

ですので、必ず、一週間のうちには1回は入ってきますので、そういう点では、それ
も小学校にも派遣することは可能でございますので、そういう点ではご活用いただい

いると思っております。

○小西委員長

きめ細かい項目が沢山ありますけれども、おおよそ担任の先生では無理なのではないかと思えます。外部の方の量的な増加も必要ではないかなと、希望ですが。

○赤松委員

いじめ防止基本方針に関することですが、校長のリーダーシップによるとか、そのへんを大事にするとか、都城独自の取り組みを加えるとか、過去の本市の貴重な経験を生かしながら、そういうことを進めていくということ、私は大賛成であり、大いにやらないといけないことだと思います。風化することのないような取り組みが必要だろうと思います。校長のリーダーシップによるということもとても大事なことで、いわゆる客観的に見てどうなのかという判断を下すのは、やはり、担任よりも校長のほうが経験も多し、極めて冷静な判断ができると思えます。校長はそういう感性を研ぎ澄ませていく指導をしていく必要があるのではないかと思います。

やはり、いじめのおきない学校はないと私は思います。3名、4名、複数の子どもたちがいたら、強い、弱い、の関係が発生し、そういうことが必ず起きるのです。しかし、いじめをすることはいけないことですということ、小学校では6年間、中学校では3年間、あらゆる教育活動を通して、悟らせていくのが教育なのです。いじめがおきない学校なんて絶対ないから、いじめは必ず起きるのだということを大前提にして、子どもたちがいじめをしない立派な成人になっていくような教育をしていかなければいけないと、基本的に思っています。そういうことをベースにした上で、ちよつとお聞きしたいことがあるのです。

これと読ませただいて、例えば、先ほどの概要のところ、道徳科において、議論したりする場面を設けるといことが出ていますが、聞くところによると、そういう議論をする場面を文部科学省のほうが進めようという、そういうことが出ているのですか。ちよつとそこを確認させてください。

●学校教育課長

文部科学省は、新しく特別な教科 道徳としまして、その進め方の内容の中で、議論する道徳というものを新たに打ち出してきています。

○赤松委員

わかりました。そこで、私が気をつけなければいけないと思うことがありますので、申し上げさせていたただきたいと思えます。

もともと、道徳というのは、人間の生き方について、子どもたちの心にストーンと落ち込んでいつ、いじめやいやいやいけないなだとか、困っている人には手を差し伸べなければいけないとか、そういう道徳的な資質が培われていくことが一番大事なことだと思

っています。それは、基本的に文部科学省も変えていない大切なことですよ。ただし、この議論をするというのを打ち出しているのです、ちょっと危険を感じるのです。特別な教科、道徳の授業そのものが、議論が活発に行われれば、しつかりしたそういうことが、子どもたち一人ひとりに入り込んでいるのかということは別問題であって、子どもたちの中には、人に対して何にも言えない子、ごくおとなしい子もいます。極めて論が立つ子もいます。そういう学級40名位の子どもたちが論議し合うときに、どちらかというとそういう発言力のある、言語能力の高い者の議論が活発に行われることを主とするような授業になります。そんな授業は道徳ではありません。やはり、子どもたち一人ひとりの心にすっと最後は降りていって、A君はああ言ったけど、B君はこう言った、ぼくはどちらも大事だけど、こう思う。そういうところ降りていくようなそういう道徳でなければ、私はならないと思うのです。ややもすると、議論等を重視するがあまり、道徳の授業が活発に議論がなされることのみを追いかけようという授業になっては決してならないと考えますから、そこを非常に危惧する部分がありますので、大切にしたいだけだと思います。

文部科学省が話していることが全て100%正しいとは限りませんし、円周率を3.14を3にした時代があったじゃないですか。あれで学力がぐーんと下がってしまったって、非常に困って、今やり直している部分もありますから、一番大事なことは何かという道徳の本質をしっかりとらえるような授業をしていただければありがたいなと。そこを大事にしたいだけだと思います。

それから、5ページの上の段の(ウ)のところ、教職員による体罰や言葉の暴力など、不適切な言動がはじめの発生を許し、はじめの深刻化を招き得ることに留意する。特に、体罰に云々とあるのですが、ここはいわゆる、毎日の授業の中で、毎日子どもと対峙する中で、気を付けないといけない部分だろうと思います。いわゆる、教師の言葉が子どもたちをラベリングしてしまう。ラベリングしてしまうことによって、そのことに起因して、特定の子どもがはじめられる。そのようなことにならないように、このへんのところはとても大事なことが書いてあります。そういうところを全職員に伝えるような研修会とか、そういうものが、これが定まったならなされていくことを期待したいと思っています。

それからもう1点、言葉がちよっと気になるものがあるのです。小中学校におけるいじめに対する措置という文言の、小中学校に対するいじめの防止等に関する措置と、このおけるを、対するに改めた趣旨がちよっとわからないのですが、小中学校におけるいじめに対する措置、小中学校に対するいじめ防止等に関する措置、おけるを対するに変わった意図は何なのでしたか。

●学校教育課指導主事

これまで、小中学校におけるいじめに対する措置で、今回が小中学校に対するいじめの防止に関する措置ということで、対するになっていきますので、委員会としても小中学校に対して、こういったことをきちんと意図しながら、また、指導的なことも加えながら、この方針について理解をきちんと図るといふ意味合いが込められていると指導を受けてきています。

一つ一つの細かな小タイトル、これを全部、県に合わせる必要はないかなと思っただけですけども、中身のほうも県のほうに合わせて大分変えているので、こちらの小タイトルのほうも県のほうに合わせて形に、自分としては考えてやってみたところですけども。

○赤松委員

例えば、おけるをそのまま使ってもいいのかなと思っただけですけども、小中学校におけるいじめ防止等に関する措置、ちよつとこの言い方が国語的にちよつと違和感があるのですけれども、どうなのかなと。今の言い方もちよつと意味がわからなかったです。

●学校教育課長

旧文言におきますと、小中学校におけるいじめに対する措置ということは、学校側が措置をするようなイメージも含んでいると思いますが、小項目は、実は、教育委員会はと、すぐに、教育委員会の話にもともなっていたので。ところが今回、8 ページの部分、(4)につきましては、委員会がきちんと指導をなささいということがクローズアップされてきていると思っております。ですので、小学校に対する委員会が、いじめ防止等に関する措置をなささい。ですので、この新しい小項目の部分では、必要な指導、助言を行う。つまりは委員会側のスタンスが明確に示されているという理解をしているところでございます。

○赤松委員

いわゆる、主語として教育委員会という文言が入ることですね。教育委員会の小中学校に対するいじめ防止等に関する措置というところであらうですね。

●学校教育課長

そのとおりだと思います。

○中原委員

新旧対照表の4 ページ、先ほど、都城市ならではのの日の取り組みの(キ)の文章なのですが、少し複雑かなと思いましたが、いじめ未然防止に向けて、幼児期の教育におけるの発達段階に応じた取り組みを促す。ここまではスムーズです。その後、また、就学前のガイダンス等の機会をとらえ、幼児や保護者に対するいじめの未然防止にかかると意識の高揚を促す。何となくはわかるのでありますが、まずは、またの後の、就学前のガイダンス等の機会を捉え、ちよつとここもつとシンプルでもいいのかなと

思ったのですが、そこで切っちゃうと、幼児や保護者に対するいじめ防止、つまり、いじめの対象が幼児と保護者に見えてしまうような気がしたのです。未然防止に関わる内容でありますので、一行目の幼児の教育においても言えますので、もう少し簡単にしたらいいかなと思っただけですが。就学前のガイダンス等の機会を捉えたいのは、次の文章にちよつとつながりにくいかなと思ったので、ここは私の国語力の問題なのかもしれないのですけれども、ここがちよつと何かあれば。

もう1点、8ページの上のほうからク、ケ、コあります。これは以前から変わっていないところではあるのですが、策定した学校基本方針については、児童・生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページ等による公開などの工夫を行うというのが、前回の文章からの継続です。まだ、私が回っている中のホームページが整っている学校というのは、100%ではないように思います。改めて今回も修正ではなく継続されて、ホームページ等の公開の工夫を行うというのが残っていることは、それだけ大事なことと理解したほうが良いというところだと思えますので、例えば、各学校に、フェイスブックはあくまでもSNSなので、色々なつながりが発生してしまう。ホームページはここで決められたものをホームとしての公開なので、これはまた違うと思いますので、もう一回、各学校のこともしっかりと公表しないとかならないというのが改正案としても継続してありますということは、十分伝えていただきたいなと思います。

○赤松委員

7ページの上から3行目の2は、小中学校におけるいじめ防止等に関する措置ですよね、先ほど1ページのところの第2の(4)は、小中学校に対するいじめ防止等に関する措置となっておりますね。この両者の整合性も気になるし、ちよつと説明が理解できないです。

○黒木教育長

後半のほうは、学校がやりなさいということですか。前半のほうは教育委員会がやりなさいということですか。

●学校教育課長

5ページの(4)のところですけども、これにつきましては、先ほど申しましたように、教育委員会がという文言を入れたりしながら、再検討をさせていただきたいと思いますが、似たような項目で7ページの2というのが出てきました。これにつきましては、学校にいじめ防止基本方針を策定しなさいということとございまして、学校が自らすることとなって、项目的にはこちらが大きい項目で示してあるところとございまして、ですから、ここから学校がやることはこういうこととすよということをお示しいて、こちらが学校がやりなさい、非常に似ている文言ですので、そのところをもう一度、こちらのほうで考えさせていただきたいなと思います。

○赤松委員

ちよつと入れたほうがいいと思います。

●学校教育課長

非常に近い言葉で書いてありますので、混同しがちな文言であると思いますし、先ほど、中原委員がおっしゃっていましたホームページにつきましては、ぜひとも、それぞれの学校に入れているように、こちらからも指導をさせていただきたいと思えます。

その中で、就学前のガイダンスというのがありますけれども、これは、入学説明会というあたりということで、校長先生が新しい保護者に向かって、学校の方針を説明します。その中で、この学校にはいじめは存在しますということを、きちんと伝えていただきたいながら、そういう中で、学校として対応している学校になっておられますというように、いじめがない学校ですというようなことではなく、一連のものがそういうことを物語っておりまして、そのような言い方をしながら、認識を新たにさせていただければと思います。

○小西委員長

今の質問をまとめますと、おけると対するをそれぞれの項目でちよつともう一回再確認して、直す必要のところは直していただければと思います。

4ページの中原委員のおっしゃいました(キ)のところは、少しシンプルに流れるような表現でも通じるのではないかという気がいたします。そのあたりを検討していただきまして、よろしく願います。

ほかにございせんか。

○赤松委員

明確に主語を入れたほうがわかるところは入れたほうがいいと思います。

○濱田委員

先ほどご説明があった新旧対照表の後ろに基本方針の改定案、ここをちよつと読んでいて、いじめの理解というところなのですから、3ページですが、ここでは9割の生徒さんが何らかの嫌な思いをさせたり、したり、そういうことが日常行われてきたというか、そういう状況であることが書かれているのです。やはり、どこまでがいじめかという判断というのが色々書かれて、細かく線引きみたいなものが書かれています。やはり、現場ではなかなか難しいことだという気がしています。基本的にはそういうものをゼロにしましょう、ゼロに向けましょうというそういう活動と考えるといいのでしょうか。しょうがないものはあるけど、そこは何か乗り越えていくとか、乗り越えていけるかなものは基本方針の中で謳わなくてもいい気もしますけど。

●学校教育課長

このことにつきましては、先ほどから話題にもなっていますように、いじめのない学

これを見て思ったところです。

○赤松委員

スケジュール表を改めて見せていただいたのですが、今日が1月5日で、議案審議が1回目、2月22日が定例教育委員会で、最終審議という予定になっていますが、今日ここでこの議案は決定するのではないという理解でよろしいですか。もう一度、私どもで気づいたところなりを申し上げて、あるいはこれからもっとじっくり読み込んでみて、気づいたところがあれば、そのへんについて、もう一度そういう機会があると考えるとよろしいですか。

●学校教育課長

さようでございます。よろしくお願いいたします。

これを見て思ったところです。

○赤松委員

スケジュール表を改めて見せていただいたのですが、今日が1月5日で、議案審議が1回目、2月22日が定例教育委員会で、最終審議という予定になっていますが、今日ここでこの議案は決定するのではないという理解でよろしいですか。もう一度、私どもで気づいたところなりを申し上げて、あるいはこれからもっとじっくり読み込んでみて、気づいたところがあれば、そのへんについて、もう一度そういう機会があると考えるとよろしいですか。

●学校教育課長

さようでございます。よろしくお願いいたします。

2月定例教育委員会	1月30日(水)南別館3階第2会議室	報告9件 議案13件	傍聴人 0人
<p>教育長報告及び付議案件</p> <p>1 教育長報告</p> <p>それでは、生徒指導状況についてという1枚の紙があると思いますけれども、お聞きください。</p> <p>12月中に起きた事柄について報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>非行等1件、中学校で家出が1件ということでござります。小学校の喫煙は、小学4年生と6年生が校区内の場所での喫煙をしたということで、ほかの方の通報でわかって、保護者に状況を説明して、家庭での指導管理のお願いをいたしました。今までは通常どおり登校しております。もともととちよつと落ち着かない面のある二人でございます。指導はすでに行っており、今はそういうことはないということでございます。</p> <p>それから、中学校の家出1件の話は既にお話ししたかもしれません。簡単に申し上げれば、提出物とかが色々遅れたりして、学校で先生に色々注意されたりして、気に病んで、ひよいと家出をして、持っていたお小使いで九州一周をして都城市に帰ってきたという話です。どちらかというとまじめな生徒で、その後は通常通り登校しており、何も問題はありません。</p> <p>それから、不登校傾向は、そこにありますように、依然として、小学校は100名はいかないのですけれども、二桁になっておりますし、特に中学校が141名ということ、増えています。6年生で、中学校に行く不安もあるかもしれせんけれども、6年生であるとか、中学校では2年生が多いです。中学校は学級定数の問題があります。小学1年生は35名学級なのですけれども、中学2年になると40人学級に戻つ</p>	<p>教育長報告及び付議案件</p> <p>教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見</p>	<p>教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見</p>	<p>傍聴人 0人</p>
		<p>(意見なし)</p>	

てしまうのです。ということで、そういうことが何らかの引き金になっている可能性もあります。

それから、いじめに関しましては、そこにありますように、アンケートはしっかりとやっております。ただ、宮崎県の場合の特徴ですけれども、いじめ認知件数は非常に多いです。ただ解消はほとんどしていきまして、今回のいじめの条例の改正では、いじめが解消されたという定義が、3か月間何も起きなかつたかどうかというのが解消の基準になっておりますので、3か月間観察をした上で、何もなければ解消という扱いになります。新しい考え方です。

それから、いじめなどの例としては、昔からあるのですけれども、特定の子に対していやみを言う。ある小学校では、「おまえが触るとさびる」とか、いやがらせを言う。それで、不登校になる。それは結構あるのです。悪口とか、要するに、のものにされる。「おまえはくさい」とか、色々なことを言われたりする。女の子に対して結構多いです。

そういう子どもたちもちゃんと学校側はしっかりと対応をしているのですけれども、なかなか完全にゼロということまでなかなかいかない状況がございます。

それから、交通事故はあまり大きいものはありませんでした。小学校1件、中学校2件です。

不審者、声かけ事案は、12月は4件ですけれども、1件は、小学校の子どもが写真を撮られたというのが1件ございました。今日は1月のことはお話ししませんが、1月は結構増えていまして、既に今ままで私が報告を受けただけで3件ございます。不審者です。2月の末になってしまいうので、報告だけ先にさせていたいただいたほうがいいかなと思っておりますけれども、1件は、太郎坊で、小学生の女の子、後ろから自転車で近づいてきた若い男性に、臀部を触られたというのが1件。それから、被害を受けたのは小学生の女の子なのですが、高城高校前の直線道路で、停車した車から降りてきた男性にすれ違い様に胸を触られた。もう一つは、中学生の女子が、自転車で下校中に自動車がついてきた。男の人が降りてきて、女の子の左腕をつかんで、引っぱつていこうとしたというのがあります。これは実害にかなり近い感じで、危ない形ですけれども、その女の子は、付近の物を投げたりして逃げて帰ったということです。これが非常に悪質です。そういう事案が、1月に起きております。今の3件は1月の事案です。なかなかこういう不審者は減らないので、学校はもちろん、警察にも取締りをお願いしております。

6番目の学級がうまく機能していない状況は、ずっと今まで報告をしておりますが、なかなか落ち着かない特定の生徒がいて、これは学校が一所懸命対応をしてもらっております。複数で授業を行ったり、保護者と協力しながら対応していただい

ているところでございます。
 都城いじめ防止基本方針の改定については2月2日に専門家委員会で審議をして、いじめ防止基本方針の改定をするわけですが、これは国のほうが色々なことを改定してきましたので、それに伴って変えるというわけです。
 簡単ですけれども、以上報告を申し上げます。

2 付議案件

- 報告第 116 号 専決処分した事務について (平成 29 年度都城市教育委員会名義後援について)
- 報告第 117 号 平成 29 年度都城市教育委員会精励賞選考結果について
- 報告第 118 号 平成 30 年度都城市成人式のアンケート結果について
- 報告第 119 号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果について
- 報告第 120 号 平成 29 年度都城市社会教育振興大会開催要項の制定について
- 報告第 121 号 平成 29 年度都城歴史資料館第 4 回企画展「日本刀の世界～後世に伝えたい技と美～」開催要項の制定について
- 報告第 122 号 マイブزن活用のしおりについて
- 報告第 123 号 第 22 回小学生読書感想文コンクール結果について
- 報告第 124 号 平成 30 年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校について
- 議案第 36 号 平成 29 年度 3 月補正(案) について
- 議案第 37 号 平成 30 年度当初予算(案) について
- 議案第 38 号 第 2 次都城市文化振興計画(案) 策定について (パブリックコメント終了後の最終案について)
- 議案第 39 号 欠番
- 議案第 40 号 都城市就学援助規則の一部を改正する規則について
- 議案第 41 号 都城市小中学校適正配置方針の改定について
- 議案第 42 号 都城市公民館条例の一部改正について
- 議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について(山之口)
- 議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について(早水)
- 議案第 45 号 都城市立図書館管理運営規則の改正について
- 議案第 46 号 都城市立図書館の視聴覚資料及び視聴覚教具の利用に関する規則の改正について
- 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について(高崎)
- 議案第 48 号 都城市教育委員会委員の辞職の同意について

【報告第 117 号】

○中原委員

最後の表に、学校別推薦研究一覧表というのがあるのですけれども、最後の学校経営の計にゼロという学校が幾つもありますけれども、これは、推薦が上がらなかった学校ということですのでよろしいのですか。

●学校教育課長

ゼロと出てきたところにつきましては、こちらから逆に、もう一度確かめて、そしてゼロでよろしいのですかというお話をしました。この子を選んできると、この子というような学校の中でも色々あったみたいでございまして、全くいないわけではないのですけれども、そういうところで、前年度もらっているお子さんが、もちろん、よく頑張っているお子さんなのですが、そういうようなところでご辞退されているようです。

○赤松委員

精励賞の数は昨年と比べた数とか、過去 4、5 年の数とか手元に資料がありますか。

●学校教育課長

今手元にありませんが、体育部門が減っておりますので、かなりの数で減っております。

○赤松委員

それから、先ほど中原委員がおっしゃった、私も数えてみたら、小学校で 10 校、中学校で 1 校、全然該当者がいないというのがちよっと気になりました。

【報告第 118 号】

○小西委員長

アンケートの中で、4 日開催について、困ったという答えのところ、大学の授業と重なったというのがあるのですけれども、大学の授業は何日から始まるのでしょうか。

●生涯学習課長

学校によって、5 日から始まったりとか、そういうこともあるかと思いますが。

○小西委員長

早いですね。

●生涯学習課長

補足なのですが、開催日時につきましては、新成人、地区の公民館長さんとか、実行委員になっていらっしゃる方が開催日時を決定されるものですから、地域に任せている状況でございます。

○濱田委員

中学校も小規模校がありますよね。そういうところはどうかというふうにするのですか。

●生涯学習課長

西岳地区におきましては、西岳中学校と夏尾中学校と合同でやっております。ただし、来年度は一桁になる予定なのですが、平成32年が何人という形で、小規模校につきましては、今後、どういう形がいいかというのを検討していくことで、課内で検討しております。

○濱田委員

中学校に在籍していなかった人の行き場がないというのは、それは小学校の時にその地区にいたけれども、中学校でどこかに転校しているとか、そういう子どもたちがまた戻ってきて、成人式をするときに、中学校の友達もよくわからなくなっていて、行き場がないということには配慮が必要だと思います。

●生涯学習課長

そういうことで書いたかどうかはわからないのですが、ただ、対象者というのが中学校の卒業者でもあるのですが、県内かどこかに別な中学校に行かれて、都市に住民票があれば可能なのです。宮崎市でも、地区別地域別開催をやっていますので、よくわからないのですが、ただ、泉ヶ丘に関しては、今年から学校のほうで実施してくれということで、保護者の方の要望があって、今年から実施しております。また、外からの転入者等も参加している可能性があり、その配慮もするよう実効委員には伝えようと思います。

【報告第122号】

○赤松委員

埋文活用についてということで、平成22年から8年間で300回以上、年間平均37.5回ぐらいになるのですが、この事業そのものが周知されることによって、近年になるほど活用している学校が多いという状況なのです。

●文化財課長

当初、活用件数は少なかったのですが、今年度も先ほど申しました延べ70回と、段々増えてまいりまして、授業の日程調整をするのに非常に大変になってきているという状況で、先生方には周知されてきているようでございます。

○赤松委員

大変いいことだと思うので、本物に触れながらそういう学習を小学校なり、中学校なり、ある一定の時期にそういうものに出会うことは極めて大事なことだと思いますから、ぜひ今後も予算をとってでも、なるべく人員を増やしてもそういうことが広がっていくように努力されたらと思います。

○中原委員

私も埋文についてなのですが、赤松先生がおっしゃられたように、実は、大王小で体験いたしました、非常に楽しかったので、事前に授業で受けたことを踏まえて、参観日等にこれに加えて、親子で参加して行うという仕組みであったのですが、そうすると、大体、授業の単元とか、そういうものを絡めて、時期的に似たような時期になつてしまふのではなかろうかと危惧されるので、そのところをわかつた上で、いついつという、文化財のほうからその時期に何年生対象とか、振り分けていくと、重ならないで済むのかかと思いました。

●文化財課長

現在は、各学校にこれを2月上旬に配りまして、希望の確認を出してもらいまして、第3希望まで日程を書いてもらつて、それで日程調整をさせてもらつて、では大王小はこの日でお願ひしますと、おそらく参観日は飛び込みで入ってきたのではないかなと思ひます。保護者の方にも一緒に体験してもらいたいんだけど可能かという、こちらは急きよ対応をした形だったかと思ひます。

どうしても授業の流れで、まとめの段階でこういうものをやったり、体験したりということをやっております。どうしても同じ時期に重なるのは仕方ないのですが。

○中原委員

そのところもぜひ皆さんに体験してもらいたいと思っておりますので、それがわかつた上で今までの時期的なものは分析というか、リサーチできると思ふので、また、こちらのほうからいつかはこういうものをしますということを投げると、学校のほうも加味しやすいかなと思ひます。イレギュラーだったということでしたが、ありがとうございます。

○黒木教育長

最初のところに、PTAを対象とした体験もありますと、一番表紙に書いてあります。これはそうすると、各学校のPTAにも配っているのですか。

●文化財課長

学校のみです。

○黒木教育長

学校に配つただけで、先生に授業だけに使つてくださりたいなことになることだめだ

から、PTA用に配布してくださいとか、そういうこともちよつと書いたものを別に作って、PTA会長なりに届くようにすれば、もうちよつと広がって、今、中原先生がおつちよつたように、逆に文化財課が悲鳴を上げることになるかもしれないけれども、文教のまちづくりですので、非常にいいことだと思つたのです。親子で体験してもらつたのは、それをやっているということをおつちよつたものが大切だから、これまでの実績とか書いてあるのだから、その学校のPTAにもチラシを配るのも必要かもしれないですね。

○小西委員長

同じく、体験させていただいた者の感想なのですが、刀剣講座に昨年、参加させていただいたのですけれども、雨でちよつと大変な日だったのですけれども、鹿児島からみえた方とか、全員女性だったのですけれども、とても本当にもつたいない。5名ほどだつたと思つたのですけれども、私は特別刀剣女子ではなかつたのですが、静山亭に久しぶりに行つてみたいという気持ちもありまして、大変刀剣に詳しい遠矢さんの、至近距離で狭い空間ですつちよつたから、御茶室ですつちよつたから、その前で刀剣を見せていただくという、非常に稀な機会をいただきました。私の友達はちよつと都合が悪くて行けなかつたのですけれども、もつたいないので、定員が10名ということがありますけれども、もう少し何とか、広報などでお知らせがあつたと思つたのですけれども、せつかくの貴重な機会なので、周知の機会を作つていただければよかつたと思つた。

●文化財課長

昨年は確か2回やつたのですけれども、委員長が来られた時は5名で、その次か前によつた時は8名で、ご存知のように狭いので、10名が限界ですつちよつたので、刀という関係で、10名が限界なのですけれども、そのあたり、ホームページ等でも周知していきたくと思つた。

○小西委員長

たまたま刀工という方が東北から都城にみえて、ここでこういうものが作られたといふのは、その後、歴史資料館で解説を伺つたのですが、それまで何回も展示は見えていたのですけれども、改めてそうなのだと、とても感動したことがあります、もつたいない機会だつたと思つた。

●文化財課長

わかりました。周知に努めたいと思つた。

【議案第36号、議案第37号】

○小西委員長

教育総務課にお尋ねいたしますが、事業名の3番、都城教育の日推進事業に要する経費のところ、当初、都城教育の日というのは特別な周年のイベントを開催するもので

はないというようなお話が当初あったのです。教育の日が設立されました時に、これは継続していくことは素晴らしいことだと思っておりますが、今後こういった事業として、継続して開催される位置づけになったのでしょうか。

●教育総務課長

当初は、継続して行っていくか、行っていかないかというのはまだ決まっていないところだったのですけれども、都城市教育振興基本計画において、平成33年の教育の日の認知度を50%に目標を設定しました。それに平成29年度の認知度は7%と、かなり低うございました。教育の日というのは、都城市民みんなで学びを盛り上げていこうという一つの事業ですので、現在のところは、来月の2月12日に実施しますけれども、継続して推進イベントを開催する予定でございます。

○濱田委員

学校教育課にお尋ねしたいのですが、コアティーチャーを、例えば、特色ある事業、都城小中一貫学力向上指定研究事業、よく三鷹市に派遣と出てきますが、三鷹市には何があるのですか。

●学校教育課長

小中一貫学力向上指定研究事業におきまして、コアティーチャーを今回は各地区で6名選ばせていただきましたとして、連れていくのですけれども、実は、全国的に見て、まずは小中一貫が確立されていきます。もう一つは、コミュニティスクールを活用していること。そして、市の規模ですけれども、大体15万人から20万人ぐらいの都城市に近いうところという3つの条件を出しまして、文部科学省に打診をいたしましたところ、三鷹市という回答が返ってまいりました。

○濱田委員

3つの条件を満たすのが三鷹市ということですね。

●学校教育課長

コミュニティスクールにしても10年以上、小中一貫にしては、普通に、小中の先生方が行き来しているようなところでございまして、学力的にもかなり高いところの水準をずっと維持しているところです。

○赤松委員

中学校教員支援事業、あるいは小学校学力向上対策事業、今年度からスタートされていると記憶しておりますが、取り組み始めてはぼ1年が経つ中で、来年度の交付金の予算がついているということ、今年度の大きな成果というのがどういう点で現れているのか、お伺いしたいと思います。

●学校教育課長

中学校教員支援事業につきましては、市内5校になりますが、12学級以上ある中学校に派遣しております。大変助かっておりますという回答でございます。この反響を聞いた周りの大きめの小学校が、小学校にも派遣してもらえないだろうかというようなご希望も上がってきているところがございますが、まずは、中学校できちんと確立をさせた位と思っております。

業務内容につきましては、南九大生が先生方のプリントを集めたりとか、印刷をしたりとか、そういうような、先生たちがいわゆる子どもたちに向かわないで済むような作業を全部引き受けるというところがございます。

続きまして、小学校学力量向上対策事業でございます。

本年は17名を派遣しております、それぞれ31人以上の学級に配置をしているところがございます。今現在、学力の数値的な状況というのは、来年度の結果とか見えていないとは思っておりますが、今現在、少人数を集めて、実際に指導をしていただいているところがございます。少人数というのは、どうしてもそこそこの理解に苦しんでいる子どもさんたちでございます。帰ったら宿題が出来ないとかいうお子さんがいるということをお聞いております。そういうお子さんに対して、独自の宿題を与えたり、わかるまで、出来たということが言えるまで頑張らせて教えていただいているところがございます。今、先行指導をしておりますが、現在、学校に入っていた方が14名ほど再度授業をしていただいているところがございます。その先生方の話によると、どうしてもここまでは理解させたいということ、担任の先生に断って、ちょっと昼休みとか、放課後とかいうようなところでお話をしていただいているところがございます。

小中一貫学力量向上指定研究事業がございますが、これにつきましては、非常にコアティチャーがよく動いてくれて、今年指定したところにつきましては、大変素晴らしい成果が出ていると思っております。何の成果かと言いますと、一つは、小学校の状況、中学校の状況をそれぞれちゃんとデータを交換して、そして、そのデータに基づいて何を評価すればいいかという話し合いが進められています。ここが一番大きなところでと思います。また、コアティチャーがそれぞれの学校を回って、指導といたしますか、そういう方向性を持っていましたよねというのを急押ししたいりしながら、最後にコアティチャーの会合が今度あるのですけれども、非常に自分達に手応えを感じたとおっしゃっております。それがどのような結果として点数に響いてくるかということを楽しみであるかと思っております。

○赤松委員

中学校の教員支援事業については、生徒とじっくり向き合う時間を先生方が確保することによって、学力量向上や生徒指導に貢献する。学力量向上につながっていくという意図で、大いに助かっているという言葉がございました。助かっている中で、学力

向上の指導をする時間が確保できて、学力向上にもつながっているのだとそういう先生方の声があると理解してよろしいのでしょうか。

●学校教育課長

そのとおりでございます。市の広報等でも今、成果の部分として2、3回出させていたのですが、そこで拾ってきた言葉の中に、子どもと向き合う時間が増えましたという言葉が入っております。

○赤松委員

小学校においても学力向上に直接貢献するように、3、4年生のつまつきが始める学年においてそういう手当をしていく、大変効果的な手だてが生きていくと、私は思っているのです。今後の方向として、例えば、配置校をもっと増やしていく。そのためには、学級数とかそういうところを見て、基準となる数値を下ろしていけばいいですね。今後の方向として、さらに3、4年生のみならず5年生にも配置しても、小学校の場合は構わないわけですね。そういう方向としては学校教育課はどのような考えになっているのですか。

●学校教育課長

まず、3、4年生に関わって、少しずつ理解が苦しくなる時期でございますので、その時期に配置しているということについては、効果が上がっていると思っております。この拡充につきましてですが、来年度、31人以上の学級ができるのが今年より増えまして、今年が17名の先生方でやっていたのですが、来年度は19名雇わないといけない状況を鑑みて、もう少しそこところは様子を見させていたかどうかと思っております。

ただ、今、赤松委員がおっしゃったように、5、6年生なのですが、そこまでの学級規模が大きい学校には、実は県からの少人数の派遣が入っております、そちらのほうを兼ねて、5、6年生のほうはそちらにしっかりとついでいただいている状況でございます。

○赤松委員

今後、ぜひ、広げていく方向で尽力いただけたらありがたいと思います。

○小西委員長

図書充実費というところで、図書の購入に関しては行政のほうで購入いただくというご説明があったのですが、たまたま文庫本の購入に言及されまして、文庫本を図書館に置くかどうかというについては、全国的な賛否両論があって、私もとても関心があるのですが、これはある程度、購入される時には、文庫本の購入枠とかそういうことをお考えなのでしょうか。

●図書館長

経緯のご説明から申し上げますと、かなり以前は、文庫本というのは、一度ハードカバー、単行本で出版されたものが数年経って文庫になるスタイルが主流でしたので、図書館の場合は、最初単行本で購入しているのが文庫本は不要だという方針がございました。ですので、基本的に、図書館で文庫本を買わないという方針が立っていたのですけれども、移動図書館車が購入されたのが平成8年です。それから平成21年に高城図書館が分館としてオープンします。これら2つは、単行本を最初から買うのではなく、移動も既に文庫本になっているものを買ったほうが単価が低いこともございますし、移動図書館の場合はそもそもそんなに沢山本を乗せられないというのがございますので、そういう経緯がございましたので、高城図書館と移動図書館車にしましては文庫本を買っていくという方針で現在に至っております。

その枠というのをあらかじめ定めているのではなく、高城図書館や移動図書館で必要なものを購入していく際に、最新の刊を買うのではなく、古い刊を買っていくわけですので、必要に応じて買っていったということです。

今回新しく図書館をオープンするにあたりまして、古い図書や傷んでいるものを買って替える際に、単行本で買い替えるのではなく文庫本で買い替えるということも出てきますし、そういった形で文庫本を本館でも購入するということを検討しているところです。

また、閉架書庫に、古い岩波文庫ですとかもございまして、こういったものも定番の作品もございまして、文庫本で買い直すということを考えておりまして、枠というものは特に設けておりません。

○小西委員長

今、色々と議論になっている文庫本を図書館に入れるかどうかということとは、また別の観点で必要な文庫本を購入されるという理解でよろしいでしょうか。

○濱田委員

移動図書館車というのは特別な仕様なのですか。

●図書館長

予算を2,200万円ほど計上しているのは、移動図書館車を製作することができる会社が全国で限られております。そして、基本的にはバスですとか、トラックを改造しますので、改造費用が1台車を買うぐらいの、重量が重い戸棚をつけていきますし、ドアを開閉式にして、車の外側にも戸棚を並べられるようにしていて、一般のバスやトラックよりもドアも多いです。その分、構造が弱くなりますので、補強しなければいけないので、2,200万円から2,300万円を考えているのは相場でございます。

○濱田委員

1台購入されるわけですね。

●図書館長

今回は1台です。

○濱田委員

稼働率というか、それで足りるかどうかというのはあるのですか。

●図書館長

現在、21コースを設定していて、1コースで多いところは3か所ぐらい巡回していますので、60か所にはならないですけども、巡回ポイントがありますので、都城地域は広うございますので、また平地も多い条件もありまして、本音を言えばもう一台と言いたいところなのですが、今のところ、1台で何とか需要を賄っていている。今後、需要がまた増えていくとか、そういった要素があれば、検討していくという考え方でおります。

【議案第38号】

○黒木教育長

市内にある説明板とか、標柱の数はどれくらいなのか。

●コミュニティ文化課長

すべての数ですか。そちらについては把握しておりません。

○黒木教育長

基準値が4件とか、目標値が6件とか書いてあるでしょう。4とか、6という数字はどこから出るのですか。

●コミュニティ文化課長

1年間で整備をしていく数ということですか。

○黒木教育長

それはもう決めているわけですか。4件ずつ整備していくわけですか。

●コミュニティ文化課長

15年ですから、平成27年が4件立てました。2021年には6件まで増やしたいということですか。

○黒木教育長

1年間に整備する目標値を4件から6件に増やすということですか。全体数が分からないから、いつになったら達成するのかどうか、見えないのです。4件と決められた目標とあるのですか。

●コミュニティ文化課長

文化財課のほうでみていますので、私たちは把握していないところなのですけれども。

○黒木教育長

そうなるのと、更新と追加とか、ややこしいから、例えば、更新ということでは、

新しく発見した部分の4件ずつという意味ではないですね。

●コミュニティ文化課長

古くなったものを立て替えるということです。

○黒木教育長

文化財課が考えている更新計画が全体計画なのかということがわからないわけですね。どれくらい支柱があつて、どれくらい説明板があつて、そして、4件という根拠が。今立っているものが古くなっていく割合の問題なのか、また、予算の問題なのか。4から蚊ら6にするという意味もちよつとわからないのだけれども。2021年には6件に増やしますというのが、目標値になるのか。その辺が、担当者でない人に聞いても分からないかもしれないけれども、ちよつと最後のものの意味がよくわからない。

●教育部長

いずれにせよ、市内に残る史跡の説明板も載っていますから、それが4件の内容に勘違いしますね。表現が。だから、年間の説明板の整備件数とか。

○黒木教育長

新しいものを作るのか、開発して新しいのを4件見つけますよとか、2021年には6件にするとか。

●教育部長

6件にしたのは、古いまま悪いけれども、直せない部分があるので増やしていくという、希望的なものを含めたものだと思うのですが。

○黒木教育長

その全体量が分らないことと。

●教育部長

KPIの説明の言葉も少し変えないといけないですね。

○黒木教育長

9項目では、前に一度質問したのは、下から3番目のKPIの市民総合文化センターの第二次振興計画案の数がKPIに入っていて、左側に書いてあることは、多文化共生への取り組みであるとか書いてあるではないですか。世代間交流とか、ネットワークづくりということですが、その施策が達成したかどうかということを見るのに、KPIに書くてあることでもいいのですかとそういう質問をしたのですけれども、この人数でそれが図れるのですかとという話をちよつとしたのですが、これ以上質問はしません。前来たれた時にそういうお話をしたのです。そういうことで、ちよつと違うかなという、多文化共生というのは後で入ってきたものでもあるのですよね。

●コミュニティ文化課長

文化の国際化ということで。

○黒木教育長

この項目と施策概要とKPIがマッチしているのかなということで質問をしました。

○小西委員長

下から3行目の、直接、教育長とお話になった後のお考えを聞かせていただければと思います。

●コミュニティ文化課長

施策の概要に3つ掲げておりますが、文化施設団体、美術家等のネットワークづくり、それから、文化を通して地域間、世代間交流の活性化、多文化共生への取り組みという3つの施策の概要を上げておりますが、その中の都市総合文化祭の来場者数というは、2番目の文化を通して地域間、世代間交流の活性化を主にターゲットとしたKPIになります。総合文化祭につきましては、都市内の色々な地域から文化団体の方が参加されますし、年代についてもさまざまな年代の方が出演されますので、また、観覧するほうも色々な年代、それから、地域の方がご覧になるということで、個々の活性化が図れるかというのは測定する値として、総合文化祭の来場者というのが適当ではないかということ、設定をさせていただいているところです。

○黒木教育長

ほかにもいい指標があるかと言われると、私が提案を出せないのでも今はそれ以上のごことは申し上げません。

○濱田委員

多文化共生の取り組みというのは、海外の人たちとの関わりというか、そういうことでここに上げているわけですね。都市総合文化祭の来場者数の中に、海外の人たちがどのくらい入っているかとか、そこに海外の人が何人入るとか、どれぐらいの割合で入るとか、そういうものだとこの指標にはなるかもしれない気がします。

●コミュニティ文化課長

多文化共生への取り組みのKPIについては、個別のKPIをまた別に設定をしますので、先々週ですか、ワールドフェスタというのが文化ホールで開催されましたので、海外の文化とかの紹介をするもの、来場者とか、そういったものも多文化共生のところのKPIとしてはそれを持っていくことになるかなと思っております。

○濱田委員

それは総合文化祭の中で一つの催しとしてされているわけですか。

●教育部長

それは別で、この施策の概要の中の様々なものは実施計画の中で細かく謳いますけれども、ここには、その中の代表例として、KPIで一つだけ上げさせていただきますというように振興計画にしたということ。

○小西委員長

ということで、文化を通じた地域間、世代交流の活性化というのでここになっているんですね。おっしゃったようなその中の一つみたいな。そのことについてはよろしいでしょうか。

●教育総務課主幹

文化財課に聞いてきたのですが、標柱の全体の本数というのが、旧市内と合併した町で、どういったものを立てるかという基準が違わらしくて、旧町が指定文化財じゃないものも標柱を立てているらしいので、実際の本数というのが、今現在立っている本数を把握できていないそうです。対処療法的に台風で倒れたとかそういう苦情があったところから、整備をされていて、それが今のところは予算的な問題もあって、4件なのですれども、それだとなかなか足りないんで、ちよつと増やしたいということと6ということとで、根拠はあまりないですけども、今よりもちよつと増やしたいということだと思います。

○黒木教育長

要するに、修復とか、塗り替えですね。

●教育部長

新しいところを作っていくことではないということですね。

●コミュニティ文化課長

前回の教育委員会の時に上がってきたのは、個別の利用で、この文化財課の標柱の件と、もう一つが図書館の貸し出し冊数というのがあったのですが、貸し出し冊数のほうは人材の育成のところのK P Iに対応しているんで、今のところ、これというのがないところではあります。

○黒木教育長

冊数は、それなりに本が沢山あるから、借りればいいわけだから。そういう指標でいいのか、指標の説明を求められた時に、ちゃんと説明ができるようにしておかないと。

●教育部長

合併前団体と基準が違ったところをしっかりと整理した上で、新しいところについても史跡としてやっけていくのもプラスしてありますよということも含めてというのを説明していただければ。今の数は変えないけれども、修理だけすると、そこに上げるにはふさわしくないのでは。

○黒木教育長

これは明日、庁議に出るのでしょうか。

●コミュニティ文化課長

2月23日野庁議です。

○教育長

それまでに、部長がおっしゃったことも含めて、もう一度、検討していただくほうが、出ないかもしれないけれども、見た時に違和感があるなという感じがします。

●教育部長

KPIの言葉は少し修飾語がどこにかかるのかもわかりにくいので、しっかりしたもので話をした上で、後ろ盾がしっかり説明できればこれでもいいということで、修正をさせます。

【議案第40号】

○赤松委員

議案第40号の入学予定者に関わる新たな改正とか、入学者全員に支給することは大変時宜を得ているとは思いますが、新旧対照表の援助の対象者の2条の(1)(2)が改正前も改正後も略と書いてあるのです。これを読んでいくと、特別の理由があると認められる者で、次の各号のいずれかに該当すると、どんな規定なのだろうと思ってお尋ねしたいと思います。

●学校教育課長

第2条の(1)ですが、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、(2)委員会が別に定める基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者。まず、(1)でございませぬけれども、生活保護法がございまして、この計算式を入れるのですけれども、この収入でこういう世帯であると、大体、いわゆる、いっばいいっばいであるところあたりから、どのくらい収入が下れば保護家庭とするかというのがあります。生活保護法につきましては、ざりざりやっているところは見ません。ところが、委員会が定める要保護はざりざりのところはすくっております。そういうような2つの対象者を持っているということです。

【議案第41号】

○濱田委員

小規模校の統廃合は、地域住民の発意によって、教育委員会が初めて検討に入るといふことですので、その場合、地域住民というのは書いてあるのかもしれないけれども、どのレベルとなりますか。

●学校教育課長

資料の平成29年から平成34年までの各学校の予想人数が書いてある次の資料2でございませぬ。学校統廃合についてという横書きの大きなプレゼンのデータがあると思いがすが、ここをご覧になっていただきますと、先ほど申しました学校運営協議会というの

は、学校運営そのものを意見できる立場のものでございます。ですので、この中に、例えば、地区民の公民館長とか、まち協の方々とかが入っていらっしやいます。もちろんPTAも入っていらっしやいますし、ここが一番中心になっていただかないといけないと思っております。こういうような適正規模に関して検討する場というところも担っていただけているところです。

○濱田委員

町長がというのではないのですか。町長は別という感じですか。

●学校教育課長

はい。

さらにもう1点だけよろしいでしょうか。

今お開けになっていらっしやる資料2の前のページ、平成34年度の学校の様子でございます。そこで注目していただきたい点がございます。笛水中学校でございます。笛水中学校はこの年、3年生が3名、そして、次の年、小学校6年生が何とない状況でございます。ということは、これはもう自動的に学校が成り立たない。生徒がいない学校になってしまいう可能性があるということです。ただし、笛水は特任校でございますので、他の地区から引っ張ってくることも可能ですので、そこは色々と方策を立てていかないといけないと思います。

あと2校、ご紹介いたします。

夏尾中学校、夏尾小学校でございます。夏尾中学校は、この年の3年生までは10名の人数を確保しているのですが、そのあと、急激に減ります。次の年は3年生が4名、2年生がゼロ、そして、1年生が1名というような学校になっていく。やはりそういうような姿を地区民が見た時、発意が起こってくるのではないかなと思うところ。もう1校、小学校で吉之元小学校でございます。この年10名の全校生徒という形になります。新入学生が十分に途切れるのが平成35年度という形になると思っております。

○小西委員長

そうしますと、今まで問題として上がってくる学校運営協議会なのですが、失礼なお尋ねですが、小規模校のところでもこういういった協議会が機能して、発議されるような体制が整っているのでしょうか。

●学校教育課長

小さな学校でも、保護者の数がかなり限定されております。しかしながら、地区の方々是非常に熱い思いを持って、特に、吉之元や笛水あたりは、何とかして存続したいというお気持ちでいらっしやいます。その中で、どうやれば子どもたちの学びが豊かになれるかということで、大規模校との交流とか、小さい学校同士で交流するとかいう方策はとっているところです。

○小西委員長

学校運営協議会の充実を期待しているところです。

○中原委員

先ほどの小中一貫校設置についての図を見ると、結局これを学校運営協議会のほうから発意されて、統廃合になると思うのですが、最後に教育委員会で検討を開始する、存続と図っていきませんが、最終的な検討会等々は組みまれると思うのですけれども、最終決定というのは議会にあるのですか。

●学校教育課長

最終決定といいますのは、昨年、御池小学校が休校になっておりますけれども、そこに至るまでは、かなりの話し合いを進めてまいりました。例えば、子どもたちの輸送手段、スクールバスを出してくれとか、色々な思いがあったり、学童用のタクシーをという方が納得できるような形での統廃合という形になると思います。ですので、教育委員会としましては、メリットやデメリットをちゃんと説明をして、判断材料をきちんと手元にお渡しする。その判断材料をもとに、ここでは、一旦学校を閉じたほうがいいということが見があれば、どのような閉じ方をすればいいのかということをきちんと話し合いをしていくという形になります。

御池小学校の場合には、6 回大きな会合をしました。それ以外にも、電話連絡等で常にPTA会長や校長先生とお話し合いをしまして、最終的には検討して、休校という形になりました。

○中原委員

最終的な判断というのは教育委員会で。

●学校教育課長

そして、議会のほうに理解を求めるという形になります。

○中原委員

こういう数字が出て、平成34年度までが大体わかっっていて、懸念される学校等とか、既に判明しているのであれば、それだけ時間と手間暇をかけて検討しないことであるとするならば、少しずつ始めてもいいのかなと、感じたところでもありました。

●学校教育課長

県内で言いますと西門川というところが統廃合をすることになりました。これは、来年度に閉じます。これは決定したのは3年前です。そこから徐々に、西門川はまだ人数が沢山いるのですが、車の便もいいことから、スクールバスを出せば西門川小中学校に通えると判断されて、3年ぐらいいかけていますので、都城市としても、そのぐらいい年月をかけながらやっつけていかないといけないかと思っております。

○赤松委員

西門川は地理的な条件から極めて水害の起りやすいところで、そういう地域性もあって、地域の方がお考えになったのでしょね。

●学校教育課長

そのとおりです。

○赤松委員

この適正配置のお考えについて読ませていただいた、地域住民の考え方を十分に、あるいは学校運営協議会の意見を活かしながら慎重に進めていく方向がよくわかりますし、新しい規定の改定についても、より地域の人やその時代にあった形で改善していかうとお考えになっていることがよく伝わってまいりました。今後のことについても、先を随分見いらっしやるし、平成34年と29年を比べると、小学校などは477名の数が減って、学級数が20学級、そういうところもすっかりご覧になって計画を進めようとしておられ、大変適正ではないかと思うのですが、お聞きしていて、タイトルがちよつと気になるのが、都城市小中学校適正改善方針の基本方針について、この適正配置とこれだけの文言を読むと、極めて大規模のことも視野に入れながら、すべての適正配置をお考えになっているように、このタイトルからは読み取れます。内容の説明をお聞きすると、極めて小規模化された学校にターゲットを当てられているということであれば、私の感想としては、児童・生徒数減少に伴うという言葉が前にあるほうがこの適正配置の方針がどうかということなのかというのがはつきり読み取れるのではないかと思つて、私はそのように感じました。タイトルについて、そのへんはどのようなようにお考えになつていらっしゃいますか。

●学校教育課長

平成20年に作られた適正方針がそのタイトルを使っておりまして、それで方針案とかすべてこのタイトルでございしました。ただし、今、赤松委員が言われるように、逆に大規模化している学校もございします。そちらと分けて考えたほうがよろしいような気がいたしますので、その点につきましては検討をさせていただきますでしょうか。

○赤松委員

そうしてほしいというのではなくて、これを読んだ時にそのように感じますという感想ですから、また検討して下さるとありがたいです。

○小西委員長

逆の大規模校で分けるということができているという例もあるのですか。具体的ではないですけども、将来的に大規模校の適正規模を考えないといけないという問題もあるのでしょうか。

●学校教育課長

一つは環境の問題だと思います。どういう環境かと申しますと、運動場の広さ、グラウンドの広さ、そして、体育館、全員が集まって集会ができるかどうかとか、そういうような規模もあると思いますが、今のところ、全員が入らないというような学校は存在しません。ただし、西小学校、祝吉小学校など、学級そのものの数が足りなくなっていて、プレハブで対応しているところもあります。将来的にいきますと、全体を見通しますと、増えはしますけれども、そこまで爆発的には増えない。かつて、五十市小学校、五十市中学校が1,200人いた時期があります。そして、明和小学校に分かれたり、西中学校に分かれたりしておりますけれども、そこまではないと思っております。

○黒木教育長

皆さんの質問で、適正規模といった時の大きいほうの適正規模というか、議論の対象には今、なっていないということで、逆に言うと、明和が減っていく時に、また五十市小学校を少し小さくして明和小学校のほうに行ってもらうようなことも考えるという意味では、上のほうの適正規模、上という言い方はおかしいですが、それは今後検討していく必要があるかもしれませんね。

●学校教育課長

校区の問題もその一つです。

○黒木教育長

その辺はまだ手つかずであるのは確かだから、文部科学省の水準の適正という問題ではなく、都城市自身の将来計画の中での適正規模という考え方をどこかで作っていかなくてはならないことは確かだと思います。

【議案第45号】

○小西委員長

議案第45号のほうの10条ですけれども、今まで図書館資料の複写というのがありますが、利用者の調査研究の用に供するために図書館資料を用いて公表された著作物の一部分について行うものとするとあるのですが、単純にここをコピーしたいということで、コピーさせていたでいたのですけれども、利用者の調査研究の用と解釈ができるということですね。

●図書館長

解釈いたしております。この情報に引っかけかかるといのは、要は、営利目的でコピーをされる方、これを排除するための条項です。営利目的というのは、大体、すぐわかりますので、大量に電話帳をコピーしていた人がいたのです。そういったものは、この情報を研究目的で電話帳はコピーしませんよねということ、排除しました。基本的に営利目的では駄目ですと書けばいいのですけれども、そうではなくて、こういう表現

をとっております。

【議案第 47 号】

○濱田委員

合併等によりと説明いただいたのですけれども、実際にどこどこが合併するのでしょうか。星の郷総合産業株式会社はもとも単独の会社ですよ。

●教育部長

今現在、総合政策部で温泉の 4 施設の株式会社の合併を予定しております。温泉の各 4 つ、青井岳温泉株式会社、株式会社レイク観音、株式会社くえびこ山田、先ほどの星の郷総合産業株式会社の 4 社が各々に温泉管理運営を行っております。その中で、山田と高崎の体育施設については、2 者の温泉施設が管理運営をさせている状況でございます。本年 4 月にこの 4 社が一つの会社になって、管理運営を予定しております。

この議案については、別途、総合政策部に出す予定でございますが、スポーツ振興関連の 2 施設について、その中でも高崎の運動公園については、今現在 2 年間ということ指定管理を設けているのですが、今回の合併により、1 年間短縮して、今年の 3 月まで終わるということと期間訂正を行うものでございます。

○濱田委員

今の統合か合併か、4 社が一つになるとおっしゃいましたけれども、いずれの株式会社が中心になるのですか。

●教育部長

今現在は 4 つの株式会社になっております。本年 4 月に統合を予定しているところでございます。

○濱田委員

規模は、大きいのですか、小さいのですか。

●教育部長

各々の従業員数とか、資本金は違います。細かく言いますと、レイク観音といまして、石山の観音さくらの里を運営している会社を本社をあそこに置くことで、一旦、株式レイク観音を存続させて、こちらに統合して、社名を新たに換えるということとで予定しているとお聞きしております。

○濱田委員

高崎町星の郷総合産業株式会社は統合後の名前ですか。

●教育部長

今現在がこの名前なので、先ほど申し上げました都城ぼんち地域振興株式会社というのが 4 月 1 日から発足する予定でございます。

【議案第 48 号】
 (小西委員長退席、教育総務課長説明)
 ○赤松委員長職務代理者
 直ちに採決をいたします。
 小西委員の辞職の申し出に同意することにご異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○赤松委員長職務代理者
 異議がございませんので、議案第 48 号は原案どおり可決し、小西委員の教育委員辞職に同意することといたします。
 (小西委員長入席)
 ○小西委員長
 私、僭越かもしれませんが、一身上の都合という文言には慣れていなかったのですが、実は、平成 27 年の秋に、再任のお話をいただきましたときに、とてもびっくりというか、意外だったのです。4 年間というのは自信がありません、80 歳になりますので、2 年だったら頑張れると思いますと返答させていただきましたその 2 年がちょうどまいりました。お陰さまで何とかやってこられましたけれども、本来でしたら、2 月 25 日、教育長と同じ期間なのですけれども、調整のために 3 月までというお時間をいただきましたので、そのようにご理解いただき、大変、勝手な発言ですけれども、よろしくお願いたします。

【議案第 48 号】
 (小西委員長退席、教育総務課長説明)
 ○赤松委員長職務代理者
 直ちに採決をいたします。
 小西委員の辞職の申し出に同意することにご異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○赤松委員長職務代理者
 異議がございませんので、議案第 48 号は原案どおり可決し、小西委員の教育委員辞職に同意することといたします。
 (小西委員長入席)
 ○小西委員長
 私、僭越かもしれませんが、一身上の都合という文言には慣れていなかったのですが、実は、平成 27 年の秋に、再任のお話をいただきましたときに、とてもびっくりというか、意外だったのです。4 年間というのは自信がありません、80 歳になりますので、2 年だったら頑張れると思いますと返答させていただきましたその 2 年がちょうどまいりました。お陰さまで何とかやってこられましたけれども、本来でしたら、2 月 25 日、教育長と同じ期間なのですけれども、調整のために 3 月までというお時間をいただきましたので、そのようにご理解いただき、大変、勝手な発言ですけれども、よろしくお願いたします。

3 月定例教育委員会	2 月 22 日 (木) 南別館 3 階委員会室	報告 13 件 議案 9 件	傍聴人 0 人
教育長報告及び付議案件		教育長報告及び付議案件に関する主な教育委員の意見	
1 教育長報告	<p>今日は議題が沢山ありますので、メモを見ていただくことに留めようかなと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>一つだけ、この中に書かれていなくて、不審者の、ちょっと新手の不審者というか、今日、報告がありました。日曜日なのですけれども、女の子が犬を連れて遊んでいたら、犬を連れて 50 歳ぐらいの男性が歩いてきて、「一緒に行こう」と言われて、一緒に歩いて行って、男性の自宅に連れて行かれたらしいです。今度は、そこで車に乗って、「まんが倉庫に行こう」と言われて、車でまんが倉庫に連れて行かれ、そのときに、車の中で手とか触られたらしいのですけれども、帰ってきて、その女の子は機転をきかして、「友達の家に行かないといけないので」と言って、そ</p>	(意見なし)	

<p>こから友達のところに行こうとしたら、その男の人が一緒についてきた。ところがその友達のところに行ったらいなくて、慌てて別の友達のところへ駆け込んで、事なきを得たということです。ちよつと今までに例をみない不審者行動がありましたので、そのことだけご報告させていただきます。</p>	
<p>2 付議案件</p> <p>報告第 125 号 専決処分した事務について（平成 29 年度都城市教育委員会名義後援・共催について）</p> <p>報告第 126 号 教育長職務代理者の指名について</p> <p>報告第 127 号 第 2 次都城市文化振興計画（案）策定について</p> <p>報告第 128 号 平成 29 年度都城市教育研究論文選考結果について</p> <p>報告第 129 号 平成 30 年度都城市小学校フック物洗口事業実施要項について</p> <p>報告第 130 号 よか・余暇・学習ネットワーク事業実施要綱の制定について</p> <p>報告第 131 号 欠番</p> <p>報告第 132 号 欠番</p> <p>報告第 133 号 平成 29 年度都城市立美術館作品収集委員会の答申について</p> <p>報告第 134 号 都城島津邸五月人形展開催要項の制定について</p> <p>報告第 135 号 「島津 de 端午 2018」開催要項の制定について</p> <p>報告第 136 号 専決処分した事務について（都城島津邸「さつき展」の共催について）</p> <p>報告第 137 号 第 2 次都城市スポーツ施設整備ビジョン骨子（案）について</p> <p>議案第 49 号 都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第 50 号 都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第 51 号 都城市教育委員会公印の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 52 号 都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会委員の選任について</p> <p>議案第 53 号 都城市いじめ防止基本方針の改定について</p> <p>議案第 54 号 学校医等の委嘱について</p> <p>議案第 55 号 都城市公民館条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第 56 号 都城市教育集会所規則の一部改正について</p> <p>議案第 57 号 市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員の人事の内申に関するることについて</p>	<p>【報告第 129 号】</p> <p>○赤松委員</p> <p>フック物洗口についてなのですが、事業実施モデル校というところなのですが、1 校実施に至らなかつたという説明があったのですが、実際、実施してないところについて、事業実施モデル校と考えるのですか。</p> <p>●学校教育課長</p> <p>乙房小学校につきましては、先ほども説明しましたように、新たに説明をしまいにまいります。ですので、モデル校から外れていきますと、説明しにくくなりますと、モデル校ではないのにならなかつたことになったりしますので、その点では、モデル校の中に名前を連ねさせていたどうかと思っております。</p> <p>○赤松委員</p> <p>それが平成 29 年度事業実施モデル校と言ってしまうといいのかと思うものだから、年度の使い方新たに、例えばここに 9 校載せておいて、11 校にするとか、そういう考え方ではなくて、あくまでも実施していない学校もモデル校だと。</p> <p>●学校教育課長</p> <p>指定だけはモデル校でさせていただいて、必ずモデル校として残っていて、毎年説明会をするというのがしつこいような感じがしますがそれでも、そのように持っていきたいと思っております。ですので、新たに平成 30 年度に 10 校加わりますけれども、これは平成 30 年度のモデル校、その中でまた実施ができない学校が出てくるかも知れません。ですが、そのモデル校をずっと置いておきたいと思っております。</p> <p>○赤松委員</p> <p>普通モデル校と 10 校といったら、通常で考えたら 10 校が全部実施しているように受けとってしまうのではないかと思うものですから、ちよつとそこが気になると思ってお聞かせいただきたいと思ったのですが、教育委員会の今のご説明でいくと、気持ちはよくわかるのですがそれだけでも、客観的にみた場合、「していないのにモデル校ですか？」と言われた時に、ちよつとつらいかかと思ったりしたものですから。</p> <p>●学校教育課長</p> <p>また、検討をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>○小西委員長</p>

今のご説明で、明道小学校は本年度3分の2の反対がなくて、実施されています。実施されています。また、モデル校として翌年度、また保護者のご意見で、ひよっとしたら実施がなくなることがあり得て、そしてまたそれでも説明を続けてまた、翌年度モデル校という立ち位置なのですね。

●学校教育課長

そのとおりでございます。一旦指定したら、そこに必ず説明に入りますという意図なのですけれども、確かに、わかりづらい、モデルになっないのにモデル校かと言われると、私もちょっと疑問に思いましたので、もう一度整理させていただいていこうと思います。小西委員長の言われるとおりです。

○小西委員長

そうしますと、この10校から新たにモデル校が上がってくるということがあるのですね。

●学校教育課長

別な10校です。

○小西委員長

それも同じようなルールで、それはもう大体想定されてやっていますしやるのですか。

●学校教育課長

案はあるのですけれども、歯科医師会と調整をしないと、そこに頻繁に入っている人がいないといけないということです。

○黒木教育長

そのモデルという言葉自体が最初作った時に、検証していくことがセットになりますよ。そうすると、モデルを作って、そのモデル校に対してどういうことをするかどうか検証がセットされているので、たまたま、実施しなかったところは次のモデル校に入れてしまってもいいと思うのです。その年ではなくても、それは検証していい、本当にそれで効果があったのかどうかというの、検証結果が出てこなければやめてもいいということになるわけですから、未来永劫にやり続けると考えているわけではないのです。何年度実施対象校という名前にしてもよかったですね。モデルといっただけの意味で、まず、モデルを作ってみてやってみて、そこで効果があるかどうか検証しましょうというそういう発想で、皆さんに納得をさせていただくということもあつたと思うのです。やってみて効果があるかどうかを検証しながら進めてまいりますという趣旨だと。

○小西委員長

乙房小学校の保護者の方たちのご意見では、やはり、危険性をおっしゃっているわけなのですか。

●学校教育課長

危険性と言いますか、一つは危険性が大きいのではないかということ。それと、歯磨きをしつかりすれば必要ないのではないかというご意見もありました。そういう中で、うちとしての最終的な目標は、子どもたちのむし歯を少なくする方向で、むし歯を少なくする方法の大きなファクターは、保護者の意識、子どもたちの意識だと思っております。そこで歯磨きを頻繁にしていただければ、これも逆に下がってくる可能性はあると思っております。そういう意味でも、ここも一緒に経緯を見ていきたいなと思っております。

○小西委員長

モデル校として継続されるということは、例えば、危険性だけではなくて、通常の歯磨きでちゃんと管理できるのではないかという意見を醸成するためにも、繰り返しなされるということは意味があるかなと、そこで切るのではなくて、モデル校という名称がどうなのかかわかりませんが、そういうご意見が根強いところで歯磨きがきちんとなくていいということも大切なことではないかと思えます。

●学校教育課長

今現在、あまり乙房小学校はむし歯の成績は良くないところでございますので、そういう学校が意識改革してどうなるかというの見応えがあるかなと思っております。

○中原委員

最終的というか、全体で小学校は35ぐらいですから、あと2年ぐらいでほとんどがモデル校になってしまいますね。

●学校教育課長

その次は中学校にいきます。広げるつもりはあります。歯科医師によれば、12歳からその上の15歳ぐらいまでやってみれば、後はやらなくても効果はずっと持続すると言っております。実際に、私の子どもたちも幼稚園の年長さんぐんぐんからフッ化物洗口をやらせたのです。歯が弱いものですから、私も。そして、今、26歳と22歳ですけれども、むし歯がないのです。怠惰な生活を送っていると思うんですけど、大学生ですから、ですから、それもちちんとした歯が守られている状態が作れるのださうです。そこへんは個人差があるだろうと思えますけれども。

○中原委員

実際これでモデル校になった経緯という選定理由が、近所の幼稚園、保育園が実施しているというので、ごくごくかざられた園長先生にしか聞いていないのですけれども、実際このフッ化物洗口を余り理解していらつしやらない園長先生が多いのです。何か強制的にやらざるを得ない、子どものためにいいことだろうということで、成分のことがどうとかというのは、余り熟知というか、深く、実際それはちよつと調べたほうがよいかもしれないですよという、もしも何かあった時こわいので、ここは参考になるかなと

ちよっと心配していたのですが。

●学校教育課長

今、保育園、幼稚園、認定こども園では、毎日フッ化物洗口をやっています。小学校からは週1回、ただし濃度が高めのもので週1回という形になりますので、やっているお子さんは少しずつ効果は出てきてほしいなとは思っていますのですけれども。

○黒木教育長

幼稚園ではそういう問題があるということを保護者の方も知っておかないと、何か起きたり、途中でそれが合わないということもあり得る可能性もあるので、それがいいよいいよと宣伝だけで、安易に飛びついてやられたという可能性はあるので、背景はちゃんと踏まえた上で、園長さんは、それでもうちがやりますがやりますようにとおっしゃるのならそれでいいと思うのだけれども、そのへんを保護者に対する啓発も本当は必要なのかもしれないけどね。

●学校教育課長

その点、両方の情報をお出して、そして、比べてくださいとか、インターネットで調べてみてくださいという出し方をしているので、その点では判断の材料は出しているつもりなのですけれども。

○中原委員

ある保育園でも何かそういうききお知らせを持って、「あっ、しなくてはいけないのだ」と思っています。身近なところで聞けば、そんな劇薬を勧めるわけではないだろうと、それぐらいの判断です。

○黒木教育長

そのへんが科学的な根拠の認識を持っていないといけないですね。

【報告第130号】

○小西委員長

NPO法人きらりネット都城で継続が難しいと言われた理由を教えてください。

●生涯学習課長

運営に関わる大きな予算は、賃金と運営管理でございますが、これまでNPO法人きらりネット都城が以前はコミュニティセンターの指定管理を受けていましたけれども、今回は、よか・余暇・学習ネットワークの事業費だけで賄っていただいて、それがなかなか、これまでの預金を食い潰しながらやってきました。それが赤字のところどころでございますので、運営が難しいということでございます。市からは、学習者と指導者がいらつしやいますが、指導者に関わるお金の3分の1以内で補助をしております。ですから410万円以内なのです。ですから、講師の先生の学習回数が少なければ、逆に市の補助

金も少なくなるわけです。ですからそこで、段々とお金足りなくなっていて、今回、難しくなったことを受けまして、市で実施することになりました。

○小西委員長

NPO法人さきりネット都城の学習者の数が減っているということですね。

●生涯学習課長

学習者の数と学習回数が減っています。

○濱田委員

さきり体験教室とさきり学習教室の違いはちょっとわからなかったです。

●生涯学習課長

体験教室は、体験をしてからグループになって、グループで申し込むという形になります。体験の時は、グループではなくて、何人かいらっしやって、体験をして、その中で5人以上とか6人以上のグループになって学習するという形になっております。

○濱田委員

市が直営されるということになって、仕組みとしては変わらないということですか。

●生涯学習課長

今までNPO法人がやっていたことを学習者と指導者をつなぐ役目の調整を市が行っていくということでございます。

○小西委員長

このさきりネット都城の前は、もともとはそうだったのですかね。

○濱田委員

そうしますと、運営の仕方があるかもしれないですけども、既に赤字状態という赤字と言っはいけないかもしれないですけども、お金が入ってこない状況になったのですか。

●生涯学習課長

今までは、学習者の学習料はNPO法人の中に入っています、その中からやっていたのです。それと市の補助金とやっています。今回は、学習料は全額市に入りますので、その中で賅っていく時に、今回は嘱託職員を2名雇用する予定なのですが、それとあと、職員が事務補助をしますが、これにつきましては、嘱託職員の賃金はNPO法人の賃金より安いので、十分賅っていきます。前は賃借料ということで、市場の駅を借りていましたけれども、あそこも生涯学習課でやっていきますので、そういう料金が少なくなっていますので、とりあえずは赤字ではないとは考えております。

【報告第133号】

○赤松委員

13 番の青花磁器瓶というのは、何度もご紹介いただいたものなのですが、安永先生、石川先生のコメントを見ると、一度、専門家にきちんと見てもらったほうがいいとか、こういう取り扱いでいいのかと、どちらにもマークが入らずにアスタリスクがぼんと入っている状況なのですが、この作品の場合は、取り扱いが収蔵OKとならずにまだ未定になっているとか、そのように考えてよろしいのでしょうか。

●美術館長

この作品については、美術館の所蔵品という取り扱いはいらないということでアスタリスクを書いているのですが、これは文化庁の審議官の指導がありまして、文化財課のキヤベネットに保管をしていたのですが、ちゃんとした収蔵庫で保管をするようにという指導を受けまして、文化財課は適当な収蔵庫を持っておりませんので、こちらで預かるということと、あくまでもうちの所蔵品ではないということと、可・不可が入っていないところですよ。

○赤松委員

ここに所見が述べられていますけれども、このように鑑定に見てもらおうのであれば、また別途予算がいたりとか、そのようになってしまうのだからと思うのですが、これも、こういう意見を受けて、今後、この方向に向けての取り扱いがなされると考えていいのですか。

●美術館長

こちらの磁器瓶の鑑定内容、処遇については、文化財課のほうで今後行いますので、文化庁のほうでも非常に興味を持ってもらえるようなので、もしかするか重文指定になるかもしれないというニュアンスのこともおっしゃっていたので、ちゃんと保存をなさうという指導を受けて、今回の委員会に提出したことになっております。

【報告第 134 号】

○小西委員長

五月人形は、閉会中は島津邸に預かるのですか。

●都城島津邸館長

開催中は、本宅の中に展示しておきますので、管理は友人会の方たちにしていただいております。

○小西委員長

五月人形は、開催日期間以外は島津邸で保管されているのですか。

●都城島津邸館長

寄贈がある分は島津邸の中に、普段、倉庫の中に入れておきまして、この期間だけ、寄託で借りてきているものもありますので、それは返却いたします。

○小西委員長

寄贈などは増えているのですか、数は。

●都城島津邸館長

多少、今の時期になりますと、市民の方から提供の申し出がございまして、何でもかんでも受ける量が增えるので、1 回見させていた上で、時代的な背景とか、何か色々見えて、頂いたりとか、今回借りるだけというのを決めております。

【議案第 55 号】

○濱田委員

公民館の利用を申請した時に、その許可が生涯学習課から出されると思うのですが、ども、その時に、不許可になった時に、それに対する不服が利用者側にあった場合に、それに対する不服申立があるのだということが明記されたということですか。

●生涯学習課長

そういうことでございます。

1- (2) 教育委員会の会議の運営等に対する自己点検、評価

- 会議資料について、会議開始の数日前に確実にお送りくださり大変感謝しています。予め、会議の報告事項や議題となる事柄について把握することができること、また事前に目を通すことができますので事前理解が深まり効果的です。
- 教育長報告については、別添報告書類にまとめて、丁寧にご説明くださいますので有り難いです。毎月、都城市内の学校現場で生じている様々な出来事及びその出来事に対する具体的な対応等についてお話しくださいます。市内の各小中学校の教育的課題や解決すべき諸問題について、教育委員として理解が深まり感謝申し上げます。
- 都城市の全体の予算に占める教育委員会関係の予算等の割合や総額等についてのご説明及び用語についての解説などが分かりやすく示され、理解が深まりました。事務局の行き届いたご配慮に感謝しています。今後、さらに自己の理解が深まるよう研鑽に努めてまいります。
- 定例会、臨時会ともに、教育委員として事務局担当者へ質問する時間も十分確保されており、十分な論議が尽くされています。また、教育委員相互の自由闊達な議論を深めることについて会議の運営が極めて温和で公平に進められること有り難く思っています。教育委員同士今後益々自己研鑽と意識の向上に努めてまいりたいと考えます。
- 会議における事務部の報告・説明は、丁寧で分かり易くなされています。また、詳細なデータなど会議の席では直ちに答えられない質問に対しては、次の会議で資料の提示が必ずなされており、曖昧さのない会議進行がなされていると思います。
- 教育長の説明は、本質的なことに焦点をあてる説明だったと思います。また、教育長、委員長とも多角的な視点で会議参加者の意見を受ける雰囲気があり、そのため、多様で常識的な市民感覚に沿う会議が展開されてきたと思います。
- 会議について、定刻通りの開催に感謝しております。また、報告案件並びに議案への意見や質問に対して、修正や補足等生じた場合は委員会終了までに対応いただいておりますので大変ありがたく感じております。
- 会議資料（議事録含む）について、毎回の委員会開催前に確実に手元に届けていただいておりますので事前確認した上で委員会に臨めております。また、委員会当日に資料の差替えがある場合も議論に差し支えない程度であり全く支障は

ございません。

- 定例会については、限られた時間が効率的に使われ、十分な意見交換、質問等がなされたと思いますが、主要な案件等については、委員間でのフィードバックも必要かと考えます。

- 市民の身近にある教育委員会の為に、又、行政、委員の意識向上の為に、市民の傍聴は有難いことだと思います。日程の周知など工夫していただきたいと思えます。

1-(3) その他、教育委員の活動

平成 29 年度、教育委員会事務局及び教育機関が教育委員に依頼し参加した行事、研修会等です。

○教育総務課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
4月3日	新規採用職員辞令交付式	黒木教育長
4月3日	辞令交付式(部長級、課長級異動昇任、指導主事)	黒木教育長
4月3日	教育委員会訓示式	黒木教育長
4月4日	庁議	黒木教育長
4月4日	部課長会議	黒木教育長
4月5日	4月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、中原委員、濱田委員
4月5日	教育委員対面式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、中原委員、濱田委員
4月6日	春の全国交通安全運動街頭啓発	黒木教育長
4月14日	都城支会校長会等歓迎会	黒木教育長、小西委員長
4月17日	政策合意書交付式	黒木教育長
4月25日	宮崎県市町村教育長連絡協議会	黒木教育長
4月25日	市町村教育委員会委員・教育長会議	黒木教育長、小西委員長
4月26日	都城支会小・中学校教頭会歓迎会	黒木教育長
5月9日	おかげ祭り絆纏合せ	黒木教育長
5月10日	庁議	黒木教育長
5月10日	5月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、中原委員、濱田委員
5月12日	育英会審査会	黒木教育長、小西委員長
5月23日	育英会理事会	黒木教育長
5月24日	第1回環霧島教育長会議	黒木教育長
5月24日	奨学金審査会	黒木教育長
5月24日	宮崎県市町村教育委員会連合会理事会	小西委員長
5月29日	都城市交通安全都市推進協議会全員会議	黒木教育長
5月31日	6月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、中原委員、濱田委員
6月1日	庁議	黒木教育長
6月2日	都城地区地域安全協会総会	黒木教育長

6月6日	公民館条例改正協議（高崎地区公民館）	黒木教育長
6月7日	育英会 評議員会	黒木教育長、小西委員長
6月8日	山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会	黒木教育長
6月9日	6月議会招集日	黒木教育長、小西委員長
6月15日	議会 答弁打合せ会	黒木教育長
6月16日	議会 一般質問	教育長、小西委員長
6月18日	人形浄瑠璃 100回記念定期公演	黒木教育長
6月19日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
6月20日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
6月21日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
6月22日	議会 一般質問/議案審議	黒木教育長、小西委員長
6月24日	第23回きりしまてこ祭り 2017	黒木教育長
6月28日	6月議会最終日	黒木教育長、小西委員長
7月5日	7月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員
7月6日	庁議	黒木教育長
7月9日	おかげ祭り 本祭り	黒木教育長
7月11日	交通安全街頭啓発	黒木教育長
7月11日	木南会総会	黒木教育長
7月18日	7月臨時教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
7月19日	宮崎県市町村教員委員会連合会第2回理事会	小西委員長
7月20日	宮崎県市町村教員委員会連合会総会	小西委員長、赤松委員
7月25日	教育相談所訪問	
7月28日	8月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
7月29日	穂満坊あげ馬祭り	黒木教育長
8月1日	庁議	黒木教育長
8月1日	部課長会議	黒木教育長
8月3日	九州地区市町村教育委員会研修大会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
8月5日	盆地祭りセレモニー	黒木教育長
8月5日	都城空襲犠牲者追悼会	黒木教育長
8月6日	都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式	黒木教育長
8月9日	宮崎県市町村教育長連絡協議会研修会	黒木教育長

8月10日	宮崎県市町村教育長連絡協議会研修会	黒木教育長
8月18日	環霧島会議教育専門部会	黒木教育長
8月24日	全国中学生バレーボール大会	黒木教育長
8月27日	石山花相撲	黒木教育長
9月1日	9月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
9月2日	高城高校銀杏祭（合唱コンクール）	黒木教育長
9月5日	庁議	黒木教育長
9月6日	第1回都城島津邸庭園整備協議会	黒木教育長
9月7日	9月議会招集日	黒木教育長、小西委員長
9月13日	議会 答弁打合せ会	黒木教育長
9月14日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
9月15日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
9月19日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
9月20日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
9月21日	議会 一般質問/先議分議案審議	黒木教育長、小西委員長
9月26日	都城市防災会議	黒木教育長
9月26日	都城市文化賞選考委員会	黒木教育長、小西委員長
9月27日	議会 先議分審議	黒木教育長、小西委員長
9月29日	議会 決算審査	黒木教育長、小西委員長
10月4日	10月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
10月5日	部課長会議	黒木教育長
10月5日	庁議	黒木教育長
10月6日	9月議会最終日	黒木教育長、小西委員長
10月8日	高崎体育祭	黒木教育長
10月11日	市町村教育委員と県教育委員との意見交換会	小西委員長、中原委員
10月12日	九州都市教育長定期総会並びに研究大会	黒木教育長
10月13日	九州都市教育長定期総会並びに研究大会	黒木教育長
10月14日	奨学生を励ます会	黒木教育長
10月19日	平成29年度都城市地域福祉推進大会	黒木教育長
10月20日	環霧島教育長会議	黒木教育長
10月22日	五十市地区子ども音楽祭	黒木教育長
10月31日	宮崎県都市教育長会議（延岡市）	黒木教育長

11月2日	11月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
11月3日	西岳地区ふれあい文化祭	黒木教育長
11月3日	祝吉地区ふれあい文化祭	黒木教育長
11月3日	山之口弥五郎どん祭り	黒木教育長
11月6日	庁議	黒木教育長
11月9日	職場体験学習 実習生への講話	黒木教育長
11月11日	都城島津邸特別展シンポジウム	黒木教育長
11月12日	都城合同防災訓練	黒木教育長
11月15日	総合教育会議	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 濱田委員
11月17日	宮崎縣市町村教育委員会研究協議会	黒木教育長
11月20日	宮崎縣市町村教育委員会連合会理事会	赤松委員
11月23日	島津発祥まつり	黒木教育長
11月28日	12月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 濱田委員
11月29日	部課長会議	黒木教育長
11月29日	庁議	黒木教育長
12月1日	12月議会招集日	黒木教育長、小西委員長
12月6日	北諸県郡医師会忘年会	黒木教育長
12月7日	議会 答弁打合せ会	黒木教育長、小西委員長
12月8日	都城歯科医師会忘年会	黒木教育長
12月8日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
12月11日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
12月12日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
12月13日	議会 一般質問	黒木教育長、小西委員長
12月13日	日高巽氏叙勲祝賀会	黒木教育長
12月14日	議会 一般質問/議案審議	黒木教育長、小西委員長
12月16日	飲酒運転根絶街頭啓発キャンペーン	黒木教育長
12月19日	育英会 事業計画協議	黒木教育長
12月20日	12月議会最終日	黒木教育長、小西委員長
12月22日	教育総務課忘年会	黒木教育長
12月28日	仕事納め式	黒木教育長
1月4日	仕事始め式	黒木教育長
1月5日	1月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、

		中原委員、濱田委員
1月5日	教育委員会新年会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
1月6日	部落開放同盟新春講演会	黒木教育長
1月9日	庁議	黒木教育長
1月11日	石川理紀之助交流事業に係る潟上市訪問団歓迎 セレモニー	黒木教育長
1月17日	楠会新年会	黒木教育長
1月24日	教育委員会自主勉強会（教育長講話）	黒木教育長
1月31日	2月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
2月1日	庁議	黒木教育長
2月1日	九州都市教育長協議会第2回理事会意見交換 会	黒木教育長
2月1日	部課長会議	黒木教育長
2月12日	教育の日講演会、精励賞表彰	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
2月15日	育英会理事会	黒木教育長
2月19日	県教育委員会からの説明	黒木教育長
2月21日	木南会	黒木教育長
2月21日	県南部地域大規模災害対策連絡協議会	黒木教育長
2月22日	教育長送別会	黒木教育長
2月22日	3月定例教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
2月23日	教育長送別式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
2月23日	庁議	黒木教育長
2月26日	3月議会招集日	小西教育長職務執行者
2月26日	教育委員辞令交付式	赤松委員
2月27日	本会議/先議分採決	小西教育長職務執行者
3月1日	泉ヶ丘高校卒業式	小西教育長職務執行者
3月6日	議会 答弁打合せ会	小西教育長職務執行者
3月7日	議会 一般質問	小西教育長職務執行者
3月8日	議会 一般質問	小西教育長職務執行者
3月9日	議会 一般質問	小西教育長職務執行者
3月13日	議会 一般質問/議案審議	小西教育長職務執行者

3月16日	教育委員会退職者送別会	小西教育長職務執行者、赤松委員、 中原委員、濱田委員
3月22日	議会送別会	小西教育長職務執行者
3月23日	3月議会最終日	小西教育長職務執行者
3月30日	小西教育長職務執行者退職辞令交付	小西教育長職務執行者
3月30日	教育委員会送別式	小西教育長職務執行者、赤松委員

○学校教育課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
4月3日	青少年育成センター所長辞令交付式	黒木教育長
4月3日	市新規採用教職員辞令交付式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
4月3日	第1回市教職員初任者研修	黒木教育長
4月10日	市立中学校入学式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
4月11日	市立小学校入学式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
4月12日	第1回市校長会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、濱田委員
4月18日	市学校運営協議会制度説明会	黒木教育長
4月26日	市教頭会	黒木教育長
4月27日	管内校長会	黒木教育長
4月28日	第1学期学校訪問校長会	黒木教育長
4月28日	市教育研究所開所式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
5月9日	市小中一貫教育ブロック代表校長・担当者会	黒木教育長
5月14日	高崎麓小運動会	黒木教育長
5月16日	人権教育懇話会	黒木教育長
5月22日	教育長学校訪問	黒木教育長
5月23日	第1回 市就学指導委員会	黒木教育長
5月23日	都城地区生徒指導連絡協議会総会	黒木教育長
5月25日	教育長学校訪問	黒木教育長
5月26日	市コンプライアンス研修会(校長)	黒木教育長
5月28日	上長飯小運動会	黒木教育長
5月29日	教育長学校訪問	黒木教育長
5月31日	教育長学校訪問	黒木教育長
6月3日	お口の健康フェスティバル	黒木教育長
6月7日	教育課程研究会(教科用図書採択協議会)	黒木教育長、小西委員長

6月8日	教育課程研究会（専門委員会）	黒木教育長、小西委員長
6月23日	市コンプライアンスリーダー研修会	黒木教育長
6月27日	市学校運営協議会委員研修会	黒木教育長
7月3日	西岳小学校 支援訪問A	黒木教育長
7月4日	第2回市校長会	黒木教育長
7月10日	教育長学校訪問	黒木教育長
7月11日	教育課程研究会（教科用図書採択協議会）	黒木教育長、小西委員長
7月12日	都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会	黒木教育長
7月13日	教育長学校訪問	黒木教育長
7月18日	臨時教育委員会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、瀧田委員
7月19日	教育長学校訪問	黒木教育長
7月20日	教育長学校訪問	黒木教育長
7月23日	第68回宮崎県中学校総合体育大会開会式	黒木教育長
7月24日	小・中学校経営ビジョン説明会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、
7月25日	小・中学校経営ビジョン説明会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、瀧田委員
7月27日	小・中学校経営ビジョン説明会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 中原委員、瀧田委員
7月28日	中学生海外派遣事業出発挨拶	黒木教育長
7月28日	第2学期学校訪問校長会	黒木教育長
8月4日	第56回学校保健大会	黒木教育長
8月18日	都北地区同和教育研究大会	黒木教育長
8月21日	市授業力向上セミナー	黒木教育長
8月22日	第38回宮崎県国公立幼稚園・こども園研究協議会	黒木教育長
8月22日	全国中学校総合体育大会バレーボール競技開 会式	黒木教育長
8月24日	中学生海外派遣事業帰国報告会	黒木教育長
8月29日	第3回市校長会	黒木教育長
9月9日	西岳小運動会（西岳中含む）	黒木教育長
9月10日	退職校長学校運動会訪問	黒木教育長
9月12日	五十市中弓道部教育長表敬訪問	黒木教育長
9月17日	平成29年度第53回「都北地区学校創意工夫工 作展」表彰式	黒木教育長
9月24日	小学校運動会訪問	黒木教育長
9月30日	小学校運動会訪問	黒木教育長
10月1日	小学校運動会訪問	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、

		中原委員、濱田委員
10月3日	県数学教育会算数・数学教育都城・三股大会 会長訪問	黒木教育長
10月5日	人事異動説明会	黒木教育長
10月11日	ゆうりん開所式	黒木教育長
10月11日	都城市立小・中学校コンプライアンスリーダー 研修会	黒木教育長
10月19日	都城市学力向上担当者会 教育長講話	黒木教育長
10月23日	教育長学校訪問	黒木教育長
10月27日	教育長学校訪問	黒木教育長
10月30日	教育長学校訪問	黒木教育長
11月1日	教育長学校訪問	黒木教育長
11月11日	ふれあい学園祭	黒木教育長
11月13日	教育長人事ヒアリング	黒木教育長
11月14日	教育長人事ヒアリング	黒木教育長
11月15日	教育長人事ヒアリング	黒木教育長
11月17日	第38回宮崎県中学校国語教育研究大会都北大 会	黒木教育長
11月20日	教育長人事ヒアリング	黒木教育長
11月20日	都城地区小・中・高生意見発表大会	黒木教育長
11月21日	教育長人事ヒアリング	黒木教育長
11月22日	第4回市校長会	黒木教育長
11月24日	有水中学校研究公開	黒木教育長、赤松委員、濱田委員、 中原委員
11月26日	高城小学校創立150周年記念式典	黒木教育長
11月28日	特別支援教育合同運動会	黒木教育長
12月2日	現旧所員会	黒木教育長
12月2日	都城きりしま支援学校創立40周年記念式典	黒木教育長
12月21日	就学指導委員会 答申	黒木教育長
12月21日	平成29年度学校保健及び学校安全表彰に係る 表彰状の授与	黒木教育長
1月10日	学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価 に伴うフィードバック	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
1月11日	学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価 に伴うフィードバック	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
1月12日	教育委員会精励賞選考会	黒木教育長、小西委員長
1月15日	学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価 に伴うフィードバック	黒木教育長、小西委員長、赤松委員

1月16日	都城地区生徒指導連絡協議会 教育講演会	黒木教育長
1月17日	学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価に伴うフィードバック	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
1月18日	学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価に伴うフィードバック	黒木教育長、小西委員長、赤松委員
1月30日	南部教育事務所長との打合せ	黒木教育長
2月2日	いじめ防止基本方針の改定に係る都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会	黒木教育長
2月7日	北方領土返還要求運動県内キャラバン	黒木教育長
2月9日	第3回 就学指導委員会	黒木教育長
2月9日	教育事務所等との打ち合わせ	黒木教育長
2月9日	市内小学生ニッセイ劇場訪問	黒木教育長
2月14日	南部教育事務所所長との打合せ	黒木教育長
2月19日	第5回市校長会	黒木教育長、小西委員長
2月20日	市教育論文表彰式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、中原委員、瀨田委員
2月22日	市教育研究所閉所式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、中原委員、瀨田委員
3月14日	臨時校長会	小西教育長職務執行者
3月15日	臨時校長会	小西教育長職務執行者
3月16日	中学校卒業式	小西教育長職務執行者、赤松委員、中原委員、瀨田委員
3月23日	小学校卒業式	小西教育長職務執行者、赤松委員、中原委員、瀨田委員
3月27日	都北支会校長会等送別会	小西教育長職務執行者、赤松委員、中原委員、瀨田委員
3月28日	退職校長等辞令交付式	小西教育長職務執行者、赤松委員、中原委員、瀨田委員

○スポーツ振興課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
4月1日	高田宮賜杯第37回全日本学童軟式野球大会都城地区予選開会式	黒木教育長
4月3日	高崎地区スポーツ推進委員委嘱状交付式	黒木教育長
4月9日	第11回都城盆地剣道練成大会	黒木教育長
4月12日	都城市スポーツ推進委員協議会総会	黒木教育長
4月15日	第3回宮日旗中学硬式野球西日本大会レセプ	黒木教育長

	シヨン	
4月15日	第3回宮日旗中学硬式野球西日本大会開会式	黒木教育長
4月17日	H29 都城市スポーツ少年団総会	黒木教育長
4月28日	H29 都城市スポーツ少年団結団式	黒木教育長
5月15日	市ソフトテニス連盟・市テニス協会要望書提出	黒木教育長
5月16日	都城市体育協会代表者委員会懇談会	黒木教育長、濱田委員
5月17日	県高校総体・国体準備室来庁	黒木教育長
5月22日	県民総合スポーツ祭決意式・監督会議	黒木教育長、小西委員、赤松委員、 中原委員、濱田委員
6月3日	県民総合スポーツ祭総合開会式	黒木教育長、濱田委員
8月2日	平成29年度都城市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業台湾団歓迎会	黒木教育長
8月4日	台湾新竹縣長 邱 鏡淳氏歓迎会	黒木教育長
8月5日	第45回南九州中学生野球選手権大会	黒木教育長
9月3日	都城市少年剣友クラブ連合会 第41回合同錬成大会	黒木教育長
9月13日	志々目愛選手表敬訪問	黒木教育長
9月28日	都城日台友好親善協会設立総会及び懇親会	黒木教育長
10月31日	南九州駅伝競走大会全体会議	黒木教育長
11月19日	第63回西日本弓道大会	黒木教育長
11月29日	平成29年度都城市スポーツ賞表彰式及び都城市体育協会懇談会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 濱田委員
12月3日	第12回都城市少年剣道錬成大会	黒木教育長
12月6日	第8回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会・都城市選手団決団式	黒木教育長、小西委員長
12月9日	鈴木伸晴理事長「文部科学大臣生涯スポーツ功労賞」受賞祝賀会	黒木教育長
12月9日	バレーボール元キューバ代表マウリセ氏バレーボールクリニック	黒木教育長
12月13日	日高巽氏叙勲祝賀会	黒木教育長
12月17日	都城市地区体育協会連絡協議会納会	黒木教育長
1月7日	第8回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会開会式	黒木教育長
1月8日	第8回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会	黒木教育長
1月14日	第67回都城市成人記念ロードレース大会	黒木教育長、小西委員長、濱田委員
2月3日	第72回南九州駅伝競走大会開会式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、 濱田委員
2月4日	第72回南九州駅伝競走大会閉会式	黒木教育長、赤松委員、濱田委員

○生涯学習課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
4月22日	平成28年度「キラリ☆生涯学習フェスティバル」について(案内)	黒木教育長
4月22日	平成29年度第44回都城市壮年団体連絡協議会総会	黒木教育長
5月11日	家庭教育学級第1回学級長会及び学級主事会	黒木教育長
5月13日	平成29年度都城市PTA連絡協議会総会	黒木教育長、小西委員長、濱田委員
5月18日	都城市自治公民館連絡協議会総会	黒木教育長、小西委員長
6月3日	社教連総会	黒木教育長、小西委員長
7月4日	平成29年度第53回都城市市民大学講座 開講式	黒木教育長
7月6日	都城市社会教育委員会議・公民館運営審議会	黒木教育長
7月14日	都城市青少年健全育成市民会議 総会	黒木教育長、小西委員長、中原委員、濱田委員
7月26日	人権啓発推進協議会 全体会	黒木教育長、小西委員長、中原委員、濱田委員
8月27日	五十市・横市地区PTA研究大会	黒木教育長
8月27日	第44回市壮年ソフトボール大会	黒木教育長
9月26日	平成29年度第53回都城市市民大学閉講式	黒木教育長
10月27日	市長・教育長を囲む座談会	黒木教育長
11月10日	平成29年度青少年育成・家庭教育講演会	黒木教育長、小西委員長
11月21日	市PTA連協「教育懇談会」	教育長
12月9日	都城市人権啓発推進大会	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、濱田委員
1月4日	市内成人式	黒木教育長、小西委員長、赤松委員、濱田委員、中原委員
1月18日	社会教育功績者表彰選考会	黒木教育長
1月27日	市PTA研究大会	黒木教育長
2月3日	市壮年連協「市長と教育長と語る会」	黒木教育長
2月7日	自公連坂元連協長挨拶	黒木教育長
2月8日	社会教育委員会議(平成29年度第2回)	黒木教育長
2月21日	高齢者学級振興大会	黒木教育長、小西委員長
2月23日	都城市自治公民館振興大会	黒木教育長、小西委員長

3月10日	都城市社会教育振興大会	小西教育長職務執行者、赤松委員、 中原委員、濱田委員
3月24日	キラリ☆生涯学習フェスティバル	小西教育長職務執行者

○文化財課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
4月29日	いざ！春の陣～武将になって城跡探検～	黒木教育長
6月25日	国指定史跡大島島田遺跡公園開園式	黒木教育長、小西委員長、中原委員、 濱田委員
12月8日	青花磁器瓶の重要文化財指定に伴う文化庁調 査官視察	黒木教育長
1月21日	平成29年度歴史シンポジウム「大島島田遺跡 から島津荘へ」	小西委員長

○学校給食課

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
6月2日	都城市学校給食センター運営審議会	黒木教育長
7月14日	都城市学校給食会総会	黒木教育長

○美術館

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
9月23日	第64回都城市美術展表彰式	黒木教育長
10月20日	特別展「メッセージ2017 南九州の現代作家た ち」開会式及び内覧会	小西委員長
2月5日	平成29年度都城市立美術館作品収集委員会	黒木教育長
2月23日	益田玉城金屏風絵寄贈式（柳田喜美子様寄贈）	黒木教育長

○都城島津邸

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
9月6日	都城島津邸庭園整備協議会	黒木教育長
10月13日	都城島津伝承館特別展「大政奉還150周年、西 南戦争140周年記念 幕末維新の動乱と都城～ 西郷隆盛と都城島津家～」開会式典	小西委員長、赤松委員、濱田委員、 中原委員

11月11日	平成29年度都城島津伝承館特別展記念シンポジウム「西郷隆盛の時代と都城島津家―西郷どんと都城」	黒木教育長、小西委員長
1月12日	西郷書寄贈式（柳田喜美子様寄贈）	黒木教育長
1月27日	都城島津邸庭園整備協議会	黒木教育長

○図書館

期日	参加行事・研修等名	出席教育委員名 (教育長を含む)
5月22日	国際ソロプチミスト寄贈ご挨拶	黒木教育長
8月26日	平成29年度図書館まつり「閉館カウントダウンパネル除幕式	黒木教育長、小西委員長
2月17日	第22回都城市小学生読書感想文コンクール表彰式	黒木教育長、小西委員長

1- (4) その他、教育委員の活動に対する自己点検及び評価

- 昨年度は、定例会及び臨時会、6月の会合を除いて、すべて出席することができました。また、予め配布された資料に目を通す時間もあり、自分なりに事前理解を計りながら臨むことができます。また、質問事項の整理等にも役立ちます。
- 学校訪問については、2及び3日前には訪問関係資料を送付くださいますので、前もって目を通し、各学校の教育的課題解決へ向けて質問するなど教育委員として、各訪問小中学校の校長先生はじめ諸先生方の応援に努めています。
また、学校訪問を通して強く感じるのですが、諸先生方が都城市内の子供たちの健やかな成長と学力向上に精一杯ご努力戴いている姿を目の当たりにすることができます。心から感謝申し上げます。
- 週末に行われる行事等へも可能な限り出席するよう心掛け、関係者の方々のご努力に対して感謝の意を表しております。
- 会議や行事にはできるだけ参加し、教育行政と学校教育の理解に努めて参りました。年に数回の小・中学校訪問は学校の現状や教職員の方々のご努力を体感できるものでした。まだよく理解できていないことも多く、今後も積極的に会議・行事には参加し、定例委員会等での提言の質を高めたいと思います。
- 文化・芸術・スポーツや生涯学習等に関する行事に参加して、多くの市民の方々がこれらの活動に熱心に関わっており、その方々の“連携”と“思い”が都城市の暮らしやすさにつながっているのだらうと思うようになりました。自分も教育委員として、これらの活動を支援できるように自己研鑽に励もうと思います。
- 主な活動の一つに学校支援訪問があります。事前に資料を頂き感謝しております。その際、各学校それぞれに教育委員としての視点で見てもらいたいポイントなど（例えば、教員の不足、児童の問題や設備の課題など）を箇条書き程度でも構わないので頂けると今後の議論に役立てることができるかもしれないと感じております。
- レイマンである委員として社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映できているのかという自問自答は尽きないところではありますが、都城市の教育の発展に寄与すべく今後も精進し任務を遂行して参ります。
- 学校支援訪問はじめ、運動会、体育祭、卒入学式への参加は多くの気づきをもらいます。市内全体の状況を知る上で、それぞれの委員の感想などをまとめ、情報を共有する機会があればと思います。

○行事、イベント等への参加にあたっては、その趣旨をよく理解し、関係者への敬意を払いたいものです。

2 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

※ 「目的」及び「計画内容」欄の【事業の効果】、【成果指標】を踏まえた上で、実績、評価及び課題等の整理を行い、その達成度を5段階で評価しています。

- ※ 評価 5 … 達成度100%
- 4 … 達成度概ね80%
- 3 … 達成度概ね60%
- 2 … 達成度概ね40%
- 1 … 達成度20%未満

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

〔施策3〕 地域とともにある学校づくりの推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
1	学校教育課	学校運営協議会 制度推進事業	市内各校に「学校運営協議会」を設置し、委員による積極的な支援体制を確立することにより、学校・家庭・地域社会が一体となり、学校づくりに取り組み、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりに資するとともに「まちづくり」の一助とする。	学校運営協議会委員を選任し、活動に対する謝礼金を支出する。また、委員の資質向上のための研修会を開催する。 【事業期間】 平成25年度～終期末定 【当初予算】 2,842千円 【事業の効果】 本市が抱える様々な課題（学力向上や生徒指導、コンプライアンス、防災教育の推進等）を地域と深く関わりながら、学校と地域が協働して解決できることが期待できる。 【成果指標】 学校運営協議会の地域との連携強化のため、中学校区単位における合同の会を最低年1回開催する。 ・基準値 H28 中学校区単位の合同会を最低年1回開催 ・目標値 H29 中学校区単位の合同会を最低年1回開催	【予算額】 2,842千円 【決算額】 2,276千円 【事業の効果】 都城市内の全小・中学校には、学校運営協議会が設置され、各学校の教育ビジョンの実現に向けて、地域と学校とが協働して取り組むことができるようになっている。 また、学校の課題解決や学力向上等を目的に、学校運営協議会と連携した実働組織についても拡大・充実が図られるようになってきている。 【成果指標】 学校運営協議会の地域との連携強化のため、中学校区単位における合同の会を最低年1回開催する。 ・基準値 H28 中学校区単位の合同会を最低年1回開催 ・目標値 H29 中学校区単位の合同会を最低年1回開催 15中学校区 (78.9%) 15中学校区 (78.9%) 【事業期間】 平成25年度～終期末定	4

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

[施策1] 確かな学力を育む教育の推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
2	学校教育課	学力調査事業	市内の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。	<p>学力調査を行い、各学校の実態を把握・分析することとで、学力向上に係る指導の充実や改善を図るとともに、継続的な検証改善サイクルを確立する。</p> <p>○小学4年生から6年生：C R T テスト（2教科）</p> <p>【事業期間】 終期未定</p> <p>【当初予算】 3,092千円</p> <p>【事業の効果】 各学校、各学年の学力の実態について細かく、かつ継続的に把握し、課題に対する具体的な対策、授業の改善等を図れることが期待できる。</p> <p>【成果指標】 みやざき小中学校学習状況調査において平均回答率が県平均を上回る教科数（小：4教科、中：5教科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値 H27 小：1教科、中：0教科 ・達成値 H29 小：0教科、中：2教科 ・目標値 H30 小：1教科、中：1教科 <p>【事業期間】 終期未定</p>	<p>【予算額】 3,092千円</p> <p>【決算額】 2,912千円</p> <p>【事業の効果】 各学校が、各学年の学力の実態について細かく、かつ継続的に把握し、課題に対する具体的な対策、授業の改善等を図れることが期待できる。</p> <p>【成果指標】 みやざき小中学校学習状況調査において平均回答率が県平均を上回る教科数（小：4教科、中：5教科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値 H27 小：1教科、中：0教科 ・達成値 H29 小：0教科、中：2教科 ・目標値 H30 小：1教科、中：1教科 <p>【事業期間】 終期未定</p>	3
3	学校教育課	小学校学力向上対策事業	小学校の学力向上対策として、一部の算数科授業に非常勤講師を配置し、きめ細やかな指導を行う。	<p>1 学級31名以上の学級のある学年に、習熟度別少人数指導のための非常勤講師を適正に配置する。</p> <p>○対象学年 小学校第3学年・第4学年</p> <p>○対象学科 算数科</p> <p>【事業期間】 新規事業～終期未定</p> <p>【当初予算】 39,387千円</p> <p>【事業の効果】 学習のつまづきの早期発見・早期対応により、「算数が分る！」という学びの実感と、「算数ができる！」という自己肯定感を感じられる学びの場を提供することができると期待できる。</p> <p>【成果指標】 全国学力学習状況調査とみやざき小中学校学習状況調査等の諸検査による検証。対象学年の5年次・6年次に実施する全国学力学習状況調査の結果で成績が上がる。</p>	<p>【予算額】 39,387千円</p> <p>【決算額】 35,381千円</p> <p>【事業の効果】 各学校が設定した成果目標に到達した学年は、23学年中13学年であった。すべての学年において、算数科学習への意欲の向上及び高い水準の維持が認められた。</p> <p>【成果指標】 対象学年の児童及び関係職員への意識調査の実施と結果分析事業成果としては、7割以上の児童や関係職員が事業の成果を認める。</p> <p>【事業期間】 平成29年度～終期未定</p>	4

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
4	学校教育課	小中一貫学力量向上研究指定事業	<p>中学校3年生で生徒が巣立つ時の姿を小・中学校の全ての先生たちが共有し、小中一貫となつて9年間を通じた授業改善及び学力量向上研究を推進する。</p>	<p>3か年計画で全中学校区を年次的に研究地区に指定する。研究指定中学校区に学力量向上推進役のコアリーダーチャーターを選任し、先進地（東京都三鷹市）視察を行い、各中学校区の授業改善及び学力量向上に取り組む。</p> <p>【事業期間】 新規事業～終期末定 【当初予算】 1,613千円 【事業の効果】 小中一貫となり、指導内容の定着に有効な教材作成を積極的に行うことにより、各中学校区の学力量向上が期待できる。 【成果指標】 目標値 H29 5つの中学校区を指定する</p>	<p>【予算額】 1,613千円 【決算額】 1,590千円 【事業の効果】 都城学校教育ビジョンの「すぐれた知性」に特化した小中一貫となり、指導内容の定着に有効な教材作成を積極的に行うことにより、各中学校区の学力量向上が期待できる。 【成果指標】 達成値 H29 5つの中学校区を指定 100% 目標値 H30 6つの中学校区を指定 【事業期間】 新規事業～終期末定</p>	5
5	学校教育課	中学校教員業務支援事業	<p>中学校教員の教材研究の充実や生徒とじっくり向き合う時間や学力量向上の充実を図ることを目的とする。</p>	<p>中学校教員の業務を支援する支援員を配置する。 ○配置校 1学年4学級（1校12学級）以上ある中学校5校に1名ずつ配置 ○勤務日時 週2回、午前中4時間勤務 ○業務内容 学年・学級通信や宿題の印刷・仕分け 宿題の丸付け、授業で使用する道具やICT機器類の準備・片付け 等</p> <p>【事業期間】 新規事業～終期末定 【当初予算】 1,260千円 【事業の効果】 中学校教員の教材研究の充実や生徒とじっくり向き合う時間を確保することにより、学力量向上や生徒指導の充実が図れることが期待できる。 【成果指標】 目標値 H29 中学校5校に1名ずつ配置</p>	<p>【予算額】 1,260千円 【決算額】 1,056千円 【事業の効果】 プリント印刷や授業準備の補助等において、各学校で有効に活用されており、配置校からは「教員が生徒と向き合う時間が生み出されている」との声を多くいただいている。また、所期の目的である生徒の学力量向上も成果が現しつつある。 【成果指標】 達成値 H29 中学校5校に1名ずつ配置 100% 【事業期間】 新規事業～終期末定</p>	5

[施策2] 豊かな心を育む教育の推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
6	学校教育課	いじめ防止対策推進事業	いじめを原因とした不登校等や重大事態への発展を防止するとともに、万が一重大事態に発展した場合、その実態を調査し同様の事態が発生しないようにすることを目的とする。	<p>いじめ防止及び対策のための専門的知見からの有効な対策の検討、当事者に対する支援、重大事態発生時の調査を行う。</p> <p>【事業期間】 平成29年度～終期末定 【当初予算】 1,247千円 【事業の効果】 ○専門的知識を有する者のアプローチにより各学校において発生しているいじめとそれに起因する重大事態を防止できる。 ○いじめ防止のための対策を学校と連携して実施することによりいじめ件数が減少する。 【成果指標】 目標値 いじめによる重大事態発生数 0件</p>	<p>【予算額】 1,247千円 【決算額】 97千円 【事業の効果】 専門的知識を有する者のアプローチにより各学校において発生しているいじめとそれに起因する重大事態を防止できた。また、学校と連携していじめ防止のための対策を実施することによりいじめ件数が減少した。 【成果指標】 いじめによる重大事態発生数 0件 【事業期間】 平成29年度～終期末定</p>	5
7	学校教育課	児童生徒健全育成事業	不登校の児童生徒を学校へ復帰できよう支授したり、問題行動や非行を未然に防ぎ、健全に育っていくことを目的とする。	<p>不登校の児童生徒が学校復帰できるよう教育相談員が支援する。 また、青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、児童生徒が健全に育成できるよう関係団体への支援を行う。</p> <p>【事業期間】 平成28年度～終期末定 【当初予算】 8,379千円 【事業の効果】 児童生徒が楽しい学校生活を送りながら、健全に育っていくことができる。 【成果指標】 教育相談員とのスムーズな連携</p>	<p>【予算額】 9,510千円 【決算額】 9,434千円 【事業の効果】 不登校の児童生徒の情報共有し、適応指導教室の活用を図りながら、学校復帰に向けての支援を行うことができた。 【成果指標】 アウトラリーチ実施実績 H28 133回 H29 100回 ※アウトラリーチとは、相談員による学校訪問 【事業期間】 平成28年度～終期末定</p>	5

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
8	学校給食課	学校給食センター施設整備事業	各施設・設備の不具合等により給食の安定供給に支障を来たすおそれがあるため、設備の修繕や備品の購入を行い施設環境を整える。	各学校給食センター設備修繕等の内容 自動ドア修繕7台 (1,271千円・都城) 食器かご修繕 (357千円・都城) 洗浄室床修繕 (2,506千円・都城) コンテナ車輪取替40台 (2,061千円・都城) 屋根張替 (3,424千円・高城) 食器 (3,000千円・都城) 食缶 (1,836千円・都城) 空調点検・整備業務委託 (2,992千円・都城) 真空冷却機 (6,034千円・高城) 超音波洗浄機 (1,188千円・山田) 【事業期間】 平成22年度～終期末定 【当初予算】 27,158千円 【事業の効果】 年次的に各学校給食センター設備の修繕や備品の購入を行うことにより、安心・安全な学校給食の安定供給を図る。 【成果指標】 食中毒やノロウイルスによる事故0	【予算額】 26,087千円 【決算額】 25,713千円 【事業の効果】 安心・安全な学校給食を安定的に供給するために、衛生管理の徹底に努めるとともに、年次的に各学校給食センターの施設設備や調理器具等の計画的な修繕や備品の購入を行なってきた。 【成果指標】 食中毒やノロウイルスによる事故0 【事業期間】 平成22年度～終期末定	5

[施策5] 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
9	学校教育課	特別支援教育推進事業	障がいのある児童生徒が、学校生活及び学習活動で支障を来たさないよう、円滑な学校経営を行うことを目的とする。	障がいのある児童生徒に対して、小・中学校での生活介助及び学習支援を行う。 【当初予算】 57,618千円 【事業の効果】 障がいのある児童生徒が、学校生活及び学習活動で支障を来たさないよう、円滑な学校経営を行うことができる。	【予算額】 55,476千円 【決算額】 53,883千円 【事業の効果】 生活介助又は学習支援を行う特別支援教育支援員を配置することにより、障がいのある児童生徒が、学校生活及び学習活動で支障を来たさないよう、円滑な学級及び学校経営につながった。 【成果指標】 平成28年度未配置人数 33人 平成29年度未配置人数 36人 【事業期間】 平成20年度～終期末定	4

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進

〔施策2〕 グローバルな視野を持ち、世界で活躍するための教育の推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
10	学校教育課	A L T による語学指導事業	A L T (外国語指導助手) の語学指導を通じて、語学力向上及び豊かな国際感覚を身に付ける機会を提供する。	平成24年度から地域在住外国人を A L T (外国語指導助手) として雇用し、計画的に A L T を増員している。 市内全小学校第5、6学年の外国語活動、全中学校全学年の英語科の授業等に A L T を派遣し、児童生徒の語学力向上や豊かな国際感覚の育成の機会を一層充実させていく。 【事業期間】 平成24年度～終期末定 【当初予算】 49,378千円 【成果指標】 A L T 校長評価による子どもたちの英語関心度 (4段階評価) ①学んだことを授業中に活用 ②英語が使えるようになりたい (H28)3.6 (H29)3.7 ・基準値 (H28)3.2 ・目標値 (H29)3.4	【予算額】 46,395千円 【決算額】 45,777千円 【事業の効果】 平成29年度においては、都城市内の小・中学校に15名の A L T を配置し、児童生徒の語学力の向上のみならず、異なる文化や習慣について学習する機会を提供することにより、児童生徒の国際感覚の醸成を図ることができた。 【成果指標】 A L T 校長評価による子どもたちの英語関心度 (4段階評価) ①学んだことを授業中に活用 ②英語が使えるようになりたい (H28)3.6 (H29)3.7 ・基準値 (H28)3.2 ・達成値 (H29)3.4 【事業期間】 平成24年度～終期末定	4
11	学校教育課	海外交流事業	英語圏の国の中学生との相互交流や Eメールによる交流の機会を提供することにより、生徒の真のグローバル化に向けた人材育成を目的とする。	オーストラリアの州立学校との交流を実施する。平成29年度は、8月に都城市より中学生を派遣している。 【事業期間】 平成29年度～終期末定 【当初予算】 7,649千円 【事業の効果】 異文化体験により、国際感覚の醸成や、日本文化の良さの再認識に貢献できる。 【成果指標】 ・基準値 ・目標値 事業の円滑な開始 (新規)	【予算額】 7,249千円 【決算額】 7,084千円 【事業の効果】 都城市の中学生をオーストラリアに派遣 (8/3～8/9) したことにより、国際感覚が身に付き、その後の英語学習意欲の向上につながった。また、英語暗唱弁論大会等に参加した生徒の中には最優秀賞に入賞する生徒もいた。 【成果指標】 問題なく派遣事業を遂行し、スムーズな運営が行えた。生徒は大変前向きに取り組んでいた。平成28年度の中学生派遣人数は10名であったが、平成29年度は20名派遣した。 【事業期間】 平成28年度～終期末定	5

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

[施策2] 学校安全の充実

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
12	教育総務課	小学校遊具修繕事業	小学校遊具による児童の事故を未然に防止し、安全・安心な施設を提供することを目的とする。	<p>定期点検の結果、早急な修繕が必要である部材が約350か所あることとの報告を受けているものの、未だに300か所が未着手である。その他の部材も劣化腐食は進んでいる状況にある。早急に修繕を行い児童の安全を確保するため、修繕を要する部材及び児童数が多い学校を優先する。</p> <p>【事業期間】 平成29年度～終期末定 【当初予算】 3,000千円 【事業の効果】 遊具の健全化を目指すことで、児童の安全を確保する。</p> <p>【成果指標】 平成29年度 3校完了 平成30年度 9校完了 平成31年度 22校完了 平成32年度以降 その他部材の修繕着手</p>	<p>【予算額】 3,000千円 【決算額】 2,986千円 【事業の効果】 児童の遊具での事故を防止するため、明道小外3校の危険部材の修繕を完了した。 【成果指標】 明道小、大玉小、東小、南小 平成29年11月29日完了 【事業期間】 平成29年度から平成31年度</p>	5
13	教育総務課	公立学校施設整備事業	校舎・体育館の老朽化に伴い改築、大規模改造を実施することにより、機能の向上及び安全性の確保を図る。また、このことにより、安心・安全な教育環境の向上を図る。	<p>平成29年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝吉小学校（校舎新増改築 2F 1棟、3F 1棟）実施設計（平成30年度・31年度工事予定） ・祝吉小学校（校舎大規模改造 2F 1棟）実施設計（平成30年度工事予定） ・五十市小学校（校舎新増改築 2F 1棟）耐力度測定（平成30年度実施設計予定） <p>【当初予算】 69,996千円 【事業の効果】 安全・安心な教育環境の実現を図るとともに、快適な教育環境を実現する。 【成果指標】 祝吉小 平成30年3月中旬完了 五十市小 平成29年10月末完了</p>	<p>【予算額】 70,096千円 【決算額】 51,524千円 【事業の効果】 安全・安心な教育環境を整備するため、祝吉小学校の実施設計を実施した。また、五十市小学校においては、耐力度調査委託を行い、耐力度点数4,500点以下となり、補助要件を満足した。 ・五十市小学校校舎13-1棟：4,230点 ・五十市小学校校舎13-2棟：4,399点 ・五十市小学校校舎13-3棟：4,498点 【成果指標】 祝吉小 平成30年 3月 9日完了 五十市小 平成29年10月20日完了 【事業期間】 祝吉小 平成28年度～平成31年度 五十市小 平成29年度～平成32年度</p>	5

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
14	教育総務課	校舎防水事業	<p>老朽化した小中学校の校舎・体育館の屋根を改修し、雨漏り等を防いで快適な教育環境を実現することを目的とする。</p>	<p>耐震上問題はないが、現存する建物のうち古いものは昭和40年代に建築しているため経年変化による防水機能が低下し、校舎本体の劣化の原因となっている棟がある。これらについて年次的に防水工事を行う。</p> <p>平成29年度事業 ・校舎屋根改修工事（中郷中） ・屋体屋根改修工事（中郷中）</p> <p>【当初予算】 中学校：24,961千円 【事業の効果】 屋根防水機能を回復し校舎本体の延命が見込め、改築時期を延伸できるとともに、学校の教材及び学校用品等の保護と児童・生徒の教育環境の保全になる。</p> <p>【成果指標】 中郷中学校舎 平成29年11月未完了 中郷中屋体 平成29年11月未完了</p>	<p>【予算額】 中学校 24,961千円 【決算額】 中学校 24,202千円 【事業の効果】 屋体、校舎の屋根の防水機能が回復した。</p> <p>【成果指標】 ・中郷中学校舎 平成29年10月27日完了 ・中郷中屋体 平成29年11月6日完了 【事業期間】 平成29年度</p>	5
15	教育総務課	公立学校施設整備（扇風機設置備）事業	<p>学校における夏場の暑さ対策の一環として、小中学校の少人数教室及び中学校の特別教室に天井型扇風機を設置し、教室内の教育環境を向上させることを目的とする。</p>	<p>平成21年度より設計と扇風機の設置を行なってきて、全教室への設置が平成24年度で終了した。しかし、小中学校は教科によつては、1クラスを2つに分けて行なう授業があり、自室以外の教室（少人数教室）で授業を受ける場合に、扇風機を有することから、少人数教室による不公平が生じることから、少人数教室に計画的に設置していく。また、中学校においては特別教室による授業が多く夏場の健康的な面を配慮して、特別教室に計画的に設置していく。</p> <p>平成29年度事業 ・扇風機設置設計・工事（小学校、少人数教室） （中学校、特別教室）</p> <p>【当初予算】 小学校 6,800千円 中学校 6,500千円 【事業の効果】 夏場の暑い時期での授業において、児童の熱中症対策に欠かすことができない。</p> <p>【成果指標】 ・小学校25教室 完了 ・中学校20教室 完了</p>	<p>【予算額】 小学校 6,800千円 中学校 6,500千円 【決算額】 小学校 6,102千円 中学校 5,341千円 【事業の効果】 児童の熱中症対策として、小学校の少人数教室及び中学校の特別教室に扇風機を設置し、教室環境を整備した。</p> <p>【成果指標】 ・小学校32教室に設置した。 ・中学校20教室に設置した。 【事業期間】 平成29年度</p>	5

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
16	学校教育課	AED設置事業	<p>学校管理下における児童・生徒等の心臓停止状態等の事故発生時に、迅速な救命措置を行うことを目的としてAEDを設置する。</p>	<p>平成25年からの5年間の長期継続契約が満了を迎えるため、新たにリース契約を締結するもの。</p> <p>【事業期間】 リース期間 平成30年1月1日～平成34年12月31日</p> <p>【当初予算】 小学校 350千円 中学校 185千円</p> <p>【事業の効果】 学校管理下において、児童及び学校職員、学校関係者等に心臓停止状態等の事故が発生した場合に、迅速な救命処置を行うことができる。</p> <p>【成果指標】 目標値 生死にかかわる重大事故を発生させない。</p>	<p>【予算額】 小学校 349千円 中学校 184千円</p> <p>【決算額】 小学校 279千円 中学校 147千円</p> <p>【事業の効果】 学校管理下において、児童及び学校職員、学校関係者等に心臓停止状態等の事故が発生した場合に、迅速な救命処置を行うことができる。</p> <p>【成果指標】 目標値 生死にかかわる重大事故 0件</p> <p>【事業期間】 平成30年1月1日～平成34年12月31日</p>	5



基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

【施策1】 生涯学習・社会教育の振興

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
17	生涯学習課	コミュニティセンター管理運営費	生涯学習、社会教育の振興を図る施設として、維持管理経費の効率化と住民サービスの向上に努めるため、指定管理者制度により適正な施設の管理運営を行うことを目的とする。	定員250人の集会室や36人の調理室及び大小の研修室を備える施設であり、平成18年度から指定管理者制度を導入している。 ・床面積 1,230㎡ (RC造2階建て) ・昭和57年度竣工 ・指定管理者 株式会社文化コーポレーション ・指定期間 平成27年度～31年度 (5カ年) 【事業期間】 平成18年度～終期未定 【当初予算】 9,767千円 【事業の効果】 指定管理者制度のもと、利用者により快適な環境や提供するすることで、市民の生涯学習・社会教育の意識や意欲の向上等につながる。 【成果指標】 部屋利用者 年間利用者 の満足度 基準値 H28 67,828人 目標値 H29 80.0%以上 68,000人以上	【予算額】 9,767千円 【決算額】 9,479千円 【事業の効果】 通常の貸館業務以外にも指定管理者の自主事業を開催する等、魅力ある社会教育施設として生涯学習の場を提供できた。 また、指定管理者のほか施設利用者や近隣施設の方にも参加していただき施設運営について協議する『施設運営委員会』の実施回数を年1回から2回へ増やしたことよが出来た。 【成果指標】 ①年間利用者：72,021人 ②部屋利用者の満足度：76.2% 【事業期間】 平成18年度～終期未定	4
18	生涯学習課 高崎地域振興課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するたため、学校の空き教室や地区公民館等を使用することで、地域の協力を得て、体験や学習活動、スポーツ・文化交流など、地域住民との交流活動等に取り組む。	放課後子ども総合プランに基づく文部科学省の補助事業として、市内の9カ所 (10教室) で開設する。対象は1年生から6年生までとし、参加料は無料とする。各教室では、教育委員会が委嘱したコーディネーターや教育活動推進員等 (約28名) 及び地域のボランティアが指導する。 ①姫城、祝吉、上長飯 (2教室) 年間70～90日開設、教室人数30～60人。 ②吉之元、夏尾、西岳、御池、高崎麓、縄瀬 年間140～240日開設、教室人数4～30人。 【事業期間】 平成19年度～終期未定 【当初予算】 9,648千円 (国県補助 5,460千円) 【事業の効果】 子どもたちの放課後における安全・安心な活動拠点を確保できる。 【成果指標】 放課後子ども教室開設数 基準値 H27 9教室 目標値 H28 10教室	【予算額】 8,737千円 (国県補助金 4,368千円) 【決算額】 7,509千円 (国県補助金 4,368千円) 【事業の効果】 交流活動や異学年の友達との遊びを通して、心の豊かさを育むとともに、社会の一員として必要な知識・技能及び態度を身に付け、考えを伝える力を育むという目的は達成できた。 【成果指標】 放課後子ども教室開設数 (8教室) 平成28年度をもって、御池小学校休校と高崎麓小地域の児童クラブ開設により、教室数が2減した。 教室登録児童数は、昨年度より若干増えて223名であった。 【事業期間】 平成19年度～終期未定	4

【施策2】 生きる力を育む読書活動の推進

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
19	学校教育課	学校図書サポーター配置事業	市内小学校38校に、20名の図書サポーターを配置し、児童の読書活動の推進を図る。	<p>図書館の環境整備、児童への本の紹介、児童の探している本の検索、児童への本の読み聞かせや朗読など、図書館の充実と読書活動の推進に関わる活動を学校で行う。</p> <p>【事業期間】 平成22年度～終期未定 【当初予算】 15,443千円 【事業の効果】 児童の読書意欲の向上と読書習慣の定着、学習の目的に応じて、進んで図書館を活用しようとする児童の育成に資する。 【成果指標】 週1回の小学校図書館利用児童数 ・基準値 H26 60.0%/年 ・目標値 H29 85.0%/年</p>	<p>【予算額】 15,443千円 【決算額】 15,192千円 【事業の効果】 平成29年度は、図書サポーター22名を採用し、市内の小学校全てに配置することができた。図書館サポーターは、各小学校の図書館の効果的な運営や、読み聞かせ等の読書活動推進に積極的に取り組んでおり、児童の図書館利用の実態（データ）は、毎年向上している。 【成果指標】 週1回の小学校図書館利用児童数 ・基準値 H26 60.0%/年 ・目標値 H29 85.0%/年 ・達成値 H29 83.7%/年 【事業期間】 平成22年～終期未定</p>	4
20	図書館 (生涯学習課)	図書館利用促進事業（文化振興基金活用事業）	図書館利用促進のため、「図書館まつり」を開催し、図書に親しむ環境づくりの一環として実施する。	<p>「図書館まつり」を下記の二部構成で実施する。 ・読書推進企画展 9月頃予定 ・図書ふれあい広場（市民が持ち寄った本を希望者に提供するもの）を1月に開催予定</p> <p>【当初予算】 272千円 【事業の効果】 いつものは図書館を利用していない多くの市民が参加することにより、図書館に親しみを持ち、図書に触れ合う機会が飛躍的に高まり、市の文化レベルの向上が図られる。 【成果指標】 図書ふれあい広場参加者数 ・基準値 H28 900名 ・目標値 H29 930名（3%増）</p>	<p>【予算額】 272千円 【決算額】 84千円 【事業の効果】 読書推進企画展は開催を見送った（本館移転の関係で年度途中で閉館になること、閉館記念として特別企画展を計画したことによる）が、図書ふれあい広場は昨年を上回る約1,000名の参加があり、より多くの市民に図書と触れあう機会を提供できた。 【成果指標】 参加者数 1,000名（前年度比+100名） 【事業期間】 平成11年～終期未定</p>	4

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
21	図書館 (生涯学習課)	ブックプレゼン ト事業	4か月健康相談の場において、絵本をプレゼントし、親子がより本に親しむきっかけづくりを行う。	4か月健康相談の場で行っている「初めての読み聞かせ講座事業」の中で読み聞かせ実演と併せて絵本をプレゼントし、保護者がある日からの読み聞かせを実践できるようにするもの。 【当初予算】 960千円 【事業の効果】 多くの幼児が絵本に親しむ機会をつくり、読み聞かせを通して親子の絆を深めるとともに、保護者による読み聞かせの大切さを知ってもらいきっかけづくりとなる。また、図書館の利用促進にもつながることが期待できる。 【成果指標】 ブックスタタート参加率 (4ヶ月健康相談参加率) 基準値 H25～H28平均 61.3% 目標値 H29 67.5%	【予算額】 960千円 【決算額】 952千円 【事業の効果】 4か月健康相談の場で読み聞かせを実施したことと幼児が絵本に親しむ機会を創出でき、読み聞かせの大切さを知ってもらいきっかけ作りが出来た。 【成果指標】 基準値 H25～H28平均 61.3% 目標値 H29 67.5% 達成値 H29 64.1% 【事業期間】 平成25年度から終期未定	4
22	図書館 (生涯学習課)	新図書館管理システム構築事業	利用者サービスの向上及び効率的な蔵書管理を図るために、新しい図書館に効果的なシステムの導入を行う。	新図書館において、安心安全で継続的なサービスを構築するため、図書館システム及び保守運用体制を構築する。 【事業期間】 平成29年度 【当初予算】 129,611千円 【事業の効果】 新しい図書館に効率的なシステムの導入を行うことで、利用者サービスの向上及び効率的な蔵書管理が図られる。 【成果指標】 システム導入完了	【予算額】 129,611千円 【決算額】 96,984千円 【事業の効果】 新しい図書館に効率的なシステムの導入を行うとともに、旧システムから新システムへのデータ移行を行い、平成30年4月に無事に移行オープンすることができた。 【成果指標】 システム導入完了 100% 【事業期間】 平成29年度	5

〔施策3〕 芸術文化の振興

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
23	美術館	特別展・企画展 事業	年1回の特別展として、普段見られない国内外の優れた美術品を地元で鑑賞する機会を提供すること、企画性の高い内容で広く市民の芸術体験を深めると共に、都城市立美術館の美術活動を市内外に紹介し、地域のアイデンティティを高める。	現代の美術表現を目にする機会が少ない南九州で、地元ゆかりの美術作家による最先端の表現を紹介する。10年にわたる調査を基に、10名の作家を選定し新作を含む作品50点を展示する。 ・名称 メッセージ2017「南九州の現代作家たち」 ・会期 平成29年10月21日(土)～12月3日(日) 【当初予算】 19,500千円 【事業の効果】 新しいタイプの美術活動を地域住民に紹介し、鑑賞やワークショップ参加等により、美術を身近で親しみのあるものとして生活の中に浸透させていく効果が期待できる。また、美術館外のアートスポットに作品を展示したり、アーティストの滞在により、地域のコミュニティアーティストとも連携することで街の賑やかさにも貢献する。 【成果指標】 鑑賞者アンケートの満足度 A評価70%以上	【予算額】 19,500千円 【決算額】 19,500千円 【事業の効果】 新しいタイプの美術活動を紹介することができた。各作家の斬新な展示をはじめ、関連事業としてのワークショップ等により、難解と言われがちな現代美術を身近で親しみのあるものとして市民に浸透させることができた。また、アーティスト会場への作品展示や、アーティストの滞在により、地域コミュニティとも連携し街や郊外の新たな賑やかさを創出することにも貢献した。 【成果指標】 鑑賞者アンケートの満足度 A評価78.5% 【事業期間】 終期未定 (H29年度 10月21日～12月3日)	4
24	美術館	市美術展事業	都城圏域の美術愛好家の資質の向上と芸術文化の向上を図る。	出品資格は高校生以上で美術作品(平面・立体)の公募展であり、作品発表の場と鑑賞の機会を提供する。 ・会期 平成29年9月16日(土)～10月1日(日) ・審査員 全国から招聘 【当初予算】 3,124千円 【事業の効果】 都城圏域の芸術文化の向上と情操教育の振興につながり、近隣市町との交流が深まる。 【成果指標】 ・出品数 約350人 約400点 ・出品者、鑑賞者アンケート満足度A評価70%以上	【予算額】 3,118千円 【決算額】 2,968千円 【事業の効果】 表現の枠に縛られない応募規定と特定の美術団体に結びつかない審査員により、若い世代の出品に結びつくことを狙った。高校生特別賞の受賞枠を設け、新たな出品者を養成するため、出品相談会も実施した。出品数は目標を下回ったが、高校生の出品が一定程度あり、多様な市民の作品発表の場とその鑑賞の機会を提供することができた。 【成果指標】 ・出品数 247人 296点 ・出品者、鑑賞者アンケート満足度 A評価58.2% 【事業期間】 終期未定 (平成29年度 9月16日～10月1日)	3

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
25	美術館	作品収集事業	地域の美術文化の核として都城に縁のある作家で、質の高い作品を収集し、美術文化形成の充実を図る。	<p>作品収集委員会にて作品を審査し、収蔵作品として相応しい作品を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品収集委員 3名 ・収集委員会 平成30年2月 ・事業期間 平成29年4月～平成30年2月 ・収集作品 全国の美術商等による斡旋及び所蔵家・作家からの寄贈 <p>作品購入予算配当の無い年度については寄贈等の申出があった場合のみ収集委員会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵作品数 1,199点 (平成28年度末) <p>【当初予算】 583千円</p> <p>【事業の効果】 収蔵作品展で鑑賞する機会が増え、美術文化の醸成を図る。</p> <p>【成果指標】 2点から3点の作品収集</p>	<p>【予算額】 445千円</p> <p>【決算額】 373千円</p> <p>【事業の効果】 教育委員会の諮問に応じて、以下のとおり収集委員会にて調査・審議し答申を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集委員会 平成30年2月5日 ・諮問内容 寄贈作品12点、移管作品1点について諮問 ・学問的価値及び評価額について諮問 ・収蔵作品数 1,212点 (平成29年度末) ・収集点数 13点 (寄贈作品) 益田玉城「姫街道」 外11点 (移管作品) 大野重幸「辺」 <p>【成果指標】 13点の作品収集</p> <p>【事業期間】 終期未定</p>	4
26	都城島津邸	特別展開催事業	他の博物館や研究機関の史料を活用した多様な切り口による特別展を実施することにより、都城圏域の歴史理解の深化を図る。	<p>平成29年度は、徳川慶喜が政権を朝廷に返上した大政奉還から150年、西郷隆盛を中心に起こった最後の不平士族の反乱西南戦争から140周年に当たる。また、戊辰戦争に向け、京都警護中であつた都城島津家六烈士自刃からも150年となる。これらの出来事は、新たな時代の幕開けに向けた大きな事件であつた。そこで、この時期における薩摩及び都城の人びとの活躍を西郷隆盛らと絡めて紹介する。武士の時代が終焉し、天皇を頂点とした官僚中心の中央集権的国家へと展開する時代における人々の活躍を当時の貴重な資料を基に明らかにする展示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕末維新の動乱と都城～西郷隆盛と都城島津家～(仮称) ・会期 平成29年10月14日(土)～11月26日(日) <p>【当初予算】 7,308千円</p> <p>【事業の効果】 国の重要文化財を借用展示することで、当館における学芸部門のスキルアップとなり、かつ来館者の満足度が向上し、集客力のアップ及びリピーターの増加に繋がる。</p> <p>【成果指標】 特別展開催期間の入館者数 3,400人。</p>	<p>本展はNHK大河ドラマ「西郷どん」放映が決定したことを意識し、西郷隆盛を中心に激動の時代における薩摩藩及び都城島津家の人々の活躍を紹介した。また、あわせて記念シンポジウムを開催した。</p> <p>【予算額】 7,308千円</p> <p>【決算額】 7,042千円</p> <p>【事業の効果】 西郷隆盛が盟友であつた大久保利通に宛てた書状や、ペリー来航を伝える密書、さらに西郷の肖像画等々、動乱期の貴重な国宝・重要文化財等を紹介することができた。また、シンポジウムでは尚古集成館長松尾千歳氏をはじめ、原口泉、山本博文、小平田史穂、各氏にパネリストとして参加いただきた。西郷隆盛をはじめ当時の人々の活躍を紹介することができた。なお、NHK宮崎放送局との連携で実施し、司会を白鳥哲也アウンサーが務め好評を得た。</p> <p>【成果指標】 国宝3点、重要文化財14点をはじめ、動乱期の貴重な文化財を紹介することができた。そのほか多くの西郷隆盛関連資料や勝海舟の書など著名な文化財を展示紹介することができた。入館者数は3,618人で当初目標を達成した。</p> <p>【事業期間】 終期未定 (平成29年度)</p> <p>展 示：平成29年10月14日(土)～11月26日(日)</p> <p>シンポジウム：平成29年11月11日(土)</p>	5

[施策4] 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
27	文化財課	郷土歴史読本活用事業	地域の歴史や伝統・文化をまとめた「都城の歴史と人物」の活用を図る。	<p>増補改訂版郷土歴史読本『都城の歴史と人物』を小学6年生に配付し、子供たちが郷土の歴史・文化・偉人について学ぶことにより、郷土への理解を深め、愛郷心を高めることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度配付予定冊数 1,518冊 ・6年担任に『都城の歴史と人物』ガイドラインを配付 ・出前授業での活用 ・H30年度から32年度配付用として5,000冊を増刷 <p>【当初予算】 4,968千円 【事業の効果】 子どもたちが郷土の歴史・文化・偉人について学ぶことにより、郷土の歴史への理解を深めることが期待できるとする。</p> <p>【成果指標】 郷土歴史読本活用事業 (小学校6年クラス単位での活用率) ・基準値 H26 88.7% ・目標値 H29 95.0%</p>	<p>【予算額】 4,968千円 【決算額】 3,780千円 【事業の効果】 アンケートの結果、小学校36校57クラス中、全クラスで活用され、活用率は100%であった。『都城の歴史と人物』を授業で活用することで、子どもたちが郷土の歴史・文化・偉人について学ぶことができ、郷土の歴史への理解を深める結果となった。また、5,000冊を増刷したこと、平成30年度からこの事業の継続が可能となった。</p> <p>【成果指標】 小学校6年クラス単位での活用率は100%で、目標の95.0%を達成することができた。</p> <p>【事業期間】 平成20年度～平成29年度</p>	5
28	文化財課	埋蔵文化財保存活用整備事業	埋蔵文化財の保存と活用を行う体制を整備し、諸施策の実施を図る。	<p>出土品の活用をおし、正しい郷土の歴史に直接触れることで、先祖が守り抜いてきた自然・風土の素晴らしさ、資源の大切さ、「都城らしさ」について考え、更には、郷土愛の高揚を目指す目的として、体験学習や出前授業を実施し、普及啓発活動を行う。</p> <p>【当初予算】 2,000千円 【事業の効果】 発掘出土品を身近で見たり触れたり、史跡を探索する機会を児童等に提供することにより、地域の歴史を身近に感じ郷土愛の高揚につながる。</p> <p>【成果指標】 体験学習会等参加者数 ・基準値 H27 年間8,981人 ・目標値 H29 年間9,000人</p>	<p>【予算額】 2,000千円 【決算額】 2,000千円 【事業の効果】 多くの児童や市民に、発掘出土品を身近で見たり触れたり、史跡を探索する機会を提供することができた。</p> <p>【成果指標】 目標値 年間9,000人に対し、総計10,923人の参加を得た。</p> <p>【事業期間】 平成22年度～平成29年度</p>	5

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
29	都城島津邸	都城島津家史料修復事業	作成した都城島津家伝来史料の修復計画に基づき修復を実施することにより、史料の適切な展示・保存を図る。	かけがえのない市民の財産である都城島津家史料を永く保存・公開するために、傷んだ史料の修復を行うていく。 【当初予算】 2,898千円 【事業の効果】 作成した修復計画に基づいて修復すること、永く史料が保存され、適切な展示が行えるようになり、更に魅力ある展示が可能となる。 【成果指標】 修復史料2点	都城島津家史料を永く保存・公開するために、展示内容や史料の損傷状況を踏まえ、計画的に修復を実施した。 【予算額】 2,898千円 【決算額】 2,805千円 【事業の効果】 今年度は庄内地理志巻十・十二・十五・二十八の修復を行った。各巻表紙を含め損傷が大きく、展示公開が危ぶまれる状態であったが、適切な修復が施され、今後の保存活用の安全性が高まった。また修復過程において新しい発見があり、研究の上でも有益な情報を得られた。 【成果指標】 修復史料4点 【事業期間】 終期未定 (29年度 平成29年8月1日～平成30年3月31日)	5
30	都城島津邸	本宅襖修繕事業	傷んだ本宅襖の修復を実施することにより、歴史的建造物の適切な公開・保存を図る。	都城島津家御親族の指定寄附を受け、かけがえのない市民の財産である都城島津邸本宅を永く保存・公開するために、傷んだ襖の修復を行っていく。 【当初予算】 2,496千円 【事業の効果】 修復技術の高い事業者により修復すること、永く史料が保存され、適切な展示が行えるようになり、さらに魅力ある展示公開が可能となる。 【成果指標】 修復史料8枚16面	都城島津家御親族からの指定寄附を受け、損傷が進み安全な公開が危ぶまれていた都城島津邸本宅内の恭子氏居室襖8枚16面を修復した。 【予算額】 2,496千円 【決算額】 2,495千円 【事業の効果】 8枚16面の修復により、島津恭子氏の居室が再現され、観覧者に安全に公開することが可能となった。また、襖を実際に作成した職人の署名書画が発見され、当時の仕立てに関する新情報を得ることができた。 【成果指標】 修復史料8枚16面 【事業期間】 (29年度 平成29年6月2日～平成30年3月31日)	5

基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進

【施策1】 生涯スポーツの振興

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
31	スポーツ振興課	都城市体育協会運営費補助事業	本市のアマチュアスポーツを統括する団体である体育協会の運営及び事業の推進に関する経費を補助することとで、体育スポーツの普及と市民の体力向上及び競技力向上を図る。	体育協会の事務運営費、自主事業実施経費、選手派遣費、種目普及育成費等を補助する。 【当初予算】 10,816千円 【事業の効果】 体育協会の事務及び各種事業の円滑な推進が図られ、体育スポーツの健全な発展・普及、体協組織及び加盟組織の活動の充実、生涯スポーツの振興等による市民の体力の向上、児童生徒の健全育成、競技力の向上等が期待される。 【成果指標】 親と子のスポーツ教室の参加者 基準値 H28 89人 目標値 H29 89人 (前年度同様)	【予算額】 10,816千円 【決算額】 10,816千円 【事業の効果】 自主事業として「親と子のスポーツ教室」を実施することにより、幼少期にスポーツに親しむ機会を与えられることができた。 【成果指標】 ・親と子のスポーツ教室参加者実績 89組(178名) 平成28年度 参加者数実績 89組(178名) 平成29年度 参加者数実績 66組(132名) 【事業期間】 終期未定 (平成29年度) 前期 5月10日～7月12日、 後期 9月6日～11月15日	3

【施策2】 競技スポーツの強化

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
32	スポーツ振興課	都城運動公園陸上競技場公認継続事業	都城運動公園陸上競技場の4種公認を継続することとで競技場で開催される市内の各種大会の記録が公式記録として認定される。	平成30年6月に期間満了となる都城運動公園陸上競技場の4種公認継続のための整備を行う。また、年度内に検定を実施し、4種公認を継続する。 【当初予算】 10,130千円 【事業の効果】 陸上競技場で開催される市内の各種大会の記録が公式記録として認定される。 【成果指標】 4種公認継続のため、今年度中に整備を完了させ、検定を実施の上、4種公認を継続する。	【予算額】 15,619千円 【決算額】 13,352千円 【事業の効果】 2018年6月11日～2023年6月10日までの今後5年間における4種公認が継続され、本競技場で開催される市内の各種大会の記録が公式記録として認定されることにより、競技力向上が図られる。 【成果指標】 ・平成30年4月20日：競技場・備品等の整備完了 ・平成30年4月21日：第4種公認検定実施 ・平成30年5月9日：第4種公認決定 【事業期間】 平成30年1月18日～平成30年4月26日	5

【施策3】 スポーツ環境の整備

No.	担当課	事業名	目的	計画内容	点検評価	評価
33	スポーツ振興課	体育施設維持管理(指定管理)費	高城屋内競技場以外及び山田を除く拠点施設並びに各地区施設の体育施設において、指定管理者との基本協定に基づき、指定管理者に基き、指定管理の継続することにより、住民サービスの向上や経費削減に努める。	<p>早水、都城、山之口、高崎並びに高城屋内競技場の各運動拠点施設及び各地区体育施設23箇所の計28箇所の施設管理を、指定管理者制度により17の団体に委託する。</p> <p>【指定管理期間】 拠点施設(早水・都城)：平成27年度から31年度 拠点施設(高崎)：平成26年度から30年度 拠点施設(山之口)：平成26年度から29年度 拠点施設(高城屋内)：平成28年度から32年度 地区体育施設(23箇所)：平成27年度から29年度 地区体育施設(23箇所)：平成27年度から29年度</p> <p>【当初予算】 155,083千円</p> <p>【事業の効果】 指定管理者制度の導入により、拠点施設においては専門的かつ高度な管理運営を行うことができ、地区施設においては地区住民の活発な利用が促進され、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待できる。</p> <p>【成果指標】 利用調整会議の開催により、住民の平等な利用確保を図り、大会開催やスポーツ教室等の自主事業を充実させることにより、競技力向上や施設利用促進を図る。</p> <p>基準値 H28 854,747人 目標値 H29 863,294人(前年度1%増)</p>	<p>【指定管理者及び管理施設】 ・早水外7施設及び山之口運動公園外1施設：株式会社文化コーポレーション ・高崎総合公園体育施設：高崎町星の郷総合株式会社 ・地区体育施設：姫城・妻ヶ丘・小松原・祝吉・沖水・五十市・横市・志和池・庄内・中郷地区体育協会、西岳地区まじくり協議会、下長飯自治公民館、大岩田玉利自治公民館、今町多目的研修集会施設管理組合</p> <p>【予算額】 156,072千円 高崎体育施設指定管理において、予期できない電気料の不足が生じたため補正予算計上(989千円)</p> <p>【決算額】 156,071千円</p> <p>【事業の効果】 指定管理者導入により施設の利用促進及び利用者満足度の向上を図り、各種大会の円滑な運営や日常的な利用における活動に寄与することができた。</p> <p>なお、山之口運動公園外1施設及び地区体育施設の指定管理については平成30年度以降の管理者選定を実施した。その結果、山之口運動公園外1施設は、公募により特定非営利活動法人高城スポーツクラブが選定され、地区体育施設は非公募により現管理者が選定された。</p> <p>【成果指標】 体育施設利用者数 ・目標値 863,294人(前年度比1%増) ・実績値 995,602人(前年度比16%増) 年間利用調整会議により、各施設における大会の振り分けが円滑に進んだことなどが利用者増加につながっていると考えられる。</p> <p>【事業期間】 平成29年4月1日～平成30年3月31日</p>	5

3 平成 29 年度都城市教育委員会の自己点検・評価に対するまとめ、提言

(1) 自己評価のまとめ

各教育委員が、教育委員会の会議の運営等及びその他教育委員の活動状況実績に対する全体的な点検・評価を行いました。

各教育委員は、教育委員としての見識を高めるため、積極的な学校訪問により、学校の状況を把握すると共に、教育委員の研修にも参加しました。

教育委員会の会議録はホームページに公表しました。

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務は、都城市総合計画の後期実施計画期間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）の主要事業計画において採択され、かつ、平成 29 年度当初予算に計上された事務事業及び平成 28 年度予算で 29 年度に繰越された事務事業に対する実績、評価及び課題等の整理を行い、総合的な評価で、その達成度を 5 段階評価で行いました。

(2) 外部評価委員の意見提言

外部評価委員

内田芳夫氏

（鹿児島大学名誉教授、元南九州大学人間発達学部子ども教育学科教授）

久保田賢一郎氏

（都城東高等学校教諭、元都城市立姫城中学校校長、元都城市教育委員会学校教育課長）

項目名	意見・提言
1 教育委員会の活動状況(全体)	<p>【内田委員】</p> <p>次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成、ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進、魅力ある教育環境の整備・充実、生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進、魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進という基本目標のもと、基本目標 1 の市民総ぐるみによる教育の推進が十分に遂行できるように必要な予算を組み教育委員会全体で積極的に取り組んでいる姿に敬意を表します。</p> <p>引き続き、児童・生徒が地域で安心して生活でき学びができるよう、種々の取り組みの継続と必要な新規事業を開拓して戴きたい。</p> <p>【久保田委員】</p> <p>教育長報告や各事業の議案及び報告に対し、教育長や教育委員の方々の豊富な経験と見識を基にした質疑、事務局側の回答や説明などを含め活発な審議が行われていることが会議録を通して伺えます。</p>

	<p>さらに、その他の教育委員の活動を通して、定例会では学校や地域、児童生徒や市民の視点に立った議論が行われています。そのことが教育委員会の教育方針や各課の政策に活かされ、都城市の様々な教育的課題の解決につながっているものと思います。</p>
<p>(1) 教育委員会の会議の運営等</p>	<p>【内田委員】</p> <p>定例教育委員会で、非行問題、いじめ、不登校、交通事故等の児童生徒の現状について教育長報告があり、その報告を受けて教育委員の方々と事務局とが双方向的な討議がなされており、良好な教育委員会の会議運営になっています。</p> <p>特に、児童生徒の現状について、毎回、継続的に報告があるので当該問題の経過、推移を読み取ることができます。子どもの貧困対策や特別支援教育の推進も引き続き強化していただきたいと思えます。</p> <p>【久保田委員】</p> <p>定例会等の議事録及び教育委員の自己評価から、事前の資料配付、会議の時間管理、議事の進行、質問や意見等に対する修正・補足を持ち越さない配慮など、スムーズで適切な会議運営がなされていると思います。</p> <p>また、詳細に記録されている会議録から、会議の内容や教育委員会の事業目的・方向性などを理解することが出来ます。</p>
<p>(2) その他教育委員の活動</p>	<p>【内田委員】</p> <p>教育に関わる学校や地域の各種行事に教育長はじめ教育委員の方々が頻繁に参加されています。</p> <p>学校支援訪問活動は現場の実態を把握され、いじめや非行問題等の予防や初期対応に繋がる取組みになっています。</p> <p>他にも、スポーツ振興、生涯学習等においても精力的に出席され地域振興に寄与されています。</p> <p>【久保田委員】</p> <p>教育長や教育委員長の議会対応をはじめ、教育委員の小中学校訪問や各課行事等への積極的な参加が、市民の要望や学校・地域等の実態を把握することにつながっていると思います。</p> <p>このような活動による実態把握が定例会での質疑等として反映され、熱心な意見交換や協議になり、教育委員会の事業の充実につながっていると思います。</p>

<p>2 教育委員会が 管理・執行を教 育長に委任す る事務</p>	<p>【内田委員】</p> <p>5段階評価で多くの事業が評価4、評価5であり、良好な達成状況であります。</p> <p>各種事業を目的と計画内容に照合してみると事業効果や予算執行の整合性が読み取れます。</p> <p>各担当者へのヒヤリングで、エビデンスの提供と説明があり、より精度の高い妥当な点検・評価になったと判断します。</p> <p>なお、評価3の事業については、課題を明らかにされ一定程度の成果に繋がる取り組みを期待しています。</p> <p>【久保田委員】</p> <p>評価4（達成度80%を超える）以上の事業が多く、都城市教育振興基本計画が順調に推進されていると思います。</p> <p>さらに、推進力を高めるために評価3の事業については、その原因分析と対策・改善等を期待したいと思います。</p> <p>また、一部の事業において、事業の目的・成果と成果指標との整合性について疑問点がありましたので、次年度も継続事業であれば再検討の必要があるかと思っています。</p>
--	---

○都城市教育委員会外部評価委員設置規程

平成25年7月18日

教委訓令第3号

(設置)

第1条 都城市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うに当たり、その結果について学識経験者の意見を広く反映させるため、都城市教育委員会外部評価委員（以下「委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員の行う事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検結果について意見を述べること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の評価結果について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員は、2人以内とし、教育行政に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された委員の任期は、当該委嘱された年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において所掌する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

都城市教育委員会

教育総務課

都城市姫城町6街区21号

(0986) 23-9543